【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成23年6月29日

【事業年度】 第43期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社CSK

(旧会社名 株式会社 CSKホールディングス)

【英訳名】 CSK CORPORATION

(旧英訳名 CSK HOLDINGS CORPORATION)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 西 毅

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成22年6月25日開催の第42回定時株主総会の決議により、平成22年10月1日から会社名を上記のとおり変更しております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高	(百万円)	245,981	239,695	206,099	169,518	140,387
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	30,810	20,634	122,479	2,919	3,276
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	8,679	1,272	161,529	59,180	7,770
包括利益	(百万円)					7,798
純資産額	(百万円)	208,775	185,495	25,247	15,807	11,054
総資産額	(百万円)	577,294	550,054	363,931	267,749	180,862
1 株当たり純資産額	(円)	2,479.33	2,317.18	251.40	241.34	234.13
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額()	(円)	117.35	17.34	2,097.39	720.62	61.26
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	105.60	15.46			
自己資本比率	(%)	31.9	29.7	5.5	4.0	3.3
自己資本利益率	(%)	4.8	0.7	175.9	383.8	93.6
株価収益率	(倍)	42.1	132.6			
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,069	30,363	5,715	5,500	14,299
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,546	27,954	12,398	6,531	3,972
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	39,532	12,200	6,681	1,969	11,487
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	105,447	59,200	33,882	43,394	48,772
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	10,267 [3,148]	10,633 [2,943]	10,756 [3,023]	10,509 [2,627]	8,755 [2,928]

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3 第41期、第42期及び第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
 - 4 第41期、第42期及び第43期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
 - 5 第40期と比較し、第41期の経常利益及び当期純利益が大きく減少し、それぞれ経常損失及び当期純損失を計上している主な要因は、金融サービス事業における棚卸資産の収益性の低下により簿価切下げを実施したことによる影響であります。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高及び営業収入	(百万円)	15,583	12,986	13,792	17,255	51,336
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	10,785	4,423	1,806	5,350	3,464
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	7,625	7,423	152,190	50,966	6,837
資本金	(百万円)	72,790	73,225	73,225	96,225	97,811
発行済株式総数	(株)	78,437,124	78,670,524	80,290,414	125,787,714	149,787,714
純資産額	(百万円)	170,018	144,524	13,054	9,963	5,971
総資産額	(百万円)	331,321	352,469	235,068	171,965	137,604
1株当たり純資産額	(円)	2,288.61	2,048.58	162.61	250.55	235.91
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配 当額)	(円)	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)	()	()	()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額()	(円)	103.10	101.18	1,975.73	620.42	53.90
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	93.28				
自己資本比率	(%)	51.3	41.0	5.6	5.5	4.1
自己資本利益率	(%)	4.6	4.7	193.1	452.0	90.13
株価収益率	(倍)	47.9				
配当性向	(%)	38.8				
従業員数	(名)	139	152	186	100	4,543

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 売上高及び営業収入には消費税等は含まれておりません。
 - 3 第43期は、平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併し純粋持株会社から事業持株会社に移行しております。このため、経営成績及び財政状態は、大きく変動しております。
 - 4 第40期、第41期、第42期及び第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在 するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
 - 5 第40期、第41期、第42期及び第43期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

昭和43年10月 大阪市東区大川町(現在大阪市中央区北浜)にコンピューターサービス㈱(昭和62年1月に㈱CSKに社名変更。平成17年10月にホールディングス体制へ移行に伴い、 (㈱CSKホールディングスに社名変更。平成22年10月に事業持株会社体制へ移行に 伴い、㈱CSKに社名変更。)設立。

システム開発サービス及び F M (ファシリティ・マネジメント) サービスを開始。

昭和45年12月 関東、中部地区の業務拡大の為、東京営業所、名古屋営業所を設置。

昭和52年8月 本社を大阪から東京へ移転(東京都新宿区)。

昭和55年9月 株式を日本証券業協会東京地区協会へ店頭銘柄として登録。

昭和57年6月 東京証券取引所市場第二部に上場。

昭和57年12月 データベース事業への着手として、ビジネスエクステンション(株)(平成22年4月に (株)(SKサービスウェア(現・連結子会社)と合併により消滅。)設立。

昭和58年3月 アイ・エヌ・エス(株)(平成9年1月にシステムズ・オペレーション(株)と合併し、(株) サービスウェア・コーポレーションに社名変更。平成21年7月に(株) CSKマーケティング、(株) CSKコミュニケーションズ、(株) 福井 CSK、(株) 島根 CSK、(株) 岩手 CSK、(株)大分 CSK、(株)北九州 CSKのBPOサービス事業を統合して、(株) CSKサービスウェア(現・連結子会社)に社名変更。)を、当社と住友信託銀行(株)との合弁で設立。

昭和58年8月 NASDAO(米国店頭市場)に株式を登録(平成17年9月上場廃止)。

昭和59年4月 ホーム・エレクトロニクス分野への進出を図るため、㈱セガ・エンタープライゼス (平成12年11月に㈱セガに社名変更。平成15年12月に株式譲渡。)に資本・経営参加。

昭和59年9月 ネットワーク事業への進出を目的として共同VAN㈱(平成9年4月にCSKネットワークシステムズ㈱に社名変更。平成16年4月にASP事業とネットワーク事業を新設分割し、㈱CSKネットワークシステムズを設立。分割後の同社を当社に吸収合併。平成19年7月に㈱CSK・ITマネジメントに社名変更。平成23年10月に当社と合併により消滅。)設立。

昭和60年3月 東京証券取引所市場第一部に指定される。

昭和60年9月 高度システム・エンジニアリング・サービスを主業務とする日本インフォメーション・エンジニアリング(株)(平成12年4月に株)ジェー・アイ・イー・シーに社名変更。平成21年6月に株) JIEC(現・連結子会社)に社名変更。)を、当社と日本アイ・ビー・エム株)との合弁で設立。

昭和61年8月 大川情報通信基金を設立。

昭和62年1月 コンピューター・サービス(株)から(株) С S K に社名変更。

昭和62年12月 プリペイドカード事業の推進を目的として、日本カードセンター㈱(平成15年3月に㈱クオカード(現・連結子会社)に社名変更。)設立。

昭和63年6月 東京都多摩市にCSK情報教育センター竣工。

平成元年4月 テレマーケティングサービスへの進出を図るため、(株)ベルシステム二四(平成4年8月に(株)ベルシステム24に社名変更。平成16年8月に株式譲渡。)に資本・経営参加

平成元年9月 日本アイ・ビー・エム製品の販売及びソフトウェア開発の強化のため、CSI(株) (平成16年10月に株CSIソリューションズ(現・連結子会社)に社名変更。)を、 当社と日本アイ・ビー・エム株との合弁で設立。

平成3年3月 CADシステム分野への進出を目的として、スーパーソフトウェア㈱(現・連結子会社)に資本・経営参加。

平成3年5月 ベンチャービジネスの育成・支援を目的として、CSKベンチャーキャピタル㈱ (平成15年5月に新設分割によりCSKベンチャーキャピタル㈱)(平成22年9月に ㈱ウィズパートナーズ(現・持分法適用関連会社)に社名変更。)を設立するとと もに、CSKファイナンス㈱に社名変更。平成16年1月に㈱CSK興産と合併により 消滅。同日付で㈱CSK興産はCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル ㈱)に社名変更。平成21年9月にACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に株 式譲渡。)を設立。

平成3年6月 大阪証券取引所、名古屋証券取引所市場第一部に上場(平成15年3月1日上場廃止)。

- 平成4年12月 重度障がい者の多数雇用事業所として、東京都・多摩市・当社の出資による第3セクター方式の東京グリーンシステムズ(株) (現・非連結子会社)を設立。
- 平成6年6月 ウィンドウズNTの国内普及の中心的存在である㈱アスキー・ネットワーク・テク ノロジー(平成14年7月に㈱エイ・エヌ・ティに社名変更。平成18年4月に㈱CS KWinテクノロジ(現・連結子会社)に社名変更。)に資本参加。
- 平成7年3月 パソコンビジネスを中心とした㈱亜土電子工業(平成11年8月に㈱CSK・エレクトロニクスに社名変更、平成14年3月に株式譲渡、現社名(㈱MAGねっとホールディングス)に資本参加。
- 平成8年3月 ネットワークビジネス分野強化のため、ネクストコム㈱(現社名 三井情報㈱)に資本参加.
- 平成8年10月 中国におけるシステム開発拠点として、希世軟件系統(上海)有限公司(現・非連結子会社)を設立。
- 平成9年2月 ㈱ベルシステム24が東京証券取引所市場第二部に上場。
- 平成9年10月 地方拠点として、(株)沖縄CSK(平成16年2月に(株)CSKコミュニケーションズと合併により消滅。)を設立。
- 平成10年1月 出版、ゲームソフト、教育等のコンテンツビジネスを中心とした㈱アスキー(平成14年3月に株式譲渡。平成14年11月に㈱メディアリーヴスに社名変更。平成23年10月に ㈱エンターブレインと合併により消滅。)に資本参加。
- 平成10年2月 証券・金融分野に特化した情報システム開発を目的として、日本フィッツ㈱(平成17年10月に㈱CSKシステムズ(平成17年10月に当社の会社分割により設立。平成22年10月に当社と合併により消滅。)と合併により消滅。)を設立。
- 平成10年4月 地方拠点として、㈱CSKコールセンター沖縄(平成12年11月に㈱CSKコミュニケーションズに社名変更。平成21年7月に㈱サービスウェア・コーポレーションと合併により消滅。)を設立。
- 平成11年9月 ネットワーク事業強化のためにインターナショナル・インベストメント㈱(㈱ISAOに社名変更。平成22年4月に全事業を会社分割の上、豊田通商㈱が設立した㈱豊通ISAOへ移管するとともに、㈱四谷ビジネスに社名変更。平成23年2月に会社清算結了。)に資本参加。
- 平成11年11月 ㈱ベルシステム24が東京証券取引所市場第一部に指定替え。
- 平成12年9月 ネクストコム㈱が大阪証券取引所市場ナスダック・ジャパン(現 ヘラクレス市場)に上場。
- 平成13年3月 3月16日、当社創業者である取締役名誉会長大川功が逝去。
- 平成13年4月 関西文化学園都市内(京都府精華町)に、当社創業者 故・大川功の「こどもたちが情報社会の創造を先導していく」という考えを実現・継承する研究施設として大川センターを開設。
 - 未来を担うこどもたちの想像力をはぐくむ、САМРの活動を開始。
- 平成13年4月 グループ5社が株式公開(日本フィッツ㈱(4月店頭市場:JASDAQ)、㈱ ~9月 サービスウェア・コーポレーション(5月東京証券取引所市場第二部)、㈱ジェー・アイ・イー・シー(7月東京証券取引所市場第二部)、CSKネットワークシステムズ㈱(8月東京証券取引所市場第二部)、㈱CSKコミュニケーションズ(9月大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場))。
- 平成13年5月 地方拠点として、(株福井CSK(平成21年7月に(株)CSKコミュニケーションズ、(株) 島根CSK、(株)岩手CSK、(株)大分CSKのニアショア開発事業を統合して、(株)CSKニアショアシステムズ(現・連結子会社)に社名変更。)を設立。 地方拠点として、(株)サービスウェア九州(平成20年1月に(株)北九州CSKに社名変更。平成21年7月に(株)サービスウェア・コーポレーションと合併により消滅。)を設立
- 平成13年8月 検証事業の拡大を図るため、㈱ベリサーブ(現・連結子会社)を設立。
- 平成14年3月 ㈱CSK・エレクトロニクス及び㈱アスキーの株式を譲渡し、経営権の移行を実施。
- 平成14年4月 地方拠点として、㈱島根CSK(平成21年7月に㈱サービスウェア・コーポレーションと合併により消滅。)を設立。
- 平成14年8月 三洋投信委託㈱(平成15年1月にプラザアセットマネジメント㈱に社名変更。平成22年10月に株式譲渡。)に資本参加。
- 平成14年10月 CSK eサービスデータセンター(千葉県印西市)開設。 「日経平均株価(日経225)」の構成銘柄として選定される。

- 平成14年11月 地方拠点として、㈱岩手CSK(平成21年7月に㈱サービスウェア・コーポレーションと合併により消滅。)を設立。
- 平成14年12月 CSKグループ・キャッシュマネジメントシステムの運用開始。
- 平成15年2月 中国におけるBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業の拠点として、希世軟件系統(大連)有限公司(現・非連結子会社)を設立。
- 平成15年2月 グループ事業再編の一環として、株式交換による4社の完全子会社化を実施(㈱C ~ 5月 S Kコミュニケーションズ(2月 上場廃止)、C S Kベンチャーキャピタル㈱(2 月)、C S Kネットワークシステムズ㈱(5月 上場廃止)、(㈱サービスウェア・コーポレーション(5月 上場廃止))。
- 平成15年5月 本社を東京都新宿区から東京都港区に移転(CSK青山ビル)。 不動産の証券化事業推進を開始。
- 平成15年6月 取締役会改革、執行役員制度導入を柱とする経営機構改革を実施。
- 平成15年12月 (株)ベリサーブが東証マザーズ市場に上場。 (株)セガの株式を譲渡。
- 平成16年2月 グループ内のシステム運用管理サービスを集約するため、㈱CSKシステムマネジメント(現・連結子会社)を設立。 グループ全体での事務支援業務の全体最適を追求するため、㈱CSKビジネスサー
 - ビス(平成19年7月に㈱CSKアドミニストレーションサービスに社名変更。現・ 連結子会社)を設立。
- 平成16年4月 グループ事業再編の一環として、(株) CSKネットワークシステムズが行う事業の分割・統合を実施。 証券事業の新展開を図るため、コスモ証券(株)に資本参加。
- ネクストコム㈱が東京証券取引所市場第二部に上場。 平成16年8月 ㈱ベルシステム24の株式を譲渡。
- 平成16年8月 グループ事業再編の一環として、株式交換による3社の完全子会社化を実施(日本~平成17年3月 フィッツ㈱(8月 上場廃止)、㈱クオカード(10月)、プラザアセットマネジメント㈱(3月))。
- 平成16年9月 新コールセンター会社として、㈱CSKマーケティング(平成21年7月に㈱サービスウェア・コーポレーションと合併により消滅。)を設立。
- 平成16年11月 投資事業、経営に関するコンサルティング指導の事業を推進するため、㈱CSKプリンシパルズ(現・連結子会社)を設立。
- 平成17年7月 ネクストコム㈱の株式を譲渡。 東京グリーンシステムズ㈱と連携して花卉栽培やその販売・レンタルを行う、㈱C SKグリーンサービス(平成22年4月に会社清算結了。)を設立。
- 平成17年10月 グループ全体の企業価値の最大化を図るため、ホールディングス体制へ移行。(株) C S Kホールディングスに社名変更。 グループ経営体制実現のため、会社分割により平成17年5月に設立した C S K システムズ分割準備株 (同日付で株) C S K システムズに社名変更。)に当社の事業を承継。また、総合的なサービスプロバイダー型企業グループへの転換を目指すため、同社は日本フィッツ(株)を吸収合併。
- 平成17年12月 グループ事業再編の一環として、(株)エイ・エヌ・テイ(現社名(株)CSK Winテクノロジ 現・連結子会社)を株式交換により完全子会社化。
- 平成18年1月 サステナビリティ(社会の持続的発展)を実現するための研究活動を行うシンクタンクとして(株) CSK-IS(現・連結子会社)を設立。
- 平成18年3月 保有資産の流動化及び機動的な投資資金確保を目的に、本社CSK青山ビルを譲渡。
- 平成18年12月 兵庫県三田市のデータセンター設備を取得(CSK三田センター)。
- 平成19年1月 ㈱CSKシステムズの証券分野に関する事業を㈱CSK証券サービス(平成22年9月に㈱CSKシステムズと合併により消滅。)へ移管。 地域金融機関向け証券会社として、CSK-RB証券㈱(平成20年12月にコスモ証券
 - 地域金融機関向け証券会社として、CSK-RB証券㈱(平成20年12月にコスモ証券 (株と合併により消滅。)を設立。
- 平成19年3月 (㈱ゼイヴェル(現社名 ㈱ブランディング)との間で、e コマースサービスプラットフォームの合弁事業を開始することに合意し、同社の子会社である㈱ソロの株式を取得し、同日付で同社は㈱CSKプレッシェンドに社名変更して事業推進を開始。
- 平成19年4月 将来の本格的な農業への取り組みを視野に㈱CSKアグリコール(現・非連結子会社)を設立。

- 平成19年5月 グループ事業再編の一環として、㈱ISAOを株式交換により完全子会社化。
- 平成19年6月 研究活動やグリーンビジネスの生産拠点、社員研修施設として東京都多摩市にCSK 多摩センターを竣工。
- 平成19年7月 (株) CSKシステムズ、(株) CSKネットワークシステムズ、CSKフィールドサービス (株) (同日付で株) CSK-ITマネジメントと合併により消滅。)の3社について会社 分割・合併等により組織再編を実施。
- 平成19年9月 グループ事業再編の一環として、スーパーソフトウェア(株)を株式交換により完全子会 社化。
- 平成19年10月 金融サービス事業の業容拡充を目的として、光陽投資顧問㈱(平成19年11月にプラザキャピタルマネジメント㈱に社名変更。平成21年10月にキャピタルパートナーズ証券 ㈱に全株式譲渡。平成22年2月にキャピタルパートナーズ証券㈱と合併により消滅。)の株式を取得。
- 平成19年12月 (株)ベリサーブが東京証券取引所市場第一部に指定替え。
- 平成20年1月 (株サービスウェア・コーポレーション(現社名 株) CSKサービスウェア)、(株) サービスウェア九州(同日付で株)北九州 CSKへ社名変更(現社名 株) CSKサービスウェア)、(株) CSKコミュニケーションズ(現社名 株) CSKサービスウェア)の3社について会社分割・株式譲渡により組織再編を実施。
- 平成20年8月 グループ事業再編の一環として、コスモ証券㈱を株式交換により完全子会社化。
- 平成20年12月 証券事業の推進体制を強化することを目的として、コスモ証券㈱を存続会社とする C S K R B 証券㈱との合併を実施。
- 平成21年7月 (株)サービスウェア・コーポレーション、(株) C S K マーケティング、(株) C S K コミュニケーションズ、(株)福井 C S K、(株)島根 C S K、(株)岩手 C S K、(株)大分 C S K、(株)北九州 C S K の B P O サービス事業を統合して、(株) C S K サービスウェアを設立。 (株) C S K コミュニケーションズ、(株)福井 C S K、(株)島根 C S K、(株)岩手 C S K、(株)大分
- CSKの二アショア開発事業を統合して、㈱CSK二アショアシステムズを設立。 平成21年9月 CSKファイナンス㈱(同日付でゲン・キャピタル㈱に社名変更。)の全株式をACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に譲渡。

ACA(株)による資本増強策の実施。

住商情報システム㈱との業務・資本提携に向けた基本合意書を締結。

- 平成21年10月 プラザキャピタルマネジメント(株)の株式を譲渡。
- 平成22年4月 (株) C S K システムズ、(株) C S K システムズ西日本、(株) C S K システムズ中部の 3 社を (株) C S K システムズを存続会社として合併。

(株) CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(株) の2社を(株) CSKサービスウェアを存続会社として合併。

(株) ISAOの既存の全事業を会社分割の上、豊田通商株が設立した(株)豊通ISAOへ移管。

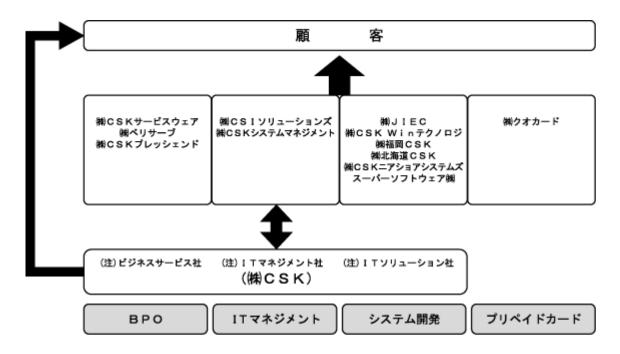
コスモ証券㈱の全株式を岩井証券㈱(現社名 岩井コスモホールディングス㈱)に譲渡

- 平成22年9月 ㈱CSKシステムズ、㈱CSK証券サービスの2社を㈱CSKシステムズを存続会社として合併。
- 平成22年10月 当社を存続会社として、(㈱CSKシステムズ、(㈱CSK-ITマネジメントを吸収合併するとともに、当社はホールディングス体制から事業持株会社体制へ移行し、社名を㈱CSKホールディングスから(㈱CSKへ変更。
- 平成23年2月 住商情報システム(株)と合併契約を締結。
- 平成23年3月 住商情報システム㈱と住友商事㈱が共同して当社株式等に対する公開買付けを開始。

3 【事業の内容】

当社グループは、「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」を目指した事業活動を推進しております。

事業分野、セグメントの区分と主要なグループ会社の関係は下図のとおりとなります。



※プリペイドカードを除く各セグメントにおいては、当社及びグループ各社は顧客との直接取引とともに、グループ間において機能を補完する取引を行っております。

<上場連結子会社名と公開市場名>

繰JIEC 東京証券取引所第二部 **繰べリサーブ** 東京証券取引所第一部

(注) 関CSKホールディングスは、平成22年10月1日付で関CSK-ITマネジメント及び附CSKシステムズと合併、商号を「関CSK」に変更し事業持株会社体制へ移行しました。また、事業部門として、「ビジネスサービス社」、「ITマネジメント社」、「ITマネジメント社」、「ITソリューション社」を設置しております。「ビジネスサービス社」については、関CSKサービスウェアと一体運営としております。なお、当社において平成23年4月1日付で「ビジネスサービス社」、「ITマネジメント社」、「ITソリューション社」3社の実質的な社内カンパニー体制から事業本部体制へ移行しております。

前掲の事業分野におけるグループ会社の位置付け・事業内容は概ね次のとおりであります。

	ВРО
会社名	事業内容
(株)CSKサービスウェア	コンタクトセンターサービス、BPOサービス
(株)ベリサーブ	製品検証サービス、セキュリティ検証サービス等
(株)CSKプレッシェンド	ECフルフィルメントサービス
希世軟件系統(大連)有限公司	コンタクトセンターサービス、システム開発等
(英文社名 CSK SYSTEMS(DALIAN)CO.,LTD.)	

ITマネジメント			
会社名	事業内容		
(株)CSKシステムマネジメント	情報システムのオペレーション管理等のシステム運用サー ビス		
(株)CSIソリューションズ	ERPソリューション、CRMソリューション、コールセンターシステム構築及びヘルプデスクサービス、システムインテグレーション、ハードウェア販売・保守等		

システム開発			
会社名	事業内容		
(株)JIEC	基盤技術をコアコンピタンスとした情報システムの設計・ 構築等		
(株)CSK Winテクノロジ	Windowsプラットフォームにおけるコンサルティング、ネットワークシステムの診断・設計・構築・運用、ソフトウェア製品の開発・販売、教育等		
スーパーソフトウェア(株)	住宅産業向けのパッケージ事業、ソリューション事業、保守 事業等		
(株北海道CSK	コンピュータソフトウェアの開発・販売及び賃貸、コンピュータによる情報処理サービス業及び情報提供サービス業、情報処理関連コンピュータ・ハードウェアの販売及び賃貸		
(株)福岡CSK	製品組込みシステム設計・開発、ビジネスシステム設計・開発、ERPコンサルティング・設計・開発、運用管理・保守、ネットワーク設計、機器販売等		
(株)CSKニアショアシステムズ	コンピュータシステムの開発及び保守		
希世軟件系統(上海)有限公司 (英文社名 CSK SYSTEMS(SHANGHAI)CO.,LTD.)	コンピュータシステムに関するコンサルティング、システム 設計・開発、保守サービス等		

プリペイドカード事業		
会社名	事業内容	
(株)クオカード	プリペイドカード事業(プリペイドカードの発行・精算業	
	務、カードシステムの開発・販売等)。	

その他の事業				
会社名	事業内容			
東京グリーンシステムズ(株)	売店・喫茶室の運営、名刺作成、生花の販売、観葉植物の販売・レンタル、インターネット上のホームページ作成・メンテナンスサービス等(重度障がい者の雇用を目的に東京都、多摩市との第三セクター方式により設立)			
(株) C S K アグリコール	農作物の生産・販売、農作業の代行・請負・委託、農作物の 生産に関する調査・研究・開発・技術指導、農業用地の耕作 及び農業研修指導、牧場の経営、乳牛の育成及び飲用牛乳・ 乳製品の生産・販売、食料品等の仕入れ・輸出入・卸売・小 売・通信販売			
㈱CSK CHINA CORPORATION	希世軟件系統(上海)有限公司及び希世軟件系統(大連)有限 公司の持株会社			
㈱ライトワークス	e ラーニングのプランニング、コンテンツ開発、実施、効果測定等			
㈱ウィズパートナーズ (旧社名 CSKベンチャーキャピタル㈱)	金融サービス事業(国内外のベンチャー企業への投資・育成・公開支援、投資事業組合の設立・運営管理等)			

	全社
会社名	事業内容
(株)CSKアドミニストレーションサービス	各種事務代行サービス及び各種運営管理サービス

BPO/ITマネジメント/システム開発/全社			
会社名	事業内容		
(株) C S K (旧社名 (株) C S K ホールディングス)	コンタクトセンターサービス、BPOサービス、データセンターサービス、システム運用サービス、運用コンサルティング、IT基盤構築、インフラマネジメント、ネットワーク運用監視、コンサルティング、ソリューションサービス、システム・インテグレーション、CSKグループ及びグループ各社の経営管理、並びにそれに付帯する業務		

当社(連結財務諸表提出会社) 連結子会社 非連結子会社 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

				議決権の所有		
			十冊4/車米			
名称	住所	資本金	主要な事業	(又は被所有)	関係内容	摘要
H19.	12//1	54.47	の内容	割合	IXINIT I	116135
				(%)		
(連結子会社)		百万円				
(株)CSKサービスウェア	東京都	2,063	ВРО	100.0	・役員の兼任…当社役員6名、当社従業員4名	(注)
	港区	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			・設備の賃貸借…有り	3, 4
㈱ベリサーブ	東京都	792	ВРО	55.6	・役員の兼任…当社役員3名	(注)
	新宿区				・設備の賃貸借…有り	2, 4
㈱CSKプレッシェンド		299	ВРО	66.7	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員2名	,_
,	港区				- ・貸付金415百万円	
	766				・設備の賃貸借…有り	
 株)CSKシステムマネジ	亩亡郑	100	ITマネジメ	100.0	・役員の兼任…当社役員3名	
メント	港区	100	ント	100.0	・設備の賃貸借…有り	
<u>ハント</u> 株)CSIソリューション		210	ITマネジメ	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名	_
		210		100.0	・役員の兼任…ヨ社役員2名 ・設備の賃貸借…有り	
ズ (#) しょこく	新宿区	074	ント	00.5		(2 \) \
(株)JIEC	東京都	674	システム開発	69.5	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員1名	(注)
(44) C C 1/ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	新宿区	100	S = 1 BB 2V	100.0	・設備の賃貸借…有り	2,4
(株)CSK Winテクノ		100	システム開発	100.0	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員1名	
ロジ	新宿区				・貸付金100百万円	
					・設備の賃貸借…有り	
スーパーソフトウェア㈱		100	システム開発	100.0	・役員の兼任…当社役員2名	
	新宿区				・貸付金…85百万円	
					・設備の賃貸借…有り	
株 北海道 C S K	札幌市	100	システム開発	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員2名	
	中央区				・設備の賃貸借…有り	
(株)福岡CSK	福岡市	200	システム開発	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員2名	
	中央区				・貸付金…150百万円	
(株)CSKニアショアシス	東京都	100	システム開発	100.0	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員1名	
テムズ	港区				・貸付金…140百万円	
					・設備の賃貸借…有り	
㈱クオカード	東京都	1,810	プリペイド	100.0	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員1名	(注)
	中央区	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	カード		・設備の賃貸借…有り	4
(株) CSKアドミニスト		100	全社(共通)	100.0	・役員の兼任…当社役員5名、当社従業員1名	
レーションサービス	港区				・貸付金600百万円	
	/				・設備の賃貸借…有り	
CSKプリンシパルズ(株)	東京都	100	全社(共通)	100.0	・役員の兼任…当社従業員4名	(注)
	港区		11(///		· 貸付金10,405百万円	7
	/62				- ・設備の賃貸借有り	'
㈱CSK-IS	東京都	100	全社(共通)	100.0	・役員の兼任…当社役員2名、当社従業員3名	(注)
WAS IN IS	港区		TI(//.2)	100.0	- ・貸付金11,247百万円	7
	, , , ,				2213 mr i — i i i i i i	
での過う社 (匿名組合1社及び投資		1				(注)
事業組合2社)						5,6
(持分法適用関連会社)	<u> </u>					
(対力伝過用制建去社) 株)ライトワークス	東京都	1/6	情報サービス	49.5	 ・役員の兼任…当社従業員1名	
	未示部 千代田区	140	事業	49.0	区央ツホロ…コ江灰米貝「口	
 株 ウィズ・パートナーズ		100	サポーベンチャー	24.8	 ・役員の兼任…当社役員1名	+
	港区	100	キャピタル事	24.0	「汉京の水圧…当社汉長「石	
	/ELC	1	キャピタル 事 業			
(スの仏の即ぶるない	-	-	未	-		
(その他の関係会社)	===	_	W 31 6 14 -15 7	() th CC +))	()
合同会社ACAインベ		3	当社の株式及	, ,	・当社への出資をしております。	(注)
ストメンツ	千代田区	1	び新株予約権	46.7		8
			の保有及び処			
		I	分			

- (注) 1 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。 2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 (株) C S K サービスウェアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等売上高23,453百万円経常利益486百万円当期純利益352百万円純資産額8,665百万円総資産額11,055百万円

- 4 特定子会社であります。
- 5 匿名組合 1 社及び投資事業組合 2 社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する 実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)により、実質的に支配していると判定したため 子会社としております。
- 6 投資事業組合2社のうち1社は、特定子会社であります。
- 7 債務超過会社であります。債務超過の金額は、平成23年3月末時点で以下のとおりであります。

名称	債務超過額 (百万円)
CSKプリンシパルズ(株)	9,796
㈱CSK-IS	9,073

8 合同会社ACAインベストメンツは、ACA㈱が当社の株式保有を目的に設立した合同会社であり、当社における実質的な主要株主は、ACA㈱であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成23年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
ВРО	2,232[2,863]
I Tマネジメント	1,290[]
システム開発	4,643[26]
プリペイドカード	99[28]
全社	491[11]
合計	8,755[2,928]

- (注) 1 平均臨時従業員数は、[]内に外数で記載しております。
 - 2 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社及び連結子会社の従業員数であります。
 - 3 従業員数が前連結会計年度に比べ1,754名減少しておりますが、主として当第1四半期連結会計期間に連結子会社であったコスモ証券(株の全株式を譲渡したことに伴い連結の範囲から除外したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
4,543名	38歳 1ヶ月	13年 0ヶ月	5,945,601円

セグメントの名称	従業員数(名)
ВРО	
I Tマネジメント	851
システム開発	3,343
プリペイドカード	
全社	349
合計	4,543

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3 従業員数が前事業年度末に比べ4,443名増加しておりますが、主として平成22年10月1日付で、㈱CSK-ITマネジメント(ITマネジメントセグメント)及び㈱CSKシステムズ(システム開発セグメント)を吸収合併したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

名称	CSK労働組合ベリサープユニオン福岡CSK労働組合北海道CSK労働組合CSKシステムマネジメント労働組合
組合員数	5,136名
労使関係	当社及び一部の連結子会社において労働組合が組織されております。また、当社の労働組合は、上部団体として全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。 当社は情報処理を営む者としての職業倫理を確立するために、この業界に最もふさわしい労使関係を確立しなければならないと考え、労働組合との間に「労使憲章」を締結しております。その基本理念は話し合いを唯一の問題解決手段とする健全な労使関係を維持することにあります。なお、同労働組合はユニオンショップ制であります。また、その他の労働組合に関しましても、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを中心に新興国の経済成長を背景とした輸出、生産の増加等により一部持ち直しが見られたものの、依然として続く円高、デフレ、厳しい雇用環境等により、本格的な回復には至りませんでした。さらに持ち直し始めた景気も、東日本大震災の影響から当面は弱い動きになると見込まれます。今後、生産活動の回復に伴い、海外経済の改善や各種政策効果等を背景に景気が持ち直していくことが期待されている一方で、電力供給の制約や原油高の影響等の景気が下振れするリスクを懸念し、企業の業況判断は依然として慎重さが見られます。

情報サービス業界においては、企業のIT投資はコスト削減を目的としたものに、競争力強化や、グローバル化への対応などの戦略的な投資も加わり、多様化・複雑化してきておりますが、景気の不透明感を背景にIT投資は抑制傾向にあり、厳しい事業環境で推移いたしました。

プリペイドカード業界では、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、需要は増加いたしました。

このような経営環境のなか、当連結会計年度においては、「個々の事業強化と連携強化(=サービス・インテグレーション)」、「新たな事業の創出(=サービス・イノベーション)」、「同業及び異業種との協業・提携」、「人材育成」、「海外市場への挑戦」の5つの経営施策を重点的に実施してまいりました。

なお、当連結会計年度に実施した経営施策の具体的な内容については、「第2事業の状況 7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)当連結会計年度に実施した経営施策」をご参照ください。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、次のとおりとなりました。

< 売上高 1,403.8億円(前連結会計年度比 291.3億円(17.2%)減収) >

売上高は、情報サービス事業への選択と集中の方針のもと、コスモ証券㈱の株式譲渡をはじめとした事業整理による減収に加え、不透明な経済環境を背景に、企業の新規投資の先送りによる案件不足や当初予算見直し、株式市場の低迷により証券会社向けサービスが減少したこと等の影響で1,403.8億円(前連結会計年度比17.2%減)となりました。

< 営業利益 70.0億円(同 28.2億円(67.7%)増益 >

営業利益は、減収の影響があるものの、前連結会計年度より取り組んできましたグループ管理機能の 適正化を中心としたコスト構造の見直しや、不採算事業からの撤退により70.0億円(前連結会計年度 比67.7%増)となりました。

- < 経常利益 32.7億円(同 3.5億円(12.2%)増益 > 経常利益は、貸付債権に対する貸倒引当金繰入額24.9億円や投資有価証券売却損10.9億円等の計上がありましたが、営業利益の増益により32.7億円(前連結会計年度比12.2%増)となりました。
- < 当期純損失 77.7億円(前連結会計年度591.8億円の当期純損失) > 当期純利益は、証券事業撤退損失89.0億円や減損損失30.0億円を含む特別損失148.1億円が発生する 一方、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の戻入47.7億円により、77.7億円の当期純損失(前連 結会計年度591.8億円の当期純損失)となりました。

< セグメント別の業績 >

) BPO

売上高は、コンタクトセンター事業において既存顧客との取引高の拡大と、検証サービスの増加により311.7億円(前連結会計年度比 2.4%増)となりました。

営業利益は、増収の影響により5.2億円(同6.9%増)となりました。

) ITマネジメント

売上高は、顧客の値下げ要請や内製化によるシステム運用サービスの減少、機器販売の減少により 310.0億円(前連結会計年度比 13.8%減)となりました。

営業利益は、減収の影響により18.9億円(同 22.6%減)となりました。

)システム開発

売上高は、顧客の当初予算の見直しや規模縮小、新規投資の先送り等による開発案件の減少や、証券会社向けASPサービスの減少により829.9億円(前連結会計年度比7.8%減)となりました。

営業利益は、減収の影響により75.5億円(同 11.2%減)となりました。

) プリペイドカード

売上高は、クオカードの加盟店店舗数の拡大やギフトカードの発行増加、エコポイント交換需要等によるカード発行量の増加に伴い、カード発行関連売上、機器販売、カード預り金運用収益が増加し35.9 億円(前連結会計年度比 12.6%増)となりました。

営業利益は、増収の影響により5.5億円(同 140.0%増)となりました。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご参照ください。

) その他

売上高は、既に事業撤退しているベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等での売上高であり、 4.7億円(前連結会計年度比 97.8%減)となりました。なお、前連結会計年度には証券事業や金融サービス事業等の売上高が含まれております。

営業利益は、2.3億円の営業損失となったものの、前連結会計年度と比較して金融サービス事業の撤退等により、赤字幅が19.5億円改善しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

- < 営業活動によるキャッシュ・フロー 142.9億円(前連結会計年度比 87.9億円増加) > コスト構造の見直しや不採算事業からの撤退による営業利益の改善に加え、カード預り金の増加や支払利息の減少により、営業活動によるキャッシュ・フローは142.9億円となりました。
- < 投資活動によるキャッシュ・フロー 39.7億円(同 25.5億円減少) > 投資有価証券の取得による支出があるも、有価証券の売却による収入や短期貸付金の回収等により、投資活動によるキャッシュ・フローは39.7億円となりました。
- < 財務活動によるキャッシュ・フロー 114.8億円(同 95.1億円減少) > 株式の発行による収入等があるも、長期借入金の返済による支出により、財務活動によるキャッシュ・フローは 114.8億円となりました。
- < 現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高

487.7億円(前連結会計年度末比 53.7億円(12.4%)増加) >

上述の各段階キャッシュ・フローにより、現金及び現金同等物の残高は487.7億円となりました。

(3) 財政状態

< 資産 1,808.6億円(前連結会計年度末比 868.8億円(32.5%)減少) > 流動資産は、主に証券事業撤退に伴い証券業関連の流動資産減少等により904.2億円減少いたしました。

固定資産は、証券業関連の固定資産が減少する一方で、国債購入等により投資有価証券が増加したことや、繰延税金資産の増加により固定資産全体では35.3億円増加いたしました。

これらの結果、資産合計は、前連結会計年度末比868.8億円減少し、1,808.6億円となりました。

< 負債 1,698.0億円(同 821.3億円(32.6%)減少) > プリペイドカード事業において、カード発行高の増加によりカード預り金が増加いたしましたが、証券

業関連の負債が減少したことや、借入金返済により、全体では821.3億円減少いたしました。

< 純資産 110.5億円(同 47.5億円(30.1%)減少) > 純資産の減少47.5億円は、主に当期純損失77.7億円により利益剰余金が減少したこと等によるものです。

なお、純資産の増減の詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結株主資本等変動計算書」をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の実績

当連結会計年度における生産の実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年度比(%)
ВРО	31,349	
ITマネジメント	32,852	
システム開発	79,846	
合計	144,048	

(2) 受注の実績

当連結会計年度における受注の実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年度比(%)	受注残高(百万円)	前年度比(%)
ВРО	34,490		15,021	
ITマネジメント	37,787		27,036	
システム開発	85,843		38,724	
合計	158,121		80,783	

(3) 販売の実績

当連結会計年度における販売の実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年度比(%)
ВРО	28,227	5.7
ITマネジメント	27,014	11.2
システム開発	81,246	7.7
プリペイドカード	3,425	13.3
その他	473	97.8
合計	140,387	17.2

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」は、当連結会計年度よりセグメントを変更し前年度の各実績を 求めることが実務上困難なため、前年度比(%)については記載しておりません。
- 3 「(1)生産の実績」の金額は、販売価格によっております。
- 4 「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。但し、「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」には、当社グループ内の間接スタッフ業務の一部を請け負っている㈱ CSKアドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。
- 5 「(3)販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。なお、プリペイドカード事業におけるカードの発行高は、69,094百万円であります。

3 【対処すべき課題】

当社が抱える経営課題として、以下5点を認識しております。

- 1)事業環境の変化への対応
 - ・「所有」から「利用」への顧客ニーズの変化等
- 2) グループの強みを生かした成長戦略の更なる推進
 - ・3事業の連携、BPO事業による差別化への取り組み
- 3) 既存顧客の深耕、新規顧客・成長企業との取引拡大
- 4)価格競争力の強化
 - ・さらなる原価低減、販売費及び一般管理費の適正化
- 5)事業構造・原価構造の見直し
 - ・事業環境に適合した体制、環境変化に柔軟な体制の整備

前述のような経営課題に対して、今後以下の取り組みを実施してまいります。

- < 「BPO」「クラウドビジネス」を戦略分野とし、リソースを重点配置>
 - ・BPO事業

「ビジネスサービス事業本部」を新設し、連続した一連の業務プロセスを受託し、BPO事業自体の事業領域の拡大・成長を図るとともに、ITを活用した業務改革を通じてグループとしての事業拡大を目指してまいります。

・クラウドビジネス

「クラウド事業本部」を新設し、人の稼働に依存しないクラウドビジネスを成長戦略と位置付け、戦略 商品・サービスを特定し、リソースを集中することで事業拡大を推進してまいります。

< 2つの成長戦略の強化・推進>

- ・サービス・インテグレーション
 - 営業戦略機能の強化等によって、3事業の連携を通じた事業拡大を図ります。
- ・サービス・イノベーション

各事業部門において、既存事業をベースに新たな事業・サービスの企画・開発に取り組むとともに、イノベーション推進機能を集約し、グループで蓄積した知財を活かした新たなサービスの創造を目指します。

<グローバル戦略>

次期のグローバル戦略は、中国におけるデータセンター事業の事業確立に注力してまいります。本事業は、将来のグローバル展開に向けた重要な取り組みとして位置付けております。

- <事業別の生産性・効率性の取り組み>
 - ・BPO事業

事業業務量の変動に対して柔軟な体制の構築、プロジェクト管理の強化 等

- ・ITマネジメント事業 オンプレミス型からデータセンター型への移行の対応、グループの運用体制の見直し 等
- ・システム開発事業

「開発本部」を設置し、標準化・共通化されたシステム開発基盤の整備と開発工程の実行、オフショア

・ニアショア活用を含む開発体制の再構築 等

< 販売費及び一般管理費の適正化 >

販売費及び一般管理費の適正化を通じて、グループ全体のさらなる収益力強化と価格競争力強化を図ります。

< 住商情報システム(株)との経営統合 >

当社と住商情報システム(株)(以下「SCS」といいます。)は、平成21年9月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのwin・winの効果を追求すべく協議を重ねてまいりました。これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化、及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、さらにはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至りました。そのため、両社は、平成23年2月24日開催の各社の取締役会による承認を得た上で、平成23年10月1日を効力発生日とし、SCSを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対してSCSの株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といいます。)に係る合併契約を締結いたしました。

なお、本合併の効力発生日において、吸収合併存続会社であるSCS(以下、本合併の効力発生後のSCSを「合併新会社」といいます。)は、商号をSCSK㈱と変更する予定であります。また、本合併後の事業運営については、本合併の効力発生日以降当面の間、当社及びSCSの事業を各々社内カンパニーとして、事業運営にあたる予定であります。

合併新会社は、両社のサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。さらに、住友商事(は)、以下「住友商事」といいます。)をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきたSCSの知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培った当社の顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指してまいります。

1)事業基盤の強化・拡大

両社が有するシステム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO、ITハード・ソフト販売の各事業の有機的な統合により、顧客企業に対するワンストップサービスの提供が可能となります。これにより、多様化する顧客ニーズに対応できることとなり、顧客満足度の向上を図り、新たな顧客サービスの創出を期待することができます。

両社の得意とする産業分野は重なりがある一方、既存の顧客基盤は補完関係にあります。これらの産業分野における両社の技術力・ノウハウ・知財等を相互活用することにより、各々の産業分野において合併新会社ならではの特色を持つことができ、技術力及び顧客の広がりにおいて、産業分野ごとにトップポジションの確立を目指してまいります。今後の業界の流れであるクラウドビジネスの強化に関しては、事業規模・各種資本力・技術力の拡大をベースに、両社データセンター事業の統合によるインフラ基盤の拡充、クラウド基盤等への先行投資を行うとともに、当社の特色・強みであるBPOも加えた付加価値の高いハイブリッド・クラウドサービスを展開できることになります。

ERP(統合型業務ソフトウェア)の分野では、両社のリソースを統合することにより、SCS独自のERPパッケージソフト事業である「ProActive」も含めた強化策を図ることが可能となります。

日本企業の海外進出が今後さらに加速することが予想される中、顧客企業において、グローバルベースのITガバナンスへのニーズが高まることが予想されます。SCSの海外でのITサポートの実績・知見と当社の優良な顧客基盤を活用し、顧客企業の海外進出をサポートすることにより事業のグローバル展開を強化し、ビジネス規模のさらなる拡大を目指してまいります。

2)経営インフラの強化・経営効率の向上

人材力の拡充に加え、住友商事のグループ会社としての信用力強化に伴う財務基盤の安定化が見込まれます。

システム開発における生産性・品質の向上については、両社の二アショア・オフショア拠点、外部委託の効率的な活用により開発コストの適正化が見込まれます。さらに、両社の開発手法、プロジェクト管理方法を融合して生産性・品質の向上を図り、顧客企業ニーズの高度化・多様化に応える競争力の強化・顧客満足度の向上を目論んでおります。

データセンター事業では、規模の経済を働かせ、効率化による運営コストの低減が見込まれます。また、 各種ハード・ソフト製品の販売においても、集中購買により効率的な調達を図ってまいります。

また、適正な人員配置により販売管理費の削減及び収益基盤の拡充を目指してまいります。

3)技術力・人材力の強化・拡充

両社の技術者の融合による提案力・技術力・サービス提供力の向上により、高度化・多様化する顧客企業ニーズへの対応力を強化し、両社既存顧客への取引深耕、新規顧客開拓を推進します。また、大型案件への取り組みを強化するとともに、新たなサービスの創造を積極的に行ってまいります。また、両社のR&D関連のリソース統合により研究開発機能を強化し、最先端技術への取り組みを広げるとともに、新規事業の創出にも繋げてまいります。

また、合併新会社の第一の重点施策として人材の育成を推進してまいります。両社の人材育成のノウハウを統合することにより、人材強化を図るとともに、新しい企業文化の創出を目指してまいります。

当社及びSCSは、本合併による両社の統合の目的を迅速かつ円滑に推進することを目的として、統合に関する重要事項について協議し、両当事者間における一定のコンセンサスを形成するための機関として、共同で統合推進委員会を設置しており、上記各事項の詳細について、協議を進めております。

なお、本合併の概要及び出資割合等は以下のとおりとなっております。

本合併は、SCSが住友商事と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立等を条件として、SCSを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併方式で行われ、当社は平成23年10月1日の本合併の効力発生日をもって解散する予定であります。

なお、本公開買付けは買付期間終了後成立し、SCSは当社のF種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株)を取得し、住友商事は当社の普通株式69,511,667株及び当社の第7回新株予約権(平成21年9月30日発行。普通株式数換算で、普通株式24,000,000株)を取得しております。その後、住友商事は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となり、当社の親会社に該当することとなりました。

4 【事業等のリスク】

当社では、当社グループに物理的、経済的、信用上の損失又は不利益を生じさせ、事業目的の達成を阻害する可能性のある事象を「事業等のリスク」として捉え、体系的なリスク対応を実現すべく体制・仕組みの整備を進めております。

当社グループでは、BPO事業、ITマネジメント事業、システム開発事業、プリペイドカード事業を行っており、当該報告セグメントの観点並びにリスクの固有性・共通性の観点から事業等のリスクを分類・整理すると下表のとおりとなるものと考えております。各リスク要因につき、必要なリスク管理及び内部牽制の仕組みを通じリスクの極小化に努めておりますが、想定外のリスクが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は大きく影響を受ける可能性があります。

なお、ここに記載する当社グループの「事業等のリスク」は、投資者(株主、投資家等)の判断に影響を 及ぼす可能性がある事項のうち、当連結会計年度末現在で重要と思われる事項を記載したものであります。 このため、今後の経済状況及び経営状況によっては、現在重要なリスク要因でないと判断される事項が相対 的に重要度が増すことや想定していない新たなリスク要因が発生する可能性があります。

		報告セグメント	ВРО	ITマネジ	システム	プリペイド
リス	ク属性			メント	開発	カード
固	(1)各報告セグメント特有の事業環境					
有	(2)特有の法規制					
IJ	(3)特定取引先・技術への依存、技術革新					
ス	(4)取引慣行、不正取引					
ク	(5)不採算案件、瑕疵対応及び不正利用					
	(1)取引先の与信					
共	(2)情報漏洩及びシステムダウン					
通	(3)事業継続上のリスク					
IJ	(4)会計上の見積り					
ス	(5)重要な訴訟及び知的財産					
ク	(6)特定役員等への依存及び従業員の確保					
	(7)株式の希薄化					

(注) 印は、重要なリスク要因が想定されるもの。

< 固有リスク >

(1) 各報告セグメント特有の事業環境

BPO、ITマネジメント、システム開発

1) お客様の設備投資に係る影響等

当社グループのお客様は、金融、製造、電機、通信、建設、商業、サービス業等の様々な業種・業態の法人企業であります。このような幅広い業界にわたるお客様の設備投資の実行は、経済環境、株式市況、金利動向等に直接・間接的に影響を受け、この結果として、お客様の設備投資の実行時期・規模により、当社グループの業績も影響を受ける傾向にあります。更に、IT技術者の世代交代、産業自体の成熟化、情報システム処理能力の強化等が業界全体の中長期的な取り組み課題として認識されております。

2) 同業他社との競業及び異業種からの参入

近年の情報サービス業界の変化として、お客様が情報システムの用途に応じて「所有」と「利用」を選択できるクラウドサービスが進展しています。

従来からの同業他社との競争に加え、通信事業者や、アプリケーションソフトウェアベンダー、サービスベンダー、データセンター事業者などの多様な企業が市場への参入を図っています。その結果、業界内での競争激化が進み、収益力の維持に多大な経営努力が必要となってきております。

当社グループは、国内における情報サービス産業の黎明期から当該事業に携わっており、業界の代表的企業グループの一つとなりました。これらの約40年間に渡る事業活動の結果得られた「お客様との信頼関係」及び「高い技術力・サービスノウハウ」等の経営資源を有効に活用し、今後も業界内外からの影響を受けにくい経営体制の整備に努力してまいります。

しかし、経済環境、お客様のニーズが急速かつ多面的に変化した場合、業界内部での価格競争が、現状を大幅に超える水準で継続した等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は大きく影響を受ける可能性があります。

3) 研究開発・先行投資費用の回収

当社グループでは、事業投資にあたっては、市場調査・技術調査等を先行的に行ったうえで、短期及び中長期の事業計画を策定し、投資額以上のリターンを獲得し得る分野にフォーカスして投資を実行しております。しかし、経済環境の急変、法令等の成立・改変、競業会社の出現等の外部環境の変動に加え、当社グループ内での研究開発活動等の遅延、業績及び資金の状況等の内部的要因により、当初想定していたリターンが期待できなくなる可能性があります。

プリペイドカード

プリペイドカード事業は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、書店等全国約4万3千店舗で利用できる全国共通のプリペイドカードである「QUOカード」の発行、精算及びカードシステムの提供等に関連する事業であります。当事業は、銀行カード、クレジットカード、電子マネー等の他の決済手段との競合やカード使用実績率の変動も考えられ、これらの事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(2) 特有の法規制

BPO、ITマネジメント、システム開発

決算情報の開示に関しては、開示内容の充実・四半期決算の実施、決算早期化などが求められてきました。当社グループとしては、随時適切な対応を行っており、今後も関連法令への遵守と開示水準の向上に努力してまいります。

しかし、情報サービス業に係る会計基準は、必ずしも会計慣行が定まっていない部分があることから、会計基準及び監査手続きが整備されつつあり、また、国際会計基準の動向など企業会計に影響をもたらす要因も存在します。このため、会計慣行及び会計制度に大きな変更があった場合、当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となる可能性があります。

また、情報サービス業に近接する関連法令等として、労働者派遣法・下請法・外形標準課税制度があります。当社グループとしては、業務遂行上関連の深い重要な法令等であることから、適切な対応を行っており、現時点においては特段の影響があるものとは考えておりません。しかし、今後更に関連法令等の変更が行われた場合、現在協業を行っている外部委託先が確保できなくなる可能性があり、法令変更が結果として人件費や外部委託費用の増加をもたらすものであった場合には、当社グループにとって不利益な結果をもたらす可能性があります。

プリペイドカード

プリペイドカード事業においては、資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として投資有価証券等を供託しております。当該供託は、当該事業を行うグループ会社が発行するプリペイドカードが利用不能になった場合に、当該カードの保有者が被り得る損失を填補するためのものであります。当該事業の運営にあたっては、セキュリティ・システム・信用・資金管理等のさまざまな観点からの経営施策を通じ、安定的な事業継続に努めておりますが、今後不測の事態が生じ当該カードが利用不能になった場合や、国際会計基準の動向など企業会計に影響をもたらす要因も存在しており、会計慣行や会計制度に大きな変更があった場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(3) 特定取引先・技術への依存、技術革新

BPO、ITマネジメント、システム開発

情報サービス事業においては、売上高の10%を超える特定のお客様への依存及び単一技術・サービスや単一製品に対する依存はないことから、現時点においてこの観点からのリスクは少ないものと考えております。

但し、買収や事業再編等に伴い当社グループのお客様が大きく経営方針を変更し、当社グループとの取引を停止した場合、当社グループと取引のある複数の業界が何らかの要因により同時並行的に業績不振に陥り、設備投資を延期もしくは中止した場合、当社が取り扱う複数の技術・サービスや製品の陳腐化が同時並行的に発生した場合、新技術・サービスや新製品への対応が遅れた等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

プリペイドカード

プリペイドカード事業においては、QUOカード(プリペイドカード)が主要なコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に導入されておりますが、業種的には限られた範囲での展開であり、取引先数自体は多くないことから、特定取引先への依存度は相対的に高いと考えております。このため、従来に進出していない新たな業種への展開により、特定取引先への依存度の低減を進めております。

しかし、このような経営施策が計画どおりに進捗せず、既存業種での事業減少又は大口取引先との取引停止等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(4) 取引慣行、不正取引

BPO、ITマネジメント、システム開発

当社グループが行うシステム開発、コンピュータ及びネットワーク機器の販売については、3月、9月、12月の順に、検収・納品が集中する傾向があげられます。

特に、多くのお客様の事業年度末となる3月に検収・納品が集中することから、第4四半期(下半期)の業績が大きな比重を占めており、上半期に比べ、下半期に売上高・利益が集中しております。また、第1四半期(6月末)は、検収・納品が少ないこと及び定期採用社員の教育費用により、他の期間と比べ売上高及び利益とも低い水準となります。

また、お客様の予算残高・予算の設定状況によっては、当社グループへの発注等が当初予定した時期と異なる場合、又はお客様の検収作業に遅れが生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

IT分野において社会的な信頼性を低下させた「スルー取引、循環取引、架空取引」等の不正取引に対し、会計基準の施行、監査厳格化、業界団体による改善指導等の対応がなされてきましたが、当社グループにおいても、取引の健全性・透明性の確保のために、そして不正取引に巻き込まれないようにするために、平成14年9月にグループ間取引の内規を制定し、平成16年12月には必然性のない多重取引等の禁止を明示したグループ共通ルールを設定し、適切に運用しております。

当社グループとしては、取引の健全性・透明性の確保に努めているものの、業界全体の信頼性が維持できない等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は、直接的又は間接的に影響を受ける可能性があります。

(5) 不採算案件、瑕疵対応及び不正利用

BPO、ITマネジメント、システム開発

情報サービス事業において、当社グループがお客様に提供するシステム及びサービスは、主に「実績精算」型の契約とプロジェクトの契約時に契約総額を決定するいわゆる「一括請負」型の契約形態があります。

当社グループとして、契約形態に拘らず、お客様に提供するシステム及びサービスについて、品質・生産性向上、適正利益確保、不採算プロジェクト及び瑕疵対応の未然防止のために、第3者レビュー制度、標準開発技法の運用、技術部品化を通じた技術情報の共有の推進、ISO9001^(注)の取得、プロジェクト情報の集中管理等の活動を積極的に推進しております。

「一括請負」型の契約形態の場合、システム開発等に係る生産性が向上した場合は、当初計画以上の利益が得られる可能性がある反面、前述のような品質の維持向上活動に拘らず、当初契約時点での工数見積りや仕様確定に過誤があった場合、原価管理が適正に行われなかった場合には、低利益率又は損失計上等の不採算プロジェクトが発生することがあります。

(注) ISO9001 : 国際標準化機構が認定する「顧客満足度向上を目指した品質運営管理の仕組みの 国際規格 なお、システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算プロジェクトについて、将来発生が見込まれる損失の見積り額を開発等損失引当金として計上しております。

当社グループの提供するシステム及びサービスが、契約で定めた仕様に達していないと判断された場合には、瑕疵対応として追加作業の発生及び損害賠償が求められる可能性があり、不採算プロジェクトとあわせ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす場合があります。

プリペイドカード

プリペイドカード事業においては、セキュリティ対策には十分な配慮を行っておりますが、偽造による不正利用問題が将来発生する可能性は否定できず、大規模な不正利用の発生により、当社グループの発行・運営するプリペイドカードの信頼性が低下した場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

< 共通リスク >

(1) 取引先の与信

当社グループは、取引先に関する信用リスクに対応するため、取引部門から独立した与信担当部門が財務的・経営的な観点から客観性の高い与信審査を行っております。会計上も一定の見積り及び評価に基づき、貸倒引当金を設定しており、想定し得るリスク対応を行っているものと認識しております。また、与信リスクへの対応を更に向上させるべく、与信管理制度の改善に努めておりますが、何らかの理由により取引先が支払不能・倒産に陥ったり、多額の回収不能・遅延が発生した場合には、当社グループの資金状況が影響を受ける可能性があります。

(2) 情報漏洩及びシステムダウン

当社グループは、取引先との機密情報の取り扱い、個人情報の取り扱いに関し、専門組織の設置、関連社内規程類の整備及び実務上の運用ルールの設定を行っております。

現在の急速に多様化するサービス内容や技術革新という環境下において、機密情報・個人情報の保護・漏洩防止に関する対策が従来以上に複雑化することが予想され、当社グループとしてはこれらに対し、 十分な配慮と努力をはらっていく所存であります。

しかし、万一取引先との間にセキュリティに関する問題が発生し、当社グループの社会的信用に甚大な 影響をもたらした場合、当社グループは経営上大きなリスクを抱えることになる可能性があります。

また、当社グループの行う取引先との営業取引及び本社事務処理部門のバックオフィス業務の双方ともに、コンピュータシステム及びインターネット等のネットワークに多くを依存しており、発生原因の如何を問わず想定外のシステムダウンが起こった場合、また、コンピュータウィルスによる重要な障害が発生した場合には、お客様との契約や信頼関係に問題が起きることが想定され、当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

(3) 事業継続上のリスク

事業継続上のリスクは、地震等の災害・情報漏洩・システムダウン等、当社グループの存続に関わる重大な事象のことをいい、損失を未然に防止するためのリスク回避策、及び発生した事象に対し会社の損失を最小限に止め、速やかに平常の業務に復帰させるための具体的な対応策や各種規程を整備し、危機管理体制を強化しております。

(4) 会計上の見積り

退職給付会計における年金資産の変動と基礎率変動の可能性

企業年金基金の年金資産は、運用成績により増減いたします。また、退職給付会計における退職給付債務計算の要素の一つである基礎率は、企業年金基金における加入人員の加齢、入退社等により変動します。

前述のとおり、年金資産及び基礎率は、必ずしも当社の経営努力だけでは管理できない要因により変動する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける場合があります。

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、営業取引を源泉とした課税所得による回収を見込んで計上しております。 しかし、経営成績が想定している計画を下回り、回収可能性に疑義が生じた場合は、繰延税金資産の取 崩しが必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損損失

保有資産について減損の兆候が発生した場合には、将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の認識・測定を実施いたします。その結果、固定資産の減損損失を計上する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与えることがあります。

(5) 重要な訴訟及び知的財産

当社グループは、お客様との契約にあたって、提供するシステムやサービスの仕様、契約の期間、提供の方法、機密情報の取り扱い等について、社内の関連部署と必要な協議・検討を行い、お客様と双方合意のうえ、契約を締結しております。

また、コンタクトセンター等のサービス提供型のビジネスは、無形のサービスが契約対象であること、新たな形態のサービス提供であり、対象となる業務の範囲が可変的であることから、契約慣行や先例が少なく、契約にあたっては十分な注意が必要となっております。このため、当社グループでは、サービス内容の定量化・可視化を通じ、お客様及び当社グループにとって最適な契約締結、契約内容に係るトラブルの未然防止に努めております。

また、知的財産権に関しても、専門部署を設け、当社グループの知的財産権及び他者の知的財産権に関し適切な対応をとっており、お客様との契約とあわせ、現在までのところ、重要な訴訟事件は発生しておりません。

しかし、前述のようなリスク回避策にもかかわらず、契約で定めた内容と実際に提供したシステム及び サービスについて、当事者間で解釈の相違が発生した場合、又は当事者間で合意がみられないような問題 が発生した場合、将来重要な訴訟が発生する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に大き な影響を与えることがあります。

(6) 特定役員等への依存及び従業員の確保

当社グループにおいては、適正な内部牽制が機能し、特定個人に依存しない最適な経営判断が実行される組織的経営体制を構築しております。しかし、経営体制及び経営に携わる特定個人について、適切な代替なしに変更・減員があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、従業員の確保については、定期採用、中途採用等を行っており、また、業績評価・人事考課等、適切な対応をしておりますが、何らかの理由により従業員が確保できない場合、従業員が一時に大量に離職するようなことが起こった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 株式の希薄化

当社が平成15年9月に発行している2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び平成18年7月発行の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債及び平成21年9月発行のA種、B種、E種及びF種優先株式及び第7回新株予約権が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があり、この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

なお、住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって合同会社ACAインベストメンツから住友商事㈱へ譲渡された第7回新株予約権の全てについて、平成23年4月22日付で住友商事㈱より行使がなされたことに伴い、普通株式24,000,000株を発行しております。

5 【経営上の重要な契約等】

<コスモ証券㈱の株式譲渡>

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であったコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱(現社名岩井コスモホールディングス㈱)に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日付で完了しております。

株式譲渡のその他の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 追加情報 連結子会 社の株式の譲渡について」に記載のとおりです。

(1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱(現社名 岩井コスモホールディングス㈱)との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(2) 譲渡先の概要(平成22年3月31日現在)

1)	名称	岩井証券㈱(現社名 岩井コスモホールディングス㈱)
2)	所在地	大阪市中央区北浜1丁目8番16号
3)	代表者	代表取締役社長 沖津 嘉昭
4)	資本金	10,004百万円
5)	事業内容	金融商品取引業
6)	当社との関係	該当事項はありません

(3) 譲渡日

平成22年 4 月16日

(4) 譲渡する子会社の概要(平成22年3月31日現在)

1)	名称	コスモ証券(株)			
2)	所在地	大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番12号	大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番12号		
3)	代表者	代表取締役社長 金森 巧			
4)	資本金	13,500百万円			
5)	事業内容	金融商品取引業			
6)	当該会社の直近期の連	連結決算期	平成22年3月期		
	結経営成績及び連結財	資産	93,901百万円		
	務状態	負債	69,401百万円		
		純資産	24,500百万円		
		営業収益	17,631百万円		
		営業利益	142百万円		
		経常利益	18百万円		
		当期純利益	320百万円		

(5) 株式譲渡の内容

1)	譲渡株式数	40,000,000株(所有割合 100%)
2)	譲渡価額	17,000百万円
3)	株式譲渡に伴う損失	8,904百万円(連結ベース)
4)	譲渡後の持分比率	%

(6) その他重要な特約等

該当事項はありません。

<(株)СSKシステムズと(株)СSK証券サービスの合併>

(㈱CSKシステムズと㈱CSK証券サービスは、平成22年6月30日開催の各々の取締役会において、平成22年9月1日を合併の効力発生日として、㈱CSKシステムズを存続会社とした吸収合併を実施することを決議いたしました。なお、当該吸収合併につきましては、平成22年9月1日付で完了しております。

(1) 吸収合併の目的

(㈱CSK証券サービスは、証券システムの開発・運用、金融情報配信、証券業務運用、コンテンツ開発・運用、証券会社設立・運営コンサルティングなど、証券業界の動向や証券業務に精通したノウハウに裏付けられた高度で専門的なサービスを、フルラインで提供できる数少ない企業であり、従来より当社グループにおいて、この特長を最大限に活かした戦略会社として活動しておりました。

一方、昨今の証券業界では、大手証券会社の合併・統合やフィナンシャルグループ化が進み、ホールセール事業の強化や、貯蓄から投資への流れの中での規制緩和、東証アローヘッド稼動などのインフラ整備、金融工学・ITの進歩による取引手法・執行場所・金融商品の多様化が進んでおり、証券分野に関するノウハウ・技術は、証券業界に限らず活用され得る範囲が拡大しつつあります。

これらのことから、多様な業種のお客様との取引実績を持つ㈱CSKシステムズの顧客基盤と㈱CSK証券サービスが有する証券分野に関するノウハウ・技術などを連携・融合させることが、当社グループのお客様に対して最適なサービスを提供することにつながるものと考え、合併の決定に至りました。

本合併により、証券分野向けサービスの競争力強化とサービス価値向上を実現し、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ための事業構造改革をいち早く進め、持続的な成長・発展を目指してまいります。

(2) 吸収合併の要旨

合併の日程 合併期日(効力発生日) 平成22年9月1日

合併方式 (株)CSKシステムズを存続会社とする吸収合併方式

合併比率 当社の完全子会社間での合併であるため、合併比率の取り決めはありません。ま

た、本合併による新株式の発行及び金銭などの交付は行いません。

(3) 吸収合併の当事会社の概要(平成22年6月30日現在)

1) 名称	(株)CSKシステムズ	(株)CSK証券サービス
2)設立年月	平成17年 5 月	平成13年 3 月
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号	東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅	代表取締役社長 野見山 雅彦
5) 資本金	10,000百万円	4,400百万円
6)発行済株式数	200,000株	88,005株
7)決算期	3月31日	3月31日
8)従業員数	3,269名	332名
9)株主及び持株比率	当社 100%	当社 100%

(4) 吸収合併後の状況

1) 名称	㈱CSKシステムズ
2)事業内容	コンサルティング システム・インテグレーション システム運用 ASP(アプリケーション・サービスプロバイダー) BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅
5) 資本金	10,000百万円
6)決算期	3月31日
7)株主及び持株比率	当社 100%

<当社と㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズとの合併>

当社は、平成22年8月12日開催の取締役会において、平成22年10月1日を効力発生日とした上で、当社を存続会社として、当社の完全子会社かつ連結子会社である㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズの2社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。なお、当該吸収合併は平成22年10月1日に完了しております。

吸収合併のその他の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 企業結合 等関係」に記載のとおりです。

(1) 吸収合併の目的

今回のグループ経営体制及び事業推進体制の見直しは、当社グループの競争力強化のためには、当社グループが手掛ける3つの事業(「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」)におけるより一層の連携が必要であるという認識のもと、お客様に必要とされる最適なサービス提供を実現するグループ体制に移行することにより、当社グループの持続的な成長・発展を実現することを目的としております。

合併後新会社(当社)を中心とした当社グループは、各社・各事業の特長・強みをさらに強化するとともに、3つの事業を融合した当社グループ独自のサービス提供により、お客様のビジネス革新に深く貢献してまいります。

(2) 吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズは消滅いたします。

(3) 吸収合併に際して発行する株式及び割当

当社は、(㈱CSK-ITマネジメント及び(㈱)CSKシステムズの発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、(㈱CSK-ITマネジメント及び(㈱)CSKシステムズの株主である当社に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行いません。

(4) 吸収合併期日

平成22年10月1日

(5) 引継資産・負債の状況

当社は、本合併の効力発生日における㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズのそれぞれの権利義務の全部を承継いたします。

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

名称	㈱CSK
事業の内容	BPO事業
	ITマネジメント事業
	システム開発事業
住所	東京都港区南青山二丁目26番 1 号
代表者の氏名	代表取締役社長 中西 毅
資本金の額	96,225百万円
決算期	3月31日

< 当社と㈱CSKアドミニストレーションサービスの吸収分割>

当社は、平成23年1月20日開催の取締役会において、平成23年4月1日を効力発生日とした上で、当社の完全子会社かつ連結子会社である㈱CSKアドミニストレーションサービスの保険サービス事業を除く一切の事業を会社分割により承継することを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。なお、当該吸収分割は平成23年4月1日に完了しております。

(1) 吸収分割の目的

当社は、平成22年10月1日付でグループ経営体制及び事業推進体制を、純粋持株会社体制から事業持株会社体制へ移行いたしました。当体制見直しの一環で、本社間接・スタッフ機能に関しても、社内組織として再構築を図ることを目的に、当社グループのシェアード・サービス機能を担う㈱CSKアドミニストレーションサービスの同機能を、会社分割により事業承継することといたしました。

(2) 吸収分割の方法

当社を承継会社とし、㈱CSKアドミニストレーションサービスを分割会社とする吸収分割方式です。

(3) 吸収分割に際して発行する株式及び割当

本吸収分割は完全親子会社間で行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 吸収分割期日

平成23年4月1日

(5) 承継会社が承継する権利義務

承継会社である当社は、吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、分割期日において㈱CSKアドミニストレーションサービスの保険サービス事業を除く一切の事業に関する資産・負債・雇用契約その他権利義務及び契約上の地位を承継します。

(6) 吸収分割当事会社の概要(平成23年3月31日現在)

1) 名称	(株) C S K (承継会社)	(株) C S K アドミニストレーションサービス (分割会社)	
2)設立年月	昭和43年10月	平成16年 2 月	
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号	東京都港区南青山二丁目26番1号	
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅	代表取締役社長 熊崎 龍安	
5)資本金	97,811百万円	100百万円	
6)発行済株式数	149,787,714株	2,000株	
7) 総資産	137,604百万円	1,378百万円	
8) 売上高	51,336百万円	3,818百万円	
9)決算期	3月31日	3月31日	
10)従業員数	4,543名	142名	
11)大株主及び 持株比率	合同会社ACAインベストメンツ 46.38%	当社 100%	

< 住商情報システム㈱との合併 >

当社と住商情報システム㈱(以下「SCS」といいます。)は、平成23年2月24日開催の両社の取締役会において、SCSを存続会社、当社を消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対してSCSの株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といい、合併対価として交付される株式を「本合併対価」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約及び両社の経営統合に関する統合契約を締結いたしました(当該合併契約は、当社及びSCS間で締結された平成23年5月19日付合併契約変更契約により、その一部が変更されましたが、その変更後の当該合併契約を、以下「本合併契約」といいます。)。

なお、本合併は、SCSが住友商事㈱(以下「住友商事」といいます。)と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としておりましたが、その後、本公開買付けは平成23年3月10日から平成23年4月11日までの買付期間終了後成立しております。

その後、住友商事は平成23年4月22日付で本公開買付けにより取得した第7回新株予約権について、その全てを行使したため、当社は普通株式24,000,000株を同社に交付しております。その結果、住友商事の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。

また、本合併契約は平成23年6月28日開催の定時株主総会及び種類株主総会において承認されました。 なお、第7回新株予約権の行使に関する詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記 事項 重要な後発事象」を、合併相手会社に関する詳細に関しては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 等 追加情報 住商情報システム㈱との合併に関する事項」をそれぞれご参照ください。

(1) 本合併の目的

当社及びSCSは、平成21年9月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのwin-winの効果を追求すべく協議を重ねてまいりましたが、これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、さらにはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至りました。

(2) 本合併の方法

住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

(3) 本合併に際して交付する株式及び割当

住商情報システム㈱ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)		
普通株式 1	普通株式 0.24		
A種優先株式 1	A種優先株式 1		
B種優先株式 1	B種優先株式 1		
普通株式 1	E 種優先株式 2,400		

(4) 合併比率の算定根拠等

当社及びSCSは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、当社はみずほ証券㈱に、SCSは野村證券㈱に、それぞれ普通株式に係る本合併対価の算定を依頼し、みずほ証券㈱は市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を、野村證券㈱は市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社及びSCSの株式価値を算定しました。それぞれ入手した合併比率算定書における算定結果を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

(5) 本合併の効力発生日

平成23年10月1日

(6) 本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の名称、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

名称	SCSK株式会社 (注)
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号
代表者の氏名	代表取締役社長 社長執行役員 中井戸 信英
	代表取締役 副社長執行役員 中西 毅
	代表取締役 副社長執行役員 露口 章
資本金の額	21,152百万円(合併による資本金の増加はありません。)
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	システム開発、I Tインフラ構築・マネジメント、B P O、I Tハード・ソフト販売

(注) 存続会社である住商情報システム(株)は、平成23年10月1日をもって、名称を住商情報システム(株) からSCSK(株)に変更する予定であります。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指すために、研究開発活動を行っております。当連結会計年度の研究開発費は3.9億円であり、セグメント別では、BPO0.2億円、ITマネジメント0.1億円、システム開発3.5億円となっております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

次の文中における今後の事業戦略及び将来に関する記載は、当有価証券報告書提出日の前日末現在における判断によるものであり、今後の経済環境及び経営状況によっては、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

(1) 中長期的な経営戦略

当社グループは「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」ことをグループビジョンとし、事業方針として、以下の3つを掲げております。

1)競争力強化と差別化

BPO事業・ITマネジメント事業・システム開発事業を事業の3本柱と位置付け、それぞれがサービスの革新により競争力強化と差別化を果たす。

2)グループの連携・協業推進

グループ間での連携及び協業により、重点顧客向け営業を強化することでグループ全体の事業規模拡大を図る。

3) NO.1サービスの創造

3 つの事業をベースに、保有・蓄積するノウハウの活用を通じて、NO. 1 を目指せる新たなサービスを創造し、将来的な集積の柱を構築する。

このような取り組みにより、早急に業績を回復し継続的な企業価値の向上を図ることで、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるべく努めてまいります。

(2) 当連結会計年度に実施した経営施策

1)個々の事業強化と連携強化(=サービス・インテグレーション)

「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」個々の強化を進めるとともに、3 事業を連携・融合した当社グループ独自の価値提供により、お客様のビジネス革新に貢献すべく取り 組みを進めてまいりました。

個々の事業強化として、「BPO事業」は、情報通信/製造業向けを中心とした受注拡大、生産性向上による収益力強化、新たなビジネスモデルとしてクラウドソーシング (注) を活用したアウトソーシング事業(evelink $^{\text{TM}}$) (注) の強化を実施いたしました。「ITマネジメント事業」については、オンプレミス型マネジメントサービス (注) と当社データセンター拠点からの遠隔サービスを組み合わせたハイブリッド型マネジメントサービスの拡大、クラウド型アウトソーシング(プリセットUSiZE) (注) の展開、「システム開発事業」は、特定業界・業務向けSaaS (注) 5 の拡充を進めてまいりました。

3事業の連携・融合については、当社独自のハイブリッド・クラウドの整備を進めてまいりました。 お客様所有の「既存システム」、お客様企業専用の「プライベート・クラウド」、プライベート・クラ ウドとパブリック・クラウド^{(注)6}の長所を融合した活用形態である「ハイブリッド・クラウド」に 「業務」つまり「BPO」を組み合わせることで、全てのお客様に最適なサービスを提供できること が、当社グループの独自性であると考えております。このような視点で、3つの事業を連携した提案、 サービス提供を推進してまいりました。なお、3事業の連携強化・事業の一体化を目的として、平成22 年10月1日付で当社と㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズが合併し、同時に㈱CSK サービスウェアについても、実質的な一体運営を開始しております。

(注)1 クラウドソーシング 不特定多数の人に業務を委託するという新しい雇用形態

(注)2 evelinkTM(エヴリンク) Every(誰でも、いつでも、どこでも)とLink(繋がり、絆)を組み合

わせ新しいソーシングの形を表現した新事業名称

(注)3 オンプレミス型マネジメントサービス: お客様先常駐でのマネジメントサービス

(注)4 プリセットUSiZE

当社のデータセンターに設置したITリソース(サーバー/ストレージ、ネットワーク、運用)を、お客様ごとの要件に基づいた最適な形で提供する、オーダーメイド型のアウトソーシング

サービス

(注)5 SaaS(Software as a Service): ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とするものだけを

ネットワークサービスとして提供するソフトウェアの配布形態

インターネットを経由した一般向け利用サービスとして提供 (注)6 パブリック・クラウド

されるクラウドコンピューティング環境

2)新たな事業の創出(=サービス・イノベーション)

これまで得たノウハウ・知識・経験をベースとして、顧客ニーズの追求による既存サービスの延長 線上にない新しい事業の創造に継続的に取り組んでまいりました。

「環境・仕組みの整備から具現化へ」をテーマとして、新たな事業アイデアの育成・企画・開発へ取り組んだ結果、プロフィット化に至った案件も生まれております。

3)同業及び異業種との協業・提携

BPO事業においては、(株)リアルワールドとクラウドソーシング事業で業務提携を行い、ITマネジメント事業においては、中国の現地企業である万国数据服務有限公司(グローバルデータソリューションズ社)と、中国進出に関する提携協議を進めてまいりました。

また、平成23年10月1日に合併を予定している住商情報システム㈱とは、調達・購買の共同化、大型 案件の共同受注・プロジェクトの推進等を進めてまいりました。

4)人材育成

継続的な技術教育に加え、社員個々人が変化に対し前向きにチャレンジし、持続的な成長を実現する 組織風土及びマインドの醸成を図るために、ITスキル標準を踏まえた当社グループ独自の職種別等 級定義及び専門スキル認定基準から、専門スキルレベルの審査・認定基準の作成を行う「専門スキル 認定委員会」の運営を実施いたしました。

5)海外市場への挑戦

中国を中心とした東アジア市場への進出を目的とし、既存サービス・ソリューションの販売、現地企業とのアライアンス(万国数据服務有限公司(グローバルデータソリューションズ社)との提携協議、現地SIerとのアライアンスの検討)、既存のお客様の中国展開対応(お客様システム部門のオフショア化への支援や日系現地法人向けのサービスの拡大)に取り組んでまいりました。

(3) 連結経営成績の推移について

(単位:百万円)

				(1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
決算年月	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	239,695	206,099	169,518	140,387
経常利益又は損失()	20,634	122,479	2,919	3,276
当期純利益又は純損失()	1,272	161,529	59,180	7,770

平成20年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、金融・保険業界に係るシステム開発が順調に拡大したことに加え、ビジネスサービスにおける製品検証サービスが順調に推移いたしましたが、金融サービス事業において期末に見込んでいた収益取込が翌期になったこと、証券事業において株式市況の低迷による影響を受けたこと等により減収となりました。
- ・経常利益は、情報サービス事業におけるテクノロジーサービスにおいては、増収に加えて収益性重視の受注獲得や生産性向上が進んだことにより大幅に増加し、ビジネスサービスにおける中長期的な拡大に向けた先行投資費用の増加をカバーし、増益となりました。しかし、金融サービス事業においては、減収に加え、前連結会計年度に大型投資案件の精算があったこと、また証券事業においては、急速に業績が悪化したこと、さらに当社にて進めているグループ全体の情報インフラ整備費用等の増加により減益となりました。
- ・当期純利益は、経常利益の減少に加え、当社連結子会社における事業用資産の減損処理による特別 損失を計上したこと等の影響により、減益となりました。

平成21年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、クレジットファイナンス系及び生 損保向けSI案件やアウトソーシングは堅調に推移いたしましたが、ビジネスサービスにおける 証券向けASPやコンタクトセンター、製品検証サービスが減少したことに加え、金融サービス事 業及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと等により減収となりました。
- ・経常損益は、金融サービス事業における既存の投資不動産の評価に加え、金融サービス事業全般及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと、全社ではグループ全体の情報基盤整備のための費用が増加したこと等により、経常損失となりました。
- ・当期純損益は、経常損失に情報サービス事業、証券事業及び全社等における固定資産や証券事業におけるのれんの減損損失を計上したこと、横浜市みなとみらい21本社ビル建設中止に係る損失及び繰延税金資産取崩し等の影響により、当期純損失となりました。

平成22年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業においては、主に電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、また前連結会計年度においては銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件があったこと等により減収となりました。プリペイドカード事業及び証券事業においては堅調に推移し、増収となるものの、連結全体としては減収となりました。
- ・経常利益は、情報サービス事業においては売上高の減少による影響をコスト削減の推進により補 完した結果増益となりました。また、証券事業においては前連結会計年度に実施したコスト構造の 改善が功を奏したことにより黒字転換し、全社費用及びその他の事業での損失を吸収し、連結全体 では黒字転換いたしました。
- ・当期純利益は、不動産証券化事業撤退損失や特別退職金等の特別損失の発生により、当期純損失と なりました。

平成23年3月期:

・「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

有利子負債の状況

当連結会計年度末における有利子負債の状況は、短期有利子負債318.5億円(新株予約権付社債217.9億円、短期借入金100.6億円)、長期有利子負債548.6億円(新株予約権付社債350.0億円、長期借入金198.6億円)であり、有利子負債合計で867.1億円となっております。

格付

(㈱日本格付研究所による格付では、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債217.9億円及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債350.0億円は、平成23年2月24日付でBB+(クレジット・モニター(ポジティブ))で「債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない」という状況であり、住友商事㈱と住商情報システム㈱による当社の株式等に対する公開買付けは成立しており、平成23年10月1日に予定している住商情報システム㈱との合併が実現した場合、新会社の信用力は住友商事㈱との結びつきの強さや、合併等による経営基盤の強化等によって、現状の当社の信用力が高まる見通しであるため、クレジット・モニターの対象となっております。今後とも財務体質の強化策を着実に推進し、格付の向上を図ってまいります。

CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム

当社グループは、グループ各社の資金需要をトータル管理することにより、資金効率の向上、スケールメリットを活かした資金調達、グループ全体としての有利子負債と支払利息の削減等を目的として、平成14年12月からCSKグループ・キャッシュマネジメントシステムを運用しております。

資金の安定化について

前連結会計年度において「不動産リスク遮断策」、「ACA資本増強策」、「取引銀行支援策」を実施したこと、また当連結会計年度において当社の主要株主である合同会社ACAインベストメンツより、平成23年3月15日付で第6回新株予約権行使(払込金額30億円)がなされ、また住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって合同会社ACAインベストメンツから住友商事株式会社へ譲渡された第7回新株予約権の全てについて、平成23年4月22日付で住友商事株式会社より行使(払込金額30億円)がなされたことにより、当面の資金については安定しております。また、引続き事業構造・原価構造の見直し、販売費及び一般管理費の適正化等を進めることで、営業活動によるキャッシュ・フローの確保と有利子負債の圧縮を実現し、財務体質の健全化に取組んでまいります。

(5) CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)への取り組みについて 東京グリーンシステムズ株式会社

同社は、東京都・多摩市・当社の共同出資による第三セクター企業として、平成4年に設立されました。重度障がい者雇用モデル企業として、「参加・自立・共生」を理念として掲げ、これを実践していくことによりノーマライゼーション(障がい者とそうでない者が共に暮らす社会が正常であるという考え方)を推進しています。なお、事業内容は、生花販売・観葉植物レンタル、ホームページ・名刺作成、売店・喫茶室運営等を行っております。

CAMP (Children's Art Museum & Park)

「こどもたちが情報化社会の創造を先導していく」との当社創業者の故・大川功の理念を受け継ぎ、MITメディアラボを始めとする国内外の研究・教育機関の協力のもとに、未来のこどもたちのための活動として「CAMP」を運営しております。

CAMPは、30種類以上のワークショップの運営を通じて、こどもたちが、自分にあった表現やコミュニケーションの方法を見いだす「機会」を提供するプロジェクトであり、ワークショップ自体の外部への貸出し、スタッフ向け研修も実施しております。

1) 活動拠点

京都の大川センター及びCAMP東京オフィスの2拠点をベースに、東京、横浜、名古屋、大阪、 奈良、北海道、沖縄等各地でワークショップを開催しております。

2) ワークショップの事例

- 「クリケットワークショップ」:小型コンピュータ「クリケット」と身のまわりの素材を使ったおもちゃ作りを通じ、自由な発想を形にしていくもの
- 「すいそく・かいぞく・図鑑ワークショップ」:海の生物の視点で撮影された映像の観察を 通じ、科学的な考え方やアイディアを広げる楽しさを体験するもの
- 「ピクトデザインワークショップ」:絵文字(ピクトグラム)の作成を通じ、デザインの基礎を 体験するもの

公益財団法人 大川情報通信基金

当財団は、情報・通信分野の新しい研究に対する助成、顕彰活動、調査・分析、情報収集等を目的として、昭和61年に当社創業者の故・大川功が設立いたしました。現在の基本財産は約50億円であり、特に公益性が高い財団法人として、平成23年5月20日付で内閣総理大臣より「公益財団法人」の認定を受けております。

研究助成及び顕彰の対象は、国内のみならず海外も対象としており、今後とも情報・通信分野のますますの発展と振興に努め、21世紀における高度情報化社会の形成の一助となって、充実した公益活動を推し進めていくものであります。

環境活動

当社グループの保有するITに係る技術・ノウハウを活用し、ペーパーレス化、省資源化、集中管理による電気等の節約、廃棄物の分別回収等の環境活動を推進しております。

グローバルコンパクト

当社は、サステナブルな社会の実現に貢献し、社会が必要とするサービスを提供していくため、国連の提唱する人権、労働、環境および腐敗防止に関する普遍的原則である『グローバル・コンパクト』への支持を表明する書簡を国連事務総長に提出、受理され、2007年6月14日付でグローバル・コンパクトに正式に参加しました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、4,211百万円であり、連結会社別の主な内訳は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

区分	事業所名	セグメントの名称	設備投資の内容	投資額 (百万円)	摘要
提出会社	C S K e サービスデータセンター (千葉県印西市)	I Tマネジメント システム開発 全社	データセンターにおけるインフラ構築に 係る資産の取得等	1,517	(注) 1

- (注) 1 設備投資額には建物、工具、器具及び備品、無形固定資産及びリース資産が含まれております。
 - 2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

事業所名	1 18 12 1 - 57	10 M - 1 -	帳簿価額(百万円)			従業			
(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	員数 (名)	摘要
CSK三田センター (兵庫県三田市)	I Tマネジメント システム開発 全社	データセン ター設備	2,225	561 (22,641)	273	45	3,106	8	
C S K e サービスデータセンター (千葉県印西市)	I Tマネジメント システム開発 全社	データセン ター設備	3,863	1,026 (12,941)	595	315	5,801	45	
CSK多摩センター (東京都多摩市)	システム開発 全社	研修・研究 設備	2,675	2,546 (28,650)		716	5,938	26	(注) 1
レクセル多摩センターマークレジデンス (東京都多摩市)	全社	研修用宿泊 施設及び社 宅	437	296 (1,216)		0	734		(注) 1
CSK四谷ビル (東京都新宿区)	システム開発 全社	事務所設備	596	933 (1,113)		25	1,555	94	(注) 1
本社 CSK青山ビル (東京都港区)	ITマネジメント システム開発 全社	事務所設備	432			612	1,045	1,185	(注) 2
大川センター (京都府相楽郡)	全社	研究設備	0	1,846 (27,117)		3	1,850	15	
東天満オフィス (大阪市北区)	ITマネジメント システム開発	情報処理関 連設備	215		201	294	711	52	(注)3
日本橋本町東急ビル (東京都中央区)	ITマネジメント システム開発 全社	事務所設備	353		6	297	657	570	(注) 2

- (注) 1 建物及び土地について賃貸しております。
 - 2 建物について賃借しており、一部を転貸しております。
 - 3 建物については賃借しております。
 - 4 帳簿価額の「その他」には車両運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産、長期前払費用が含まれております。
 - 5 上記金額には消費税等を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において新たに計画している重要な設備の新設、除却等は該当ありません。また前連結会計年度に計画中でありました重要な設備の新設、除去等における重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	498,376,800		
A 種優先株式	15,000		
B種優先株式	15,000		
E 種優先株式	5,000		
F 種優先株式	5,000		
計	498,376,800 (注)		

⁽注) 当社の発行可能種類株式総数の合計は498,416,800株でありますが、当社の定款では発行可能株式総数は 498,376,800株と定めております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、 会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年 6 月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	149,747,714	173,747,714	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式 (注) 2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、7
B 種優先株式 (注) 2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、8
E 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、9
F 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、10
計	149,787,714	173,787,714		

- (注) 1 提出日現在発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式に係る取得請求権の 行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等であります。
 - 3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注) 7、8、9、10のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。
 - 4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての 所有者との間の取決めはありません。
 - 5 各種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません。なお、各種優先株式の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。
 - 6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。
 - 7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) A種優先配当金
 - a . A 種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.A 種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。) +1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) A 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B 種優先株式と同順位とし、E 種優先株式及び F 種優先株式に優先する。
- (2) A 種優先株式の残余財産の分配順位は、B 種優先株式と同順位とし、E 種優先株式及びF 種優先株式に 劣後する。

5 . 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本 7 項に基づく A 種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() A 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の A 種優先株式についてのみ、当該 A 種優先株主の株式対価取得請求に基づく A 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる A 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る A 種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた A 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る A 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる A 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がA種優先株式の取得と引換えにA種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b.転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額と初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、A種優先株式の発行後、下記本号 ...に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

 既発行
 株式数 +
 交付株式数 × 1株当たりの払込金額

 調整 後 事換価額 ×
 株式数 +
 時価

 転換価額 ×
 既発行株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち末だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期について は、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) B種優先配当金
 - a. B 種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B 種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B 種優先株式の残余財産の分配順位は、A 種優先株式と同順位とし、E 種優先株式及びF 種優先株式に 劣後する。

5 . 議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、金銭対価取得請求日における累積未払 B 種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1 円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、E種優先株式もしくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1 円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 B 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記9項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がB種優先株式の取得と引換えにB種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b.転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所においてVWAP価格が公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 研合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 9 E種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) E 種優先配当金
 - a . E 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「E種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.E 種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当」という。)を行う。

3. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、F種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) E 種優先株式の残余財産の分配順位は、F 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及びB 種優先株式に 優先する。

5 . 議決権

E 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6.譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、Ε種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、E 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 8. 金銭を対価とする取得請求権
 - (1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E 種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がE 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() E 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)の E 種優先株式についてのみ、当該 E 種優先株主の株式対価取得請求に基づく E 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる E 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る E 種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する E 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた E 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る E 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる E 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の割整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、E種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期について は、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 研合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先 登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事 項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づく E 種優先株式の株式対価取得請求日に E 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E 種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E種優先配当及びE種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 10 F種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) F種優先配当金
 - a.F 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「F種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. F 種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円(6ヵ月物)トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円(6ヵ月物)ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優 先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) F種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、E種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) F 種優先株式の残余財産の分配順位は、E 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及び B 種優先株式に 優先する。

5 . 議決権

F 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6.譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における F種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする F種優先配当に係る F種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式を対してはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、F種優先株式の発行後、下記本号 .に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

 調整後 = 転換価額 ×
 調整前 ×
 株式数 + で付株式数 × 1株当たりの払込金額 時価

 転換価額 ×
 既発行株式数 + 交付株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。 ()上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについ

てこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	21,792 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,418,553 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月 2 日 ~ 平成23年 8 月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,937.5 資本組入額 1,469	同左
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の繰上 賞還の場合は、償還日ので、本状は、償還日前の時力人の選合は、償還日表の 質別日まのの場合は、償還日子の選合は、償還の日まの の場合は一方の選合は、一方の機合で、大力の機合は、優別では、個別での場合は、個別では、一方の機合で、一方の機合で、一方のでは	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株 予約権付社債に付されたものであ るため、本社債から分離譲渡でき ない。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792	同左

⁽注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は340.425株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

会社法に基づく新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	35,000 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,425,447 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 2,816.8	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月 1 日 ~ 平成25年 9 月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,816.8 資本組入額 1,409	同左
新株予約権の行使の条件	平成25年9月27日以前に本社債 が場合には、 で、をを日組の で、をを日組の で、をを日組の で、をを日組の で、をを日組の で、をを日組の で、をを日組の で、をの で、もいて で、をの で、等で、要期い で、もいりままれる。 は、がの で、の で、等で、要期い で、の ので、要期い ので、まれる ので、で ので、で ので、まれる ので、で ので、で ので、の ので、の ので、の ので、の ので、の ので、の ので、の ので、の ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第 254条第2項本文及び第3項本文 の定めにより、本新株予約権又は 本社債の一方のみを譲渡すること はできない。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000	同左

⁽注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は355.012株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。

会社法に基づく新株予約権

第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	事業年度末現在 (平成23年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 125	
新株予約権の行使期間	平成23年 3 月 1 日 ~ 平成24年 3 月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63	
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 - 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

3 平成23年4月22日付で本新株予約権の全てについて行使がなされております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A 種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第43期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の資金調達額		

⁽注) 当事業年度末において発行残高はありますが、当事業年度において行使はありません。

B種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第43期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の資金調達額		

⁽注) 当事業年度末において発行残高はありますが、当事業年度において行使はありません。

E 種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第43期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の資金調達額		

⁽注) 当事業年度末において発行残高はありますが、当事業年度において行使はありません。

F 種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成23年1月1日から 平成23年3月31日まで)	第43期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式数		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達額		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の資金調達額		

⁽注) 当事業年度末において発行残高はありますが、当事業年度において行使はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)1	645,132	78,437,124	1,266	72,790	1,266	28,436
平成19年4月1日~ 平成20年3月31日 (注)2	233,400	78,670,524	435	73,225	435	28,871
平成20年8月1日 (注)3	1,619,890	80,290,414		73,225		28,871
平成21年 9 月30日 (注) 4	269,546	80,559,960	23,000	96,225	23,000	51,871
平成22年 3 月17日 (注) 5	45,227,754	125,787,714		96,225		51,871
平成23年 3 月15日 (注) 6	24,000,000	149,787,714	1,585	97,811	1,585	53,457

- (注) 1 新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が645,132株、資本金及び資本準備金が各々1,266 百万円増加しております。
 - 2 新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が233,400株、資本金及び資本準備金が各々435百万円増加しております。
 - 3 平成20年5月23日開催の取締役会決議に基づく平成20年8月1日付のコスモ証券株式会社との簡易株式交換により、発行済株式総数が増加しております。なお、当該株式交換に係る資本金及び資本準備金の増加はありません。
 - 4 平成21年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、以下のとおり有償第三者割当増資を実施しております。これにより、資本金及び資本準備金が各々23,000百万円増加しております。
 - (1) デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)によるA種優先株式の発行

発行株式数 15,000株

発行価格 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき 500,000円

(2) デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による B 種優先株式の発行

発行株式数 15,000株

発行価格 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき 500,000円

(3) C種優先株式の発行

発行株式数 227,273株

発行価格 1株につき11,000円

資本組入額 1株につき 5,500円

(4) D種優先株式の発行

発行株式数 2,273株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

(5) E種優先株式の発行

発行株式数 5,000株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

(6) F種優先株式の発行

発行株式数 5,000株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

- 5 C種及びD種優先株式に係る取得請求権の行使により、普通株式が45,457,300株増加するとともに、C種及びD種優先株式がそれぞれ227,273株、2,273株減少しております。
- 6 第6回新株予約権の全てについて行使がなされたことにより、発行済株式総数が24,000,000株、資本金及び 資本準備金が各々1,585百万円増加しております。
- 7 平成23年4月22日付で、第7回新株予約権の全てについて行使がなされたことにより、発行済株式総数が

24,000,000株、資本金及び資本準備金が各々1,647百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成23年3月31日現在)

								1 13220 1 0 1	<u> </u>
	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品			法人等	個人	合計	単元未満 株式の状況
	団体	立門以代表	取引業者	法人	個人以外	個人	その他		(株)
株主数(人)	2	35	47	381	139	27	38,699	39,330	
所有株式数 (単元)	12	197,061	70,627	705,803	185,337	215	328,236	1,487,291	1,018,614
所有株式数 の割合(%)	0.00	13.26	4.75	47.44	12.47	0.01	22.07	100.00	

- (注) 1 自己株式は「個人その他」に161単元、「単元未満株式の状況」に15株が含まれております。なお、自己株式 100株は株主名簿上の株式数であり、平成23年3月31日現在の実質所有株式数は16,015株であります。
 - 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ11単元及び92株含まれております。

A 種優先株式

(平成23年3月31日現在)

								1 13XZUT 3	<u> 月31日現1年)</u>
	株式の状況(1単元の株式数1株)								
区分	政府及び	金融機関	金融商品	その他の	外国法	去人等	個人	合計	単元未満 株式の状況
地方公共	並削到及法	取引業者	法人	個人以外	個人	その他		(株)	
株主数(人)		4						4	
所有株式数 (単元)		15,000						15,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

B種優先株式

	株式の状況(1単元の株式数1株)								
区分 政府及び 地方公共 : 団体	政府及び 地方公共 金融機関		金融商品	その他の	外国法人等個個		個人	合計	単元未満 株式の状況
	立門以代表	取引業者	個人以外		個人	その他		(株)	
株主数(人)		4						4	
所有株式数 (単元)		15,000						15,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

E種優先株式

(平成23年3月31日現在)

							\	1 13XZUT 3 1	<u> 円31口坑江)</u>
			株式	の状況(1単	色元の株式数				
区分	政府及び	金融機関	金融商品	その他の	外国法	去人等	個人	合計	単元未満 株式の状況
地方公共			法人	個人以外	個人	その他		(株)	
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				5,000				5,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

F 種優先株式

								1 1-22-0 1 0	
	株式の状況(1単元の株式数1株)								
区分	政府及び	ク 三山 松 門	金融商品	その他の	外国法	去人等	個人	合計	単元未満 株式の状況
	地方公共 金融機関 団体 日本	立	取引業者	新 法人	個人以外	個人	その他		(株)
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				5,000				5,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

		(1 13220 - 3	/フリロ坑江/
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社 A C A インベストメンツ (注) 1、2	東京都千代田区平河町二丁目16 - 15	69,467	46.38
C S K グループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26 - 1	4,935	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	4,384	2.93
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	4,221	2.82
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	2,995	2.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 - 6	2,335	1.56
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	2,109	1.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7 - 1)	1,505	1.01
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D - 60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11 - 1)	1,350	0.90
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 - 1	1,320	0.88
合計		94,626	63.18

所有議決権数別

		\ 1 \tau - \tau - \ 1 \ -	/ <u> 10 · H / L / L</u>
氏名又は名称	住所	所有 議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合(%)
合同会社 A C A インベストメンツ (注) 1	東京都千代田区平河町二丁目16 - 15	694,573	46.71
CSKグループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26 - 1	49,353	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	43,847	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口))	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	42,216	2.84
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 3	29,952	2.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	23,358	1.57
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	21,095	1.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UF J銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目 7 - 1)	15,054	1.01
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D - 60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11 - 1)	13,507	0.91
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 - 1	13,208	0.89
合計		946,163	63.62

- (注) 1 合同会社ACAインベストメンツの保有する当社普通株式については、住商情報システム株式会社が住友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月11日までの期間で実施)成立によって住友商事株式会社へ譲渡されております。また、平成23年4月22日付で、第7回新株予約権の全てについて住友商事株式会社より行使がなされたことに伴い、同日現在、住友商事株式会社の保有する当社の所有株式数は93,511千株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は53.81%(平成23年3月31日現在の発行済株式総数を基に算出)、所有議決権数は935,116個、総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となっております。
 - 2 合同会社ACAインベストメンツの保有する当社F種優先株式については、住商情報システム株式会社が住 友商事株式会社と共同して実施した当社株式等に対する公開買付け(平成23年3月10日から平成23年4月 11日までの期間で実施)成立によって住商情報システム株式会社へ譲渡されております。
 - 3 当事業年度において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者3名から平成23年1月26日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付が、また平成23年1月27日付で当該大量保有報告書に係る訂正報告書の写しの送付があり、平成22年4月12日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 - なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4-5	431	0.34
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4-5	1,184	0.94
三菱UF J証券株式会社 (現社名 三菱UF Jモルガン・スタン レー証券株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目 5 - 2	1,377	1.10
合計		2,993	2.38

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数((株)	議決権	の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 B種優先株式 E種優先株式 F種優先株式	15,000 15,000 5,000			優 先 株 式 の 内 容 は、「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)					
議決権制限株式(その他)					
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式	16,000			
完全議決権株式(その他)	普通株式	148,713,100	普通株式	1,487,131	(注) 1
単元未満株式	普通株式	1,018,614			1 単元(100株)未満の株式 (注) 2
発行済株式総数		149,787,714			
総株主の議決権				1,487,131	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれております。
 - 2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式15株が含まれております。

【自己株式等】

(平成23年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社CSK	東京都港区南青山 二丁目26 - 1	16,000		16,000	0.01
合計		16,000		16,000	0.01

- (注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。 なお、当該株式数は、 「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。
- (9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(平成23年6月29日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式	4,606	1
当期間における取得自己株式	普通株式	378	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

(平成23年6月29日現在)

		当事美	業年度	当其	明間
区分	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を 行った取得自己株式					
消却の処分を行った取 得自己株式					
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式 の移転					
その他 (単元未満株式の処分に よる減少)	普通株式	398	0	54	0
保有自己株式数	普通株式	16,015		16,339	

⁽注) 当期間における保有自己株式には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式の消却及び普通株式の単元未満株式の処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループにおける株主還元方針は、グループの事業活動の成果である「連結業績」、将来に向けた成長の源泉となる「事業投資の状況」、財務基盤の重要要素である「有利子負債の状況」、「社会経済の動向」を総合的に勘案し、株主資本配当率^(注)(DOE)をベースにした「連結財務ポジション連動型」の積極的な株主還元としております。

(注) 株主資本配当率(DOE: Dividends On Equity)

= 配当金総額÷(前期末・当期末平均の株主資本)×100

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当事業年度の配当につきましては誠に遺憾ながら、財務体質の強化に努めるため、中間及び期末配当を無配とさせていただきます。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	6,040	5,240	2,655	629	530
最 低(円)	4,610	2,075	122	243	195

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月
最 高(円)	322	356	405	409	409	300
最 低(円)	270	264	332	349	285	195

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	氏 名 (生年月日)		略 歴	任期	所有 株式数 (千株)
		昭和54年4月	当社入社 当社ネットサービス事業本部長		
		当社取締役ネットサービス事業本部長			
			当社執行役員ネットサービス事業本部長		
			当社常務執行役員ITO開発本部長		
			株式会社CSKシステムズ(現 当社)常務執		
		- 	行役員中部グループ統括担当		
代表取締役	中 西 毅	平成19年4月	CSKシステムズ中部設立準備株式会社(現	(注)	_
社 長	(昭和31年9月13日生)		当社)代表取締役社長	`a´	7
		平成20年4月	株式会社 C S K システムズ(現 当社)常務執 行役員		
		平成21年3月	同社代表取締役社長		
		1722:1373	当社執行役員		
			希世軟件系統(上海)有限公司董事長		
		 平成21年9月	当社代表取締役社長		
			当社代表取締役社長 社長執行役員(現在)		
		昭和56年4月			
			CSKベンチャーキャピタル株式会社出向取		
			締役		
		平成8年4月	当社参事		
		平成14年4月	当社経理本部長		
		平成16年2月	当社経理部長兼事業経理部長		
		平成16年4月	当社執行役員経理部長兼事業経理部長		
		平成17年2月	当社執行役員経理部長		
		平成18年4月	当社執行役員経理部長兼内部統制推進室長		
			当社執行役員経理部長		
			コスモ証券株式会社専務取締役		
	態 崎 龍 安		当社常務執行役員	(注)	
取締役	(昭和33年5月2日生)		当社常務執行役員財務経理部長	3	13
	(*H1100-7-37)2 H/		コスモ証券株式会社取締役		
		平成21年9月	当社取締役常務執行役員財務・経理管掌兼再 生本部長		
			株式会社CSK CHINA CORPORA		
			TION代表取締役社長(現在)		
		平成22年3月	当社取締役常務執行役員(現在)		
			株式会社CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長(現在)		
		(重要な兼職の	O状況)		
		株式会社CS	Kアドミニストレーションサービス代表取締		
		役社長			
		1.1	K CHINA CORPORATION代表		
		取締役社長			

役名	氏 名 (生年月日)		略 歴	任期	所有 株式数 (千株)
		昭和58年4月	住友商事株式会社入社		
		平成8年1月	米国フェニックスコア社Vice President (ニューヨーク)		
		平成11年1月	(ニューコーク) 米国住友商事会社機電第一部門機械部長 (シカゴ)		
		平成12年11月	住友商事株式会社情報電子部企画マーケティング長		
		平成14年6月	住商エレクトロニクス株式会社監査役		
		平成21年4月	住友商事株式会社メディア・ライフスタイル 総括部参事 住商情報システム株式会社社長室長		
		平成21年9月	当社取締役(現在)		
取締役	山 崎 弘 之 (昭和36年2月3日生)		住商情報システム株式会社執行役員待遇経営 企画・総務人事グループ長兼社長室長	(注) 3	
	, ,	平成22年7月	同社執行役員待遇経営企画・総務人事グルー		
		1,5%== 1,7,3	プ長兼内部監査室担当役員補佐兼社長室長		
		平成23年3月	同社執行役員経営企画・総務人事グループ長		
			兼内部監査室担当役員補佐兼社長室長		
		平成23年4月 同社常務執行役員経営企画・人事グループ長			
		亚成23年6日	兼内部監査室担当役員兼社長室長 同社取締役常務執行役員経営企画・人事グ		
		十版25年 0 万	ループ長兼内部監査室担当役員兼社長室長		
			(現在)		
		(重要な兼職の	O状況)		
			テム株式会社取締役常務執行役員経営企画・		
			長兼内部監査室担当役員兼社長室長		
			日本電気株式会社入社		
			同社NECソリューションズ第三システム事 業本部長		
	Wel 1 11 40	平成13年6月	同社執行役員第三ソリューション営業事業本 部長		
取締役	渕上岩雄		同社執行役員常務	(注)	
	(昭和21年3月4日生)	平成16年6月	同社取締役執行役員常務	3	
			同社取締役執行役員専務		
		平成18年6月	NECネクサソリューションズ株式会社代表		
		_ ,,	取締役執行役員社長		
			当社取締役(現在)		
			住友商事株式会社入社		
			米国住友商事会社ヒューストン支店Director		
			同社サンタクララ駐在員事務所Director		
	는 구 W an	平成18年7月 	住友商事株式会社メディアソリューション事	(32)	
取締役	貨下尚明 (四和32年8月37日生)	□ ₩ # 40 # 40 P	業部長 ロカエエンリー・ション事業部長(現在)	(注)	
	(昭和33年8月27日生)		同社ITソリューション事業部長(現在)	3	
			Presidio Venture Partners,LLC Director		
			当社取締役(現在)		
		(重要な兼職の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			会社ITソリューション事業部長		

役名	氏 名 (生年月日)		略 歴	任期	所有 株式数 (千株)
		昭和60年4月	株式会社加ト吉(現 テーブルマーク株式会社)		
		5777999 <i>5</i> 777	入社		
常勤監査役	播磨昭彦	昭和62年11月		(注)	
	(昭和37年5月24日生)		当社監査室長	4	
			当社監査室長兼特定プロジェクト担当部長		
			当社常勤監查役(現在)		
		昭和47年5月	ョベヘゼ 当社技術企画・推進本部プロフェッショナル		
		平成12年4月	ヨ社技術正画・推進本部プロフェッショブル サービスサポート部長		
		平成14年4月	当社流通サービスシステム事業本部流通・		
244 # L EF	海 前 忠 司		サービスシステム第一事業部長	(注)	_
常勤監査役	(昭和25年12月1日生)	平成15年2月	当社産業システム事業本部流通・サービスシ	5	5
			ステム第一事業部長		
			当社執行役員		
			株式会社CSKシステムズ(現 当社)執行役員		
			当社常勤監査役(現在) アーサーヤング会計事務所入所		
			アーリードング会計事務所入所 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現 有限責		
		旧和30年3月	監査法人トーマツ)入所		
	安 浪 重 樹 (昭和25年 5 月27日生)	平成元年5月	•		
			同法人代表社員	(注)	
監査役		平成18年11月	安浪公認会計士事務所代表者(現在)	6	
			株式会社イントランス監査役		
		平成23年 6 月	当社監査役(現在)		
		(重要な兼職の	D状況)		
			士事務所代表者		
			住友商事株式会社入社		
			欧州住友商事会社Director		
		平成16年 5 月 	住友商事株式会社フィナンシャル・リソーシ ズグループ長補佐		
	朝香友治	平成18年6月	スケループを開佐 住友商事フィナンシャルマネジメント株式会	(注)	
監査役	(昭和27年1月28日生)	7 72 10 073	社代表取締役社長	6	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	平成21年 6 月	住商情報システム株式会社常勤監査役(現在)		
		平成23年 6 月	当社監査役(現在)		
		(重要な兼職の	• • • •		
			テム株式会社常勤監査役		
			住友商事株式会社入社		
		平成21年4月			
			北米住友商事グループCAO		
			(㈱ジュピターテレコム監査役(現在) 住友商事株式会社メディア・ライフスタイル		
		十成22年4月	住及商事体式会社メディア・ライノスタイル 事業部門メディア・ライフスタイル総括部長		
	澁 谷 年 史		(現在)	(注)	
監査役	(昭和30年3月18日生)	平成22年6月	住商情報システム株式会社監査役(現在)	6	
		平成23年4月	住友商事株式会社執行役員(現在)		
			当社監査役(現在)		
		(重要な兼職の			
		住友商事株式			
			テム株式会社監査役 ピターテレコム監査役		
	<u> </u>	l.			25
合 計					

- (注) 1 取締役山崎弘之氏、取締役渕上岩雄氏及び取締役眞下尚明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、渕上岩雄氏については、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 2 監査役安浪重樹氏、監査役朝香友治氏及び監査役澁谷年史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、安浪重樹氏については、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 3 当該取締役の任期は、平成23年6月28日開催の定時株主総会後、1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 4 当該監査役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 5 当該監査役の任期は、平成22年6月25日開催の定時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 6 当該監査役の任期は、平成23年6月28日開催の定時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 7 各役員の所有株式は、全て普通株式であります。

高橋 観

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

本有価証券報告書提出日現在の執行役員の陣容及び担当は次のとおりであります。

		T位員の陣谷及び担当は次のこのりであります。
社長執行役員	中西毅	
専務執行役員	鈴木 正彦	金融営業本部、金融事業本部、産業営業本部、産
		業事業本部、西日本事業本部、中部事業本部、開発本部管掌
		兼 プロジェクト管理部、技術開発部、サービスマネジメント
		部担当 兼 開発本部長
		希世軟件系統(上海)有限公司董事長
	石村 俊一	ビジネスサービス事業本部管掌 兼 ビジネスサービス事業
		本部長
		㈱CSKサービスウェア代表取締役社長
		希世軟件系統(大連)有限公司董事長
	谷原 徹	ITマネジメント事業本部、クラウド事業本部管掌 兼 IT
		マネジメント事業本部長
		㈱CSKシステムマネジメント代表取締役社長
常務執行役員	熊崎 龍安	コーポレート部門管掌
		㈱CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長
		㈱CSK CHINA CORPORATION代表取締役
		社長
	工藤 敏晃	産業営業本部長
執行役員	田財 英喜	
	田村 拓	営業企画部、サービスイノベーション推進部、グローバル推
		進室、CSR推進室担当
	清水 康司	コーポレート部門 経理・財務担当
	渡辺 篤史	クラウド事業本部長
	遠藤 正利	コーポレート部門 人事・管理担当
	中村が誠	金融事業本部長
	宮川 正	ITマネジメント事業本部副本部長
	関 滋弘	産業事業本部長
	山本 香也	西日本事業本部長
	近藤 正一	
	内藤 幸一	ITマネジメント事業本部副本部長
	川嶋 義純	金融営業本部長

金融事業本部副本部長

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループが構築してきたコーポレート・ガバナンス及びマネジメント体制を通じて、全てのステークホルダーに対し、有形・無形の社会的責任と義務を果たす必要があるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスの基本的構成項目についての当社グループの考え方は、次のとおりであります。

- 株主の権利と平等性: 資本主義経済・資本市場自体が、株主の存在を前提に成立しており、株主の権利が適切に行使される環境の提供が企業としての重要な責任と考えております。議決権行使の判断基準となる経営情報の開示・提供、更に、適切な利益還元を通じ、株主の権利の十分な尊重を目指しております。また、特定の株主への偏重や法的に許容されない不平等な株式発行等が起こらないように、常時株主の平等性に留意した企業運営を推進しております。
- ステークホルダーとの関係: あらゆるステークホルダーからの信任があってこそ、当社グループは、この経済社会に存在し得ると考えております。ステークホルダーとの関わり方は多様でありますが、特に株主以外のステークホルダーとの関係は、相互の成長発展のために協力的かつ相互尊重的であるべきであり、一方で、商取引が不公正や排他的にならないよう十分な注意と配慮を持つべきであると考えております。
- 情報開示と透明性:情報開示は、投資家及び株主が適切な投資判断を行う上で不可欠なものであり、 上場企業として果たすべき最重要の責務の一つと認識しております。定期的な業績に関する情報 開示だけではなく、様々な形で発生する経営状況に重要な影響を与える事象についても、当社グ ループはタイムリーかつ正確・公平な情報開示に努め、透明性の維持向上を追求してまいります。
- 取締役会・監査役会の役割: 取締役会・監査役会は、ともに株主による選任により、企業経営の監督管理を委任されており、コーポレート・ガバナンスにおける最重要の実施主体であると考えております。 取締役会は、業務執行の適法性・健全性及び効率性につき常時監督を行い、監査役会は、取締役の職務遂行の適法性を監査すると同時に、会計及び業務執行が適切であるかを監査することを責務としており、この二つが有効に機能することが、企業価値の健全な向上に資するものと考えております。

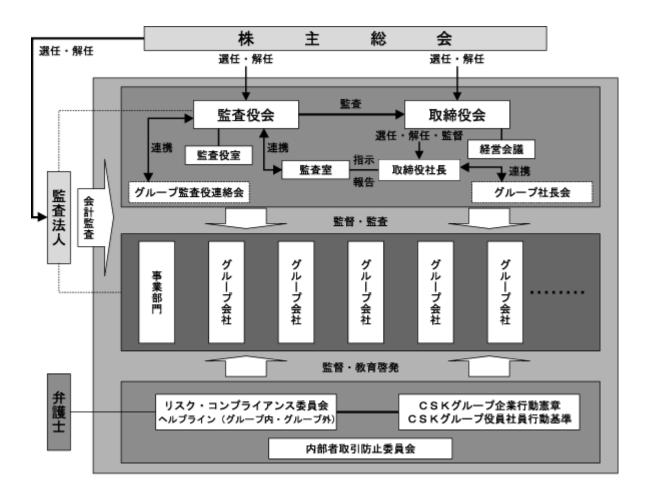
2) 会社の機関の基本構成

当社は、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。取締役会は経営の意思決定と監督機能に専念することで経営の機動性を高め、業務執行機能については、その権限を執行役員に大幅に委譲しております。

取締役員数枠は8名以内、取締役の任期は1年、役員退職慰労金制度は廃止となっており、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。なお、当社では、監査役制度を採用しております。

また、当社では、取締役総数5名のうち社外取締役3名、監査役総数5名のうち社外監査役3名(いずれも当有価証券報告書提出日現在)となっており、総役員数に対する社外役員の割合は一定程度確保できていると考えられます。独立性を有する「社外取締役と社外監査役」を確保することを通じて、経営の透明性を確保し、特定の株主に偏重しない株主の平等性に留意したガバナンス機構を構築しております。

当社グループの「コーポレート・ガバナンス及びマネジメント体制」は、下図のような構成となっております。

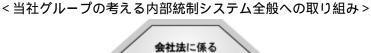


3) 会社の機関の内容

-) 取締役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会では、付議事項の審議及び決議並びに重要な報告がなされ、監査役も毎回出席しております。
-)経営会議は、迅速な意思決定と適切な経営モニタリング実施に向け、役付執行役員等が参加し、経営上の重要な事項について審議及び報告並びに取締役会から委譲された事項について決議がなされております。
-) 当社グループ全体の運営としては、グループ各社の代表者が参加する会議体を定期的に開催し、また、各社の取締役が出席する業績・営業状況に関する報告会を原則として月例で実施しております。加えて、個別の検討会議を随時実施し、グループ各社の営業・人事・総務・法務・広報・情報システム・経理等の実務責任者レベルの連絡協議会を定期的に開催しております。

4) 内部統制システムの整備の状況

当社グループの会社法に係る内部統制システム、すなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用」と並行して、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び㈱東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」についても、当社グループとして体制の整備・運用を実施しており、この3つの「内部統制システム及び体制」を通じて、より透明性の高いグループ経営の実現を目指しております。具体的な内容は、以下のとおりであります。





<会社法に係る内部統制システム>

-) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a) CSKグループ企業行動憲章及びCSKグループ役員社員行動基準を制定し、法令遵守が全ての企業活動の前提であることをグループの全ての役員・社員に徹底するとともに、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
- b) 当社及びグループ各社のコンプライアンスに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス 委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、当社及びグループ各社のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。リスク・コンプライア ンス委員会はコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役 へ報告する。
- c) コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制をグループ各社と連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「CSKグループヘルプライン」を設置・運用する。
- d) コンプライアンス推進担当部門は当社及びグループ各社のコンプライアンスの推進、教育・啓発等を行う。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
- e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織 全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体 制を整備する。
- f) 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて十分な体制を整備して運用する。

- g) 内部監査担当部門は独立的な立場で当社及びグループ各社に対する内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善を促す。
-) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁媒体に記録して保存する。
- b) 文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書保存年限表による。
- c) 取締役及び監査役は文書管理規程に基づき、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
-)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) 当社及びグループ各社の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に必要な社内規程類やマニュアルを整備のうえ、リスク管理活動を統制する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、最高意思決定機関である当社取締役会へ報告する。
- b) グループ情報セキュリティポリシーに基づき、機密情報管理規程、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行い、研修及び啓発の実施やガイドブックの配布を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- c) 内部者取引防止委員会を設置し、内部者取引防止規程を制定のうえ、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。
-) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。
- b) 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が 効率的に行われるような事業運営を行う。
- c) 決裁項目ごとの決裁方法、決裁機関・決裁者を定めた規程(決裁規程、稟議規則等)を制定する。
- d) 取締役の職務の執行が効率的に行われるように、職務権限、業務分掌等を規程で明確に定める。
- e) 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
-) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) グループ社長会をはじめ、グループ横断的な会議体を開催して、グループ間情報の共有化を図る。
- b) グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保するために、グループ各社の監査役と連携する部門を設置する。
- c) 内部監査担当部門は、グループ各社の内部監査を定期的に実施し、リスクに対する統制の状況を 遵法性と合理性の観点から評価する。
- d) グループ会社間協定書により、グループ会社における業務の遵法性と適正性を確保する。
- e)グループ全体で規程類の内容を統一化・標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。

-) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役の職務を補助する部門を設置し、専属の使用人を配置する。
- b) 当該部門は取締役から独立した組織とし、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
- c) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役の同意を得る。
-) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役会と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

-) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会 を確保するとともに、監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を 開催する。
- b) 取締役または使用人は、監査役会が制定した監査役会規程及び監査役監査規則等に基づく監査 活動が、実効的に行われることに協力する。
- c) 監査役は、グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保するために、グループ監査 役連絡会を定期的に開催する。

<財務報告に係る内部統制システム>

適用3年目に入り、グループ全体として財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況のさらなる改善、「CSKグループ財務報告に係る内部統制構築基準」に基づく構築・評価基準の均質化等を進め、全社的観点での内部統制評価や業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況の評価を実施してまいりました。

当社の重要な事業拠点として、業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況に関する評価対象とした会社は上場子会社である㈱JIEC、(㈱ベリサーブの他に㈱CSKサービスウェア、(㈱クオカード及び当社の計5社になります。

なお、当期中において発見された内部統制の不備事項につきましては、グループ全体あるいは各社で 改善し、グループとして財務報告の信頼性の確保をしてまいりました。

< 適時開示に係る内部体制 >

当社グループでは、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報等について、「情報の収集」、「適時開示の判定」、「開示の実行」という三段階の業務フローの中で、網羅的な情報収集、複数部門による検討及び多重的検証、適切な審議・決裁が実行できる組織的管理体制のもと、適時開示に係る業務を遂行しております。

また、当社では開示内容並びにその手続きの適正性・適法性・適時性を確保するために適時開示に関する内部監査基準を設けており、重要な会社情報のタイムリーかつ公平な開示方針を定めることにより、関連法令及び諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価に資する適切な情報開示に努めております。

なお、重要事実については、当社の定める内部者取引防止規程に従い、当社内に内部者取引防止委員会を設置しており、定期的な委員会開催に加え、随時の重要事実の判定、グループ社員向けの教育・指導を行っており、情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っております。

5) リスク管理体制の整備の状況

-) 当社は、リスク管理の中核となる重要な体制として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、 担当役員、推進担当部門のもと、法令及び企業倫理の遵守を徹底するための仕組み作りを推進しております。また、コンプライアンスに係る報告・情報提供を適切に収集できるヘルプライン制度の設置 及び緊急事態発生時にその状況を速やかに集約できるグループ緊急連絡センターの設置を通じ、万 一の問題発生時に迅速に対応できる体制を構築しております。
-)機密情報管理・個人情報保護については、各グループ会社で、情報管理責任者や情報管理担当者を 設置しております。また、グループ会社及び顧客企業の機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護 を目的に、各グループ会社で情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基本規程、個人情報保 護規程その他の関連規程類を制定しており、全社員教育を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・ 徹底を図っております。また、主要なグループ会社においては、社員用ガイドブックを配布するなど、 機密情報管理・個人情報保護の一層の徹底を図っております。
-) 当社グループとして法令及び企業倫理の遵守を徹底するために、「CSKグループ企業行動憲章 及びCSKグループ役員社員行動基準」を制定しており、携帯用カードを全役員・社員に配布し、浸 透と徹底を図っております。
-) 個人情報保護の積極的推進策の一環として、グループ全体でプライバシーマーク^(注)の取得を積極的に推進しており、当社を含め13社が取得しております。
- (注) プライバシーマーク : 財団法人日本情報処理開発協会が個人情報を適切に保護する体制を整備している事業者に対し付与するマーク。
-) 内部者取引防止委員会においては、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の 売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然 防止に努めております。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定す る額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の 原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。 内部監査及び監査役監査の状況

1) 監査役会は、社外監査役2名を含む4名(うち常勤2名)で構成されております。なお、平成23年6月28日開催の定時株主総会終結の時をもって社外監査役2名が辞任し、新たに社外監査役3名が選任され、当有価証券報告書提出日現在の監査役会は、社外監査役3名を含む5名(うち常勤2名)となっております。

各監査役は監査役会が定めた監査計画に基づき、法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等について、取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じた監査を実施しております。監査室から内部監査の結果について適宜報告を受けるとともに、会計監査人からは監査計画及び監査の方法と結果について定期的に報告を受け、監査活動の効率化と質的向上を図っております。更に、グループとしての監査機能の充実を図るために、グループ監査役連絡会を定期的に開催する等グループ会社の監査役間の連携強化に取り組んでおります。

また、監査役の職務を補佐する専任組織である監査役室を設置し、監査役監査の機能強化を図っており、監査役室には専従の監査役スタッフ3名が配置されており、グループ会社の監査役の専任者4名も所属しております。

監査役のうち、常勤監査役播磨昭彦氏は、グループ内において、経理業務、内部監査業務に長年従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2) 監査室は、内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査、情報セキュリティ監査、内部統制の評価等を計画的に実施しており、監査結果は、経営トップマネジメントに報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

また、当社の監査室がグループ会社の監査も実施しております。

なお、監査室は会計監査人に対し、適宜業務監査に関する情報の提供を行っており、会計監査人からは、監査室に対し会計監査に係る定期的な報告が行われております。

監査室は、グループに対する監査の担当を含め、要員数は19名であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

当連結会計年度末現在における社外取締役は4名、社外監査役は2名となっております。なお、当有価証券報告書提出日現在では、社外取締役3名、社外監査役は3名となっております

- 1) 社外取締役山崎弘之氏は、当有価証券報告書提出日現在、住商情報システム㈱の取締役常務執行役員です。同社は当社の親会社である住友商事㈱の子会社に該当する特定関係事業者であり、当社との間で合併契約及び統合契約を締結しております。
 - 上記以外、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 社外取締役渕上岩雄氏と当社の間には、特段の利害関係はなく、㈱東京証券取引所が定める独立役員の 独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に 該当するものと考えます。
- 3) 社外取締役眞下尚明氏は、当有価証券報告書提出日現在、住友商事㈱のITソリューション事業部長です。同社は当社の親会社に該当する特定関係事業者です。
 - 上記以外、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 4) 社外監査役安浪重樹氏と同氏の属する法人等と当社の間には、特段の利害関係はなく、㈱東京証券取引 所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるお それのない独立役員に該当するものと考えます。
- 5) 社外監査役朝香友治氏は、当有価証券報告書提出日現在、住商情報システム㈱の常勤監査役です。また、過去5年間に、住友商事フィナンシャルマネジメント㈱の代表取締役社長となったことがあります。住友商事フィナンシャルマネジメント㈱は、当社の親会社である住友商事㈱の子会社に該当する特定関係事業者です。
 - 上記以外、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 6) 社外監査役澁谷年史氏は、当有価証券報告書提出日現在、住友商事㈱の執行役員で、住商情報システム ㈱の監査役と㈱ジュピターテレコムの監査役も兼務しております。なお、住友商事㈱は当社の親会社に 該当する特定関係事業者です。
 - 上記以外、各社外取締役及び社外監査役と当社との間には特別の利害関係はありません。

役員報酬等

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる		
役員区分	の総額 (百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の 員数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	62	62				4
監査役 (社外監査役を除く)	21	21				2
社外役員	19	19				6

2) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。なお、取締役個々人の基本報酬及び賞与は、内規的に設定された報酬テーブルと連結業績を鑑み、代表取締役一任にて決定しております。また、監査役個々人の基本報酬及び賞与は、内規的に設定された報酬テーブルを鑑み、監査役の協議にて決定しております。

株式の保有状況

1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 18銘柄

貸借対照表計上額の合計額 617百万円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱ビットアイル	1,850	145	情報サービス事業における協業強化
リアルコム(株)	1,344	104	情報サービス事業との連携

(注) (料ビットアイル及びリアルコム(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下でありますが、上位10銘柄(対象銘柄は2銘柄のみ)について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	 株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ビットアイル	1,850	250	情報サービス事業における協業強化
リアルコム(株)	1,344	27	情報サービス事業との連携

(注) (株ピットアイル及びリアルコム(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下でありますが、上位30銘柄(対象銘柄は2銘柄のみ)について記載しております。

3) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)				
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額	摘要
非上場株式	0	0	0		(注) 1	
上記以外の株式	370 (注) 2	13	0	110	117	

- (注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。
 - 2 前期の有価証券報告書においては、保有目的が純投資目的である株式投資信託を含めて記載しておりましたが、当事業年度は投資株式のみを記載しておりますため、上表の前事業年度の貸借対照表計上額の合計額も投資株式のみを記載しております。

会計監査の状況

1) 会計監査の状況

当社及び当社グループは、会社法及び金融商品取引法の定めに基づき、決算監査及び期中監査を通じて、単体及び連結決算に係る会計監査を受けており、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。

2) 当社の会計監査業務を執行した公認会計士等

公認会計士の氏名等		所属する監査法人	継続監査年数
*************************************	古 谷 伸太郎		2年
業務執行社員 -	井 出 隆	新日本有限責任監査法人	5年
	菅 田 裕 之		4年

3) 監査業務に係わった補助者の構成は、次のとおりであります。

公認会計士 15名 その他 16名

取締役の員数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役員数枠は、8名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

1) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式について

当社は、A種、B種、E種、F種の各種優先株式を発行しております。

当事業年度末の発行済株式である A 種、B 種、E 種、F 種の各種優先株式は、株主総会における議決権を有しておりません。なお、当該各種優先株式に関する内容等については、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」をご参照ください。

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1) 上場子会社の独立性に関する考え方・施策について

当社グループでは、「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」というグループビジョンのもと、産業全体や社会全体の発展を支えるより大きな領域におけるサービスの提供を目指してまいります。この目標の達成のためには、グループシナジーの強化が不可欠でありますが、一方で上場子会社における独立性を維持する必要があることから、少数株主に不利益が生じないよう、業務執行にあたっては、特に公平性及び公正性の確保に留意しております。

2) 関連当事者との関係

関連当事者との関係については、外部株主及び外部債権者の利益及び権利を保護することを前提に、 人事・資金・技術の供与、適切な取引関係の構築及び維持運用をしております。また、第三者の利益及 び権利を適法に確保しつつ、適切な取引価格を設定しております。

当社グループは、継続的な成長・発展を遂げる企業グループとして事業展開するために必要な幅広いサービスラインナップを有しており、関連当事者との経済的合理性に基づく適切な関係を基礎に、企業価値の最大化に積極的に取り組んでおります。

3) 弁護士との関係

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象について、外部弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

E ()	前連結2	会計年度	当連結会計年度	
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	87		141	1
連結子会社	283	14	126	
計	370	14	267	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、該当事項はありません。なお、当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、証券業に関するシステム監査等の対価を支払っております。 (当連結会計年度)

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準への移行に係る助言業務の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令 第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社であった証券業を主たる事業とする会社の連結財務諸表は、連結財務諸表規則第46条及び第68条の規定に基づき「金融商品取引業者等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。 以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
 資産の部		
流動資産		
現金及び預金	₅ 45,250	5 49,972
受取手形及び売掛金	23,300	23,034
有価証券	8,485	8,995
営業投資有価証券	3,970	3
たな卸資産	1, 4 2,180	1,987
未収還付法人税等	3,261	-
短期貸付金	22,261	17,351
証券業における預託金	26,593	-
証券業におけるトレーディング商品	10,232	-
証券業における信用取引資産	24,551	-
繰延税金資産	2,873	2,747
その他	28,757	9,278
貸倒引当金	8,724	10,800
流動資産合計	192,993	102,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,855	23,353
減価償却累計額	10,463	11,074
建物及び構築物(純額)	13,392	12,278
土地	s 8,809	7,586
その他	13,595	11,377
減価償却累計額	9,314	8,014
その他(純額)	4,280	3,362
有形固定資産合計	26,482	23,228
無形固定資産		
のれん	268	-
その他	5,158	2,284
無形固定資産合計	5,427	2,284
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 3, 5	2, 3, 5 41,105
前払年金費用	2,378	1,795
繰延税金資産	1,574	5,326
その他	8,144	4,887
貸倒引当金	315	332
投資その他の資産合計	42,847	52,781
固定資産合計	74,756	78,293
資産合計	267,749	180,862

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)	
負債の部			
流動負債			
買掛金	6,602	5,366	
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	21,792	
短期借入金	₅ 10,933	5 10,06	
未払法人税等	1,156	84	
カード預り金	53,183	57,85	
賞与引当金	3,783	3,91	
役員賞与引当金	-		
開発等損失引当金	4 57	4 7	
証券業におけるトレーディング商品	1,008		
証券業における信用取引負債	₅ 19,121		
証券業における預り金及び受入保証金	35,994		
その他	18,800	₅ 13,07	
流動負債合計	150,641	112,99	
固定負債		,,,,	
新株予約権付社債	56,792	35,00	
長期借入金	5 40,063	19,86	
退職給付引当金	197	10	
役員退職慰労引当金	22	2	
その他	3,543	1,82	
固定負債合計	100,618	56,81	
特別法上の準備金			
金融商品取引責任準備金	, 681		
特別法上の準備金合計	681		
負債合計	251,942	169,80	
吨資産の部			
株主資本			
資本金	96,225	97,81	
資本剰余金	53,763	55,34	
利益剰余金	139,494	147,26	
自己株式	68	1	
株主資本合計	10,426	5,88	
その他の包括利益累計額			
その他有価証券評価差額金	234	5	
その他の包括利益累計額合計	234	5	
新株予約権	467	29	
少数株主持分	4,680	4,81	
純資産合計	15,807	11,054	
負債純資産合計	267,749	180,862	

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	169,518	140,387
売上原価	116,601	107,552
売上総利益	52,916	32,835
販売費及び一般管理費		
従業員給与及び手当	17,020	9,031
賞与引当金繰入額	1,014	927
退職給付費用	998	589
支払手数料	5,627	2,609
地代家賃	4,701	2,248
その他	19,378	10,422
販売費及び一般管理費合計	1 48,740	25,829
営業利益	4,176	7,005
営業外収益		
受取利息	77	83
受取配当金	191	40
カード退蔵益	1,084	1,167
投資有価証券売却益	-	644
その他	729	544
営業外収益合計	2,082	2,480
営業外費用		
支払利息	696	946
退職給付費用	260	260
株式交付費	480	-
支払手数料	608	-
匿名組合投資損失	524	-
貸倒引当金繰入額	-	2,496
投資有価証券売却損	-	1,098
その他	768	1,407
営業外費用合計	3,339	6,210
経常利益	2,919	3,276
特別利益		
投資有価証券売却益	832	210
貸倒引当金戻入額	-	88
事業譲渡益	180	-
金融商品取引責任準備金戻入益	183	-
その他	469	79
特別利益合計	1,664	378

有価証券報告書(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別損失		
減損損失	-	5 3,001
証券事業撤退損失	-	6 8,904
不動産証券化事業撤退損失	55,940	-
特別退職金	4 2,802	-
その他	5,356	2,905
特別損失合計	64,099	14,812
税金等調整前当期純損失()	59,515	11,157
法人税、住民税及び事業税	1,908	1,244
法人税等調整額	2,415	4,778
法人税等合計	506	3,534
少数株主損益調整前当期純損失()	-	7,623
少数株主利益	172	147
当期純損失()	59,180	7,770

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失()	-	7,623
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	174
その他の包括利益合計	-	2 174
包括利益	-	1 7,798
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	7,946
少数株主に係る包括利益	-	148

(単位:百万円)

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 株主資本 資本金 前期末残高 73,225 96,225 当期変動額 新株の発行 23,000 1,585 当期変動額合計 23,000 1,585 当期末残高 96,225 97,811 資本剰余金 前期末残高 30,763 53,763 当期変動額 新株の発行 23,000 1,585 当期変動額合計 23,000 1,585 55,349 当期末残高 53,763 利益剰余金 前期末残高 80,313 139,494 当期変動額 59,180 当期純損失() 7,770 自己株式の処分 0 0 当期変動額合計 59,181 7,771 当期末残高 139,494 147,265 自己株式 前期末残高 68 68 当期変動額 自己株式の取得 1 1 自己株式の処分 0 連結範囲変更に伴う自己株式の減少 58 当期変動額合計 0 57 当期末残高 68 11 株主資本合計 前期末残高 23,607 10,426 当期変動額 新株の発行 46,000 3,171 当期純損失() 59,180 7,770 自己株式の取得 1 1 自己株式の処分 0 0 連結範囲変更に伴う自己株式の減少 58 当期変動額合計 13,181 4,541 当期末残高 5,884 10,426

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	990	234
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	1,224	175
当期変動額合計	1,224	175
当期末残高 当期末残高	234	58
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,440	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額) 	2,440	-
当期変動額合計	2,440	-
当期末残高 当期末残高	-	-
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	3,430	234
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	3,664	175
当期変動額合計	3,664	175
当期末残高 当期末残高	234	58
新株予約権 新株予約権		
前期末残高	-	467
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	467	171
当期变動額合計	467	171
当期末残高 当期末残高	467	295
少数株主持分		
前期末残高	5,070	4,680
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	390	136
当期変動額合計 当期変動額合計	390	136
当期末残高	4,680	4,816
純資産合計		
前期末残高	25,247	15,807
当期变動額		
新株の発行	46,000	3,171
当期純損失 ()	59,180	7,770
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
連結範囲変更に伴う自己株式の減少	-	58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,741	210
当期变動額合計	9,439	4,752
当期末残高 -	15,807	11,054

【連結キャッシュ・フロー計算書】

少)

小計

(は減少) その他

利息の支払額

法人税等の支払額

利息及び配当金の受取額

営業活動によるキャッシュ・フロー

証券業における預り金及び受入保証金の増減額

(単位:百万円) 前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純損失() 59,515 11,157 減価償却費 5,639 4,565 減損損失 1,213 3,001 のれん償却額 153 103 引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用 2,930 2,120 の増減額(は増加) 金融商品取引責任準備金の増減額(は減少) 183 受取利息及び受取配当金 123 1,272 支払利息 2,995 951 投資有価証券評価損益(は益) 1,005 _ 不動産証券化事業撤退損失 46,733 証券事業撤退損失 8,904 売上債権の増減額(は増加) 4,308 1,245 たな卸資産の増減額(は増加) 1,959 156 仕入債務の増減額(は減少) 2,055 1,235 カード預り金の増減額(は減少) 2,421 4,671 営業投資有価証券の増減額(は増加) 324 166 金融サービス運用資産の増減額(は増加) 1,085 証券業における預託金の増減額(は増加) 583 証券業におけるトレーディング商品(資産)の 3,372 増減額(は増加) 証券業における約定見返勘定(資産)の増減額 3,001 (は増加) 証券業における信用取引資産の増減額(は増 4,047 加) 証券業における有価証券担保貸付金の増減額 600 (は増加) 証券業におけるトレーディング商品(負債)の 465 増減額(は減少) 証券業における約定見返勘定(負債)の増減額 679 (は減少) 証券業における信用取引負債の増減額(は減

5,256

2,873

1.633

8,000

1.345

3,064

5,500

781

1,341

15,520

110

950

380

14,299

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	205	-
有価証券の売却・取得による収入・支出 (純 額)	3,181	11,029
有形固定資産の取得による支出	1,948	1,153
有形固定資産の売却による収入	7,350	-
無形固定資産の取得による支出	1,646	1,002
投資有価証券の取得による支出	8,976	19,065
投資有価証券の売却による収入	8,898	3,438
短期貸付金の純増減額(は増加)	-	7,806
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	366	3,006
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る支出	691	457
その他	201	370
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,531	3,972
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減 額(は減少)	42,353	-
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	5,000	15,203
社債の償還による支出	20,000	-
株式の発行による収入	16,000	4,210
新株予約権の発行による収入	467	-
その他	1,083	494
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,969	11,487
現金及び現金同等物に係る換算差額	551	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,511	6,783
現金及び現金同等物の期首残高	33,882	43,394
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	1,404
現金及び現金同等物の期末残高	1 43,394	1 48,772

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

(株) クオカード (株) C S K - I S 他投資事業組合 2 社

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	1 連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社数 28社	 (1) 連結子会社数 18社
主要な連結子会社の名称	主要な連結子会社の名称
(株)CSKシステムズ	(株)JIEC
(株)CSK-ITマネジメント	㈱CSIソリューションズ
(株)CSKシステムズ西日本	(株)CSKシステムマネジメント
(平成22年4月1日付で㈱CSKシステムズと合併)	スーパーソフトウェア(株)
	(株)CSK Winテクノロジ
(株)CSKシステムズ中部	(株)福岡 C S K
(平成22年4月1日付で㈱CSKシステムズと合併)	㈱北海道CSK
	(株)CSKサービスウェア
(株)JIEC	(株)CSKニアショアシステムズ
(株)CSIソリューションズ	(株)ベリサーブ
(株)CSKシステムマネジメント	㈱CSKプレッシェンド
スーパーソフトウェア(株)	㈱CSKアドミニストレーションサービス
(株)CSK Winテクノロジ	CSKプリンシパルズ(株)
< 株福岡CSK	(株)クオカード
株北海道 C S K	(株)CSK-IS
(株)CSKサービスウェア	他投資事業組合2社及び匿名組合1社
(株)CSKニアショアシステムズ	
(株) C S K 証券サービス	
(株)ベリサーブ	
(株)CSKプレッシェンド	
(株) I S A O	
(平成22年4月1日付で㈱四谷ビジネスに社名変更) 	
ビジネスエクステンション(株)	
(平成22年4月1日付で㈱CSKサービスウェアと合併)	
(株)CSKアドミニストレーションサービス	
CSKベンチャーキャピタル(株)	
プラザアセットマネジメント(株)	
CSKプリンシパルズ㈱	
コスモ証券㈱	
(平成22年4月16日付で全株式を譲渡)	
コスモエンタープライズ(株)	
44\ \(-\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

津山証券(株)は、平成21年6月に全株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。

(株) C S K マーケティング、(株) C S K コミュニケーションズ、(株)島根 C S K、(株)岩手 C S K、(株)大分 C S K、(株) 北九州 C S K については、(株) C S K サービスウェア (旧社名 (株)サービスウェア・コーポレーション)を存続会社とする吸収合併により平成21年7月に解散しております。また、(C S K ファイナンス(株)(現社名ゲン・キャピタル(株)は、平成21年9月に全株式を売却したため、同社の連結子会社である(株) C V C ビジネス、ゲン・アセット(株) 匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに連結子会社から除外しております。また、(株)ライトワークスにおいては、平成21年10月に株式の一部売却により持分比率が減少したため連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社となりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

東京グリーンシステムズ(株)

非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(株)ライトワークス

持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ(株他)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

コスモ証券㈱及びその連結子会社であるコスモエン タープライズ(株)(現社名 岩井コスモビジネスサービ ス(株)は、平成22年4月にコスモ証券(株)の全株式を譲 渡したことに伴い連結の範囲から除外しておりま す。(株)CSKシステムズ西日本、(株)CSKシステムズ 中部については、㈱CSKシステムズを存続会社と する吸収合併により、平成22年4月に消滅しており ます。ビジネスエクステンション(株)については、(株) C SKサービスウェアを存続会社とする吸収合併によ リ、平成22年4月に消滅しております。(株) ISAO (平成22年4月1日付で㈱四谷ビジネスに社名変更 後、平成23年2月21日付で清算を結了しておりま す。) は平成22年4月に会社分割により全事業を移管 したことにより子会社としての重要性が低下したこ とから連結の範囲から除外しております。(株) С S K 証券サービスは、㈱CSKシステムズを存続会社と する吸収合併により、平成22年9月に消滅しており ます。匿名組合1社は平成22年9月に新たに出資し たことにより連結子会社に含めております。連結子 会社であったCSKベンチャーキャピタル(株)(現社 名(株)ウィズ・パートナーズ)は、平成22年9月に第 三者割当増資を行ったことにより、当社の持分比率 が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用 関連会社となりました。㈱CSK-ITマネジメン ト及び㈱CSKシステムズについては、当社を存続 会社とする吸収合併により、平成22年10月に消滅し ております。プラザアセットマネジメント㈱は、平成 22年10月に同社の全株式を譲渡したことに伴い連結 の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

東京グリーンシステムズ㈱、希世軟件系統(上海)有限 公司、希世軟件系統(大連)有限公司

同左

2 持分法の適用に関する事項

(株)ライトワークス、(株)ウィズ・パートナーズ

持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ㈱、希世軟件系統(上海)有限公司、希世軟件系統(大連)有限公司他)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」 (企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及 び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の 取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日) を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありませ ん。

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左 連結子会社のうち、投資事業組合 2 社の決算日は12月 31日であります。また、他の連結子会社の決算日は、連 結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会 社の決算日との間に生じた重要な取引については、連 結上必要な調整を行っております。 4 会計処理基準に関する事項 4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 有価証券 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商 時価法 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券 償却原価法 同左 子会社株式及び関連会社株式 子会社株式及び関連会社株式 非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式に 同左 ついては、移動平均法による原価法 その他有価証券 その他有価証券(営業投資有価証券を含む) 時価のあるもの 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 同左 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 主として移動平均法により算定) 時価のないもの 時価のないもの 主として移動平均法による原価法 同左 デリバティブ デリバティブ 同左 時価法 たな卸資産 たな卸資産 主として、個別法又は移動平均法による原価法(収益 同左 性の低下に基づく簿価切り下げの方法) (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 同左 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付 属設備を除く)については、定額法を採用しておりま す。 また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 のうち償却可能額までの償却が終了しているものに ついては、残存価額を5年間で均等に償却する方法 を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 2年~50年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 定額法 但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフ

トウェアは社内における利用可能期間に基づく定額 法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収 益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分 額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しており

ます。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計 上しております。

開発等損失引当金

システム開発、システム運営管理等の事業に係る不 採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込ま れる損失額を計上しております。

退職給付引当金

- 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき計上しております。
- なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度 末において年金資産見込額が退職給付債務見込額 から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数 理計算上の差異を控除した額を超過しているた め、超過額を投資その他の資産の「前払年金費 用」に計上しております。
- 会計基準変更時差異については、15年による按分額 を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法 により、発生の翌連結会計年度から費用処理して おります。
- 過去勤務債務については、当社及び一部の連結子会社は、発生年度に一括費用処理しておりますが、その他の連結子会社は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整 前当期純損失に与える影響はありません。 リース資産

同左

(3) 重要な繰延資産の処理方法

同左

(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金

同左

賞与引当金

従業員及び執行役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上 しております。

開発等損失引当金

同左

退職給付引当金

- 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき計上しております。
- なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度 末において年金資産見込額が退職給付債務見込額 から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数 理計算上の差異を控除した額を超過しているた め、超過額を投資その他の資産の「前払年金費 用」に計上しております。
- 会計基準変更時差異については、15年による按分額 を費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法 により、発生の翌連結会計年度から費用処理して おります。
- 過去勤務債務については、当社及び一部の連結子会 社は、発生年度に一括費用処理しておりますが、そ の他の連結子会社は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員への退職慰労金支給に備 えるため、内規による必要額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上 基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

(会計方針の変更)

請負契約に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度に着手した請負契約から、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用しております。

これにより、当連結会計年度の売上高は1,167百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ340百万円増加、税金等調整前当期純損失は340百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報に記載しております。

プリペイドカード事業における第三者型カード発行 の会計処理

第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの 券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使 用金額をカード預り金から取崩しております。

また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退蔵益に計上しております。

その他の事業における会計処理

営業投資有価証券

自らが業務執行組合員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。

また、連結子会社である投資事業組合が保有する有価証券については、営業投資有価証券としております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算 の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。 役員退職慰労引当金

同左

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上 基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

プリペイドカード事業における第三者型カード発行 の会計処理

同左

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算 の基準

同左

74 5 ± 4 ± 1 € ±	1125-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年 3 月31日)	至 平成23年3月31日)
(7)	(7) のれんの償却方法及び償却期間
	のれんは、原則として5年均等償却をしておりま
	す。但し、金額の僅少なものについては発生年度に一
	時に償却しております。
(0)	
(8)	(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範 囲
	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金
	•
	及び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金
	及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動につい
	て僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内
	に償還期限の到来する短期投資からなっておりま
	す 。
(0) その地連は財政学主作ばのための素悪な東頂	- ·
(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の処理方法	消費税等の処理方法
税抜方式によっております。	同左
連結納税制度	連結納税制度
連結納税制度を適用しております。	同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	5
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時	
価評価法を採用しております。	
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	6
のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却を	
しております。但し、金額の僅少なものについては発生	
年度に一時に償却しております。	
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	7
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及	
び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金及び	
容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少	
なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期	
限の到来する短期投資からなっております。	
マクトラントン のいは 日本 こうりょう くの フのり	

【会計方針の変更】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年 4 月 1 日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年 3 月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基 準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し ております。 これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益 はそれぞれ34百万円減少し、税金等調整前当期純損失 は258百万円増加しております。 (企業結合に関する会計基準等の適用) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「連結 財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平 成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」 (企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「企業結合 会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を 適用しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(連結貸借対照表)

1 前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」(前連結会計年度520百万円)は、総資産の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

(連結損益計算書)

- 1 前連結会計年度において区分掲記しておりました販売費及び一般管理費の「のれん償却額」(当連結会計年度153百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資有価証券売却損」(当連結会計年度147百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資事業組合運用損」(当連結会計年度193百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 4 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「株式交付費」(前連結会 計年度0百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超 えたため、当連結会計年度においては、区分掲記してお ります。
- 5 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「支払手数料」(前連結会 計年度48百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を 超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記して おります。
- 6 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当連結会計年度229百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 7 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当連結会計年度1,213百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 8 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度1,005百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました流動 資産の「未収還付法人税等」(当連結会計年度964百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年 度においては、流動資産の「その他」に含めて表示して おります。

(連結損益計算書)

- 1 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。
- 2 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に 含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」 (前連結会計年度71百万円)は、営業外収益の総額の100 分の10を超えたため、当連結会計年度においては、区分 掲記しております。
- 3 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「株式交付費」(当連結会計年度7百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 4 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当連結会計年度35百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 5 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「匿名組合投資損失」(当連結会計年度256百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 6 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」(前 連結会計年度36百万円)は、営業外費用の総額の100分 の10を超えたため、当連結会計年度においては、区分掲 記しております。
- 7 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「投資有価証券売却損」 (前連結会計年度147百万円)は、営業外費用の総額の 100分の10を超えたため、当連結会計年度においては、 区分掲記しております。
- 8 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」(前連結会計年度1,213百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 9 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「特別退職金」(当連結会計年度434百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度	
(自 平成21年4月1日	
至 平成22年3月31日)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」(前連結会計年度116百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 2 前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「長期借入れによる収入」(前連結会計年度52百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 3 前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「株式の発行による収入」(前連結会計年度1百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券評価損益(は益)」(当連結会計年度679百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 2 前連結会計年度において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産の売却による収入」(当連結会計年度172百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 3 前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金の純増減額(は増加)」(前連結会計年度55百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

【追加情報】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。但し、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。 商品 790百万円 仕掛品 1,356百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対する投資額は次の とおりであります。

投資有価証券(株式) 926百万円 投資有価証券(投資事業組合持分) 239百万円

- 3 金融サービス事業からの撤退に伴い、第2四半期連結会計期間末残高5,007百万円を流動資産の「金融サービス運用資産」から投資その他の資産の「投資有価証券」に振り替えております。
- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな 卸資 産のうち、開発等損失引当金に対応する額 は10百 万円(仕掛品)であります。
- 5 担保資産
- (1) 以下の資産は短期借入金6,370百万円、証券業における信用取引負債12,439百万円、流動負債その他(未払金)1,310百万円、長期借入金40,000百万円の担保に供しております。

現金及び預金 1,775百万円 証券業における トレーディング商品 350百万円 建物及び構築物 8,447百万円 土地 6,716百万円 投資有価証券 482百万円 合計 17,772百万円

上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券の うち担保に供されているものが443百万円(期末時 価)あります。

また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが74,034百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式73,839百万円は連結上相殺消去されております。

「第2事業の状況7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2)当連結会計年度に実施した経営施策」に記載のとおり、資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高45,000百万円のうち5,000百万円については1年以内に返済予定の長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの40,000百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。

なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、 建物及び構築物であります。

当連結会計年度 (平成23年3月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。商品 763百万円仕掛品 1,183百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対する投資額は次の とおりであります。

投資有価証券(株式) 1,330百万円 投資その他の資産その他(出資金) 53百万円

- 3 その他事業に含まれるベンチャーキャピタル事業からの撤退に伴い、第2四半期連結会計期間末残高3,046百万円を流動資産の「営業投資有価証券」から投資その他の資産の「投資有価証券」に振り替えております。
- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな 卸資 産のうち、開発等損失引当金に対応する額 は9百万円(仕掛品)であります。
- 5 担保資産
- (1) 以下の資産は短期借入金10,000百万円、流動負債その他(未払金)1,220百万円、長期借入金19,860百万円の担保に供しております。

現金及び預金1,300百万円建物及び構築物9,120百万円土地6,653百万円合計17,074百万円

また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供されているものが20,472百万円(個別財務諸表上の帳簿価額)あります。なお、このうち連結子会社株式20,277百万円は連結上相殺消去されております。

前連結会計年度において資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高29,860百万円のうち10,000百万円については1年以内に返済予定の長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの19,860百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。

なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、 建物及び構築物であります。

前連結会計年度		当連結会計年度
(平成22年3月31日現在)		(平成23年3月31日現在)
(2) 前払式証票の規制等に関する法律第13	3条第1項に	(2) 資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行
基づく発行保証金として、有価証券7,5%	50百万円、流	保証金として、有価証券6,076百万円、投資有価証券
動資産「その他」(差入保証金)7,661百	万円、投資有	26,820百万円を供託しております。
価証券14,527百万円を供託しております) ⊤。	
(3) 信用取引の自己融資見返り株券を先物	取引差入証	(3)
拠金の代用として901百万円を差入れて		
│ (4) 担保等として差入をした有価証券のほ	`	(4)
(1)に属するものを除く)は、次のとおり	であります。	
	7,372百万円	
信用取引借入金の本担保証券 1	2,712百万円	
差入保証金代用有価証券	1,001百万円	
その他 1	0,943百万円	
(5) 差入を受けた有価証券の時価額は、次の	りとおりであ	(5)
ります。		
信用取引貸付金の本担保証券 2	1,395百万円	
信用取引借証券	3,198百万円	
受入保証金代用有価証券 4	7,088百万円	
その他	527百万円	
6 保証債務		6
当社の貸付先会社が投資している特定目		
融機関からの借入に対し、債務保証を行	ゴっておりま	
す。		
	3,310百万円	_
7 特別法上の準備金の計上を規定した法	令の条項は、	7
次のとおりであります。		
金融商品取引責任準備金		
金融商品取引法第46条の 5		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開

- 1 売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は498百万円であります。
- 2 事業譲渡益は、㈱ISAOの法人向けISP事業譲渡による利益であります。
- 3 不動産証券化事業撤退損失は、主に連結子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。
- 4 特別退職金は、早期退職優遇制度実施に伴う特別割 増退職金及び再就職支援費用であります。
- 3

2

4

- 5 減損損失の主な内訳は以下のとおりであります。
- (1) 減損損失を計上した主な資産

発費は396百万円であります。

場所(発生会社) 用途 種類 建物付属設備 東京都中央区等 工具、器具及び備品 事業用資産 (株)CSK) ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 建物 東京都新宿区 事業用資産 建物付属設備 (株)CSK) 土地 (株)CSKプ その他 のれん レッシェンド)

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業用資産においては管理会計上の区分としております。

(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法

主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・フローを考慮した回収可能価額と帳簿価額の差額、また売却対象資産への用途変更した事業用資産においては、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。当連結会計年度においては減損損失として3,001百万円計上しており、その主な内訳は、ソフトウェア1,029百万円、土地770百万円、建物533百万円、工具、器具及び備品172百万円、のれん171百万円、ソフトウェア仮勘定160百万円、建物付属設備143百万円であります。

また上記資産のうち、のれんにつきましては、子会社であります㈱CSKプレッシェンドへの投資に係るのれんの減損損失であります。

(㈱CSKプレッシェンドにおいては、株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったことから、のれんの全額171百万円を減損損失として計上しております。

5

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年4月1日	(自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
	なお、回収可能価額は、使用価値により測定してい
	る場合においては、将来キャッシュ・フローを2.7%で
	割り引いて算定しております。また、正味売却価額によ
	り測定している場合においては、不動産鑑定評価によ
	り算定しております。
6	6 証券事業撤退損失は、連結子会社であったコスモ
	証券㈱の株式譲渡に伴う損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益55,515百万円少数株主に係る包括利益169百万円計55,346百万円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金1,221百万円為替換算調整勘定2,440百万円計3,662百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	增加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式 (注)3	80,290,414	45,457,300		125,747,714
A種優先株式 (注) 1		15,000		15,000
B種優先株式 (注) 1		15,000		15,000
C 種優先株式 (注) 2 , 3		227,273	227,273	
D種優先株式 (注) 2 , 3		2,273	2,273	
E種優先株式 (注) 2		5,000		5,000
F種優先株式 (注)2		5,000		5,000
合計	80,290,414	45,726,846	229,546	125,787,714

(変動事由の概要)

- (注) 1 A種優先株式及びB種優先株式の増加それぞれ15,000株は、主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による第三者割当増資による増加であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株、D種優先株式の増加2,273株、E種優先株式及びF種優先株式の増加それぞれ 5,000株は、合同会社ACAインベストメンツへの優先株式発行による第三者割当増資による増加であります。
 - 3 普通株式の増加45,457,300株、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式 (注) 1	32,494	4,310	1,305	35,499
C種優先株式 (注) 2		227,273	227,273	
D種優先株式 (注) 2		2,273	2,273	
合計	32,494	233,856	230,851	35,499

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の増加4,310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の減少1,305株は、自己株式処分による減少であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株及びD種優先株式の増加2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得による増加であります。また、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権が行使された日に、会社法第178条に基づきC種優先株式及びD種優先株式の全てを消却したことによる減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

		目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分	新株予約権の内訳	株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社	第6回新株予約権(注)1 (平成21年9月30日発行)	普通株式		24,000,000		24,000,000	171
灰山云仙	第 7 回新株予約権 (注) 1 , 2 (平成21年 9 月30日発行)	普通株式		24,000,000		24,000,000	295
	合計			48,000,000		48,000,000	467

- (注) 1 第6回新株予約権及び第7回新株予約権の増加は、合同会社ACAインベストメンツへの新株予約権の発行による増加であります。
 - 2 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	增加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式 (注)	125,747,714	24,000,000		149,747,714
A 種優先株式	15,000			15,000
B種優先株式	15,000			15,000
E種優先株式	5,000			5,000
F種優先株式	5,000			5,000
合計	125,787,714	24,000,000		149,787,714

(変動事由の概要)

(注) 普通株式の増加24,000,000株は、平成23年3月15日付で合同会社ACAインベストメンツにより第6回新株予約権全てについて行使がなされたことによるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	35,499	4,606	24,090	16,015

(変動事由の概要)

普通株式の増加4,606株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の減少23,692株は、コスモ証券㈱全株式譲渡に伴う連結除外による減少であります。

普通株式の減少398株は、自己株式処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

		目的となる	目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分	新株予約権の内訳	株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社	第 6 回新株予約権 (平成21年 9 月30日発行)	普通株式	24,000,000		24,000,000		
灰山云仙	第 7 回新株予約権 (平成21年 9 月30日発行) (注)	普通株式	24,000,000			24,000,000	295
合計		48,000,000		24,000,000	24,000,000	295	

⁽注) 第7回新株予約権につきましては平成23年4月22日付で当該新株予約権の全てが行使されております。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日		
1 現金及び現金同等物の期末残高。	と連結貸借対照表	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表		
に掲記されている科目の金額との	関係	に掲記されている科目の金額との関係		
現金及び預金勘定	45,250百万円	現金及び預金勘定	49,972百万円	
有価証券勘定	8,485百万円	有価証券勘定	8,995百万円	
合計	53,735百万円	合計	58,968百万円	
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金	2,284百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金	1,300百万円	
償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など	8,057百万円	償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など	8,895百万円	
現金及び現金同等物	43,394百万円	現金及び現金同等物	48,772百万円	
2 株式の売却により連結子会社で	なくなった会社の	2 株式の売却により連結子会社で	なくなった会社の	
資産及び負債の主な内訳		資産及び負債の主な内訳		
CSKファイナンス(株) (平成21年9)	·	コスモ証券(株) (平成22年3月31日現在	•	
流動資産	78,226百万円	流動資産	88,129百万円	
固定資産	2,980百万円	固定資産	5,771百万円	
資産合計	81,206百万円	資産合計	93,901百万円	
流動負債	174,733百万円	流動負債	68,453百万円	
固定負債	80百万円	固定負債	265百万円	
負債合計	174,813百万円	特別法上の準備金	681百万円	
CSKファイナンス㈱株式の 売却価額	0百万円	負債合計 コスモ証券株式の	69,401百万円	
CSKファイナンス(株)の 現金及び現金同等物	543百万円	カスと証券株式の 売却価額 コスモ証券株の	17,000百万円	
差引:CSKファイナンス(株)	543百万円	現金及び現金同等物	13,993百万円	
売却による支出		差引:コスモ証券㈱ 売却による収入	3,006百万円	
3 重要な非資金取引の内容		3		
債務の株式化(デット・エクイティ よる増加額及び減少額	ィ・スワップ)に			
資本金増加額	15,000百万円			
資本準備金増加額	15,000百万円			
短期借入金減少額	30,000百万円			



(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

1)有形固定資産

主にデータセンター関連施設であります。

2)無形固定資産

主にソフトウェアであります。

リース資産の減価償却方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	3,289	2,052	586	649
その他	608	331	234	41
合計	3,897	2,384	821	691

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年以内646百万円1年超719百万円合計1,365百万円

リース資産減損勘定期末残高

504百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償 却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料1,189百万円リース資産減損勘定の取崩額221百万円減価償却費相当額1,064百万円支払利息相当額67百万円減損損失0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の 差額を利息相当額とし、各期への配分については 利息法によっております

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能な ものに係る未経過リース料

1 年以内2,782百万円1 年超13,384百万円合計16,167百万円

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

1)有形固定資産

同左

2)無形固定資産

同左

リース資産の減価償却方法

同左

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	1,144	871		273
その他	18	16		2
合計	1,163	888		275

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年以内174百万円1年超115百万円合計289百万円

リース資産減損勘定期末残高

百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料461百万円リース資産減損勘定の取崩額48百万円減価償却費相当額417百万円支払利息相当額18百万円減損損失百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能な ものに係る未経過リース料

1年以内1,782百万円1年超5,826百万円合計7,609百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)により当社でグループ各社の資金を一括管理し、グループ各社の資金繰りに応じて資金供給を行う体制となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、主に責任財産限定債権、すなわち返済原資となる財産の範囲に限定を加えた債権であり、債務者の信用力ではなく、責任財産から生じるキャッシュ・フロー(収益や処分代金)をその返済原資として債務の履行を担保するものであるため、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、株式は業務上関係を有する企業の株式であり、債券は満期保有目的の国債で前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金でありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、1年以内の支払期日であります。

短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)及び長期借入金は、取引銀行4行によるシンジケートローンで、当社が保有していた短期借入債務を長期借入債務へ借り換えたものであります。決算日以降約定返済で、最終返済期日は4年後であり、流動性リスクに晒されております。変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

カード預り金は、一部の子会社で行っているプリペイドカード事業に係るものであり、無利子の金融 債務であるため金利変動リスクはありませんが、流動性リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的として当社が発行したもので、償還日は平成23年9月及び平成25年9月であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

短期貸付金に含まれる責任財産限定債権は、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されておりますが、当該キャッシュ・フローの変動を定期的に分析・管理するとともに、責任財産の処分見込額を貸倒引当金として計上するなどリスク低減に努めております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。

営業債務、借入金、カード預り金及び新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、CMSにより当社でグループ各社の資金を一括管理するとともに、グループ各社から月次で資金繰り報告を受け、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理する体制になっております。

なお、一部の子会社で行っている証券事業については以下のとおりです。

(1) 金融商品に対する取り組み方針

金融商品取引業及びそれらに係る付随業務等を行っております。これらの業務遂行のため、当該子会社では、市場リスク及び信用リスクのある金融資産・負債を保有することがあり、それらの資金につきましては、自己資金及び主に金融機関からの短期借入金により調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品有価証券等は、(イ)株式や債券に代表される商品有価証券の現物取引(ロ)株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所におけるデリバティブ取引及び(八)選択権付債券売買取引等の取引所取引以外のデリバティブ取引、の3種類に大別されますが、これらは主に市場価格の変動リスクに晒されております。特にデリバティブ取引においては近年、リスクの多様化・複雑化が進んでおります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

お客様を初めとする各取引先等に係る信用リスクについて、当該子会社の諸規程諸規則に従い、与信審査、与信限度管理、問題債権に係る対応をしております。

市場リスクの管理

市場リスクの管理に係る社内規則を整備し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定に従って算出される市場リスク相当額に基づく市場リスク枠、ロスカットルール等の市場リスク管理体制を構築しております。また、各商品部門から独立した管理部署でポジション残高、リスク量、損益状況の把握を行い、その結果を関係役員等に報告することとなっております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	45,250	45,250	
(2)	受取手形及び売掛金	23,300		
	貸倒引当金 (注)1	105		
		23,195	23,195	
(3)	短期貸付金	22,261		
	貸倒引当金 (注)2	8,619		
		13,642	13,642	
(4)	有価証券	8,485	8,524	38
(5)	営業投資有価証券	51	51	
(6)	証券業における預託金	26,593	26,593	
(7)	証券業におけるトレーディング商品 (注)3	10,232	10,232	
(8)	証券業における信用取引資産	24,551	24,551	
(9)	投資有価証券	22,135	22,281	146
資産語	†	174,136	174,322	185
(10)	買掛金	6,602	6,602	
(11)	短期借入金	5,870	5,870	
(12)	短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)	5,063	5,063	
(13)	カード預り金	53,183	53,183	
(14)	証券業におけるトレーディング商品 (注)3	1,008	1,008	
(15)	証券業における信用取引負債	19,121	19,121	
(16)	証券業における預り金及び受入保証金	35,994	35,994	
(17)	新株予約権付社債	56,792	48,316	8,476
(18)	長期借入金	40,063	40,063	
負債語	†	223,698	215,223	8,476
デリノ	ドティブ取引 (注) 4			
	ヘッジ会計が適用されていないもの	33	33	
	ヘッジ会計が適用されているもの			
デリノ	(ティブ取引計	33	33	

- (注) 1 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 - 2 短期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。
 - 3 証券業におけるトレーディング商品にはデリバティブに関する債権、債務が含まれております。
 - 4 デリバティブによって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており ます。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 有価証券、(5) 営業投資有価証券、(9) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 証券業における預託金(8) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(7) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

<u>負債</u>

(10) 買掛金、(11) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金) (18) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(13) カード預り金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(14) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

(15) 証券業における信用取引負債(16) 証券業における預り金及び受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(17) 新株予約権付社債

時価については、取引所の価格によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	6,751
非上場債券	87
投資事業組合に対する出資持分	2,999
匿名組合への出資	2,083
子会社株式及び関連会社株式	926

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	45,250			
受取手形及び売掛金	23,300			
短期貸付金	22,261			
証券業における預託金	26,593			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	8,051	5,112	9,272	
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	10			
社債		187		
合計	125,466	5,299	9,272	

その他有価証券のうち償還予定額が時価によって変動する5,957百万円は含めておりません。

(注4) 新株予約権付社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)により当社でグループ各社の資金を一括管理し、グループ各社の資金繰りに応じて資金供給を行う体制となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、主に責任財産限定債権、すなわち返済原資となる財産の範囲に限定を加えた債権であり、債務者の信用力ではなく、責任財産から生じるキャッシュ・フロー(収益や処分代金)をその返済原資として債務の履行を担保するものであるため、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、株式は業務上関係を有する企業の株式であり、債券は満期保有目的の国債で資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金でありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、1年以内の支払期日であります。

短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)及び長期借入金は、取引銀行4行によるシンジケートローンであります。最終返済期日は3年後であり、流動性リスクに晒されております。変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

カード預り金は、一部の子会社で行っているプリペイドカード事業に係るものであり、無利子の金融 債務であるため金利変動リスクはありませんが、流動性リスクに晒されております。

1年内償還予定の新株予約権付社債及び新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的として当社が発行したもので、償還日は平成23年9月及び平成25年9月であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

短期貸付金に含まれる責任財産限定債権は、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されておりますが、当該キャッシュ・フローの変動を定期的に分析・管理するとともに、責任財産の処分見込額を貸倒引当金として計上するなどリスク低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。

営業債務、借入金、カード預り金及び新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、CMSにより当社でグループ各社の資金を一括管理するとともに、グループ各社から月次で資金繰り報告を受け、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理する体制になっております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	49,972	49,972	
(2)	受取手形及び売掛金	23,034		
	貸倒引当金 (注)	12		
		23,022	23,022	
(3)	短期貸付金	17,351		
	貸倒引当金 (注)	10,715		
		6,635	6,635	
(4)	有価証券	8,995	9,012	16
(5)	投資有価証券	34,843	35,133	290
資産記	t	123,469	123,776	306
(6)	買掛金	5,366	5,366	
(7)	1年内償還予定の新株予約権付社債	21,792	21,533	258
(8)	短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)	10,063	10,063	
(9)	未払法人税等	841	841	
(10)	カード預り金	57,854	57,854	
(11)	新株予約権付社債	35,000	31,500	3,500
(12)	長期借入金	19,860	19,860	
負債記	†	150,777	147,018	3,758
デリノ	(ティブ取引			

⁽注) 受取手形及び売掛金、並びに短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており ます。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 有価証券 (5) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(6) 買掛金(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

- (7) 1年内償還予定の新株予約権付社債(11) 新株予約権付社債時価については、取引所の価格によっております。
- (8) 短期借入金(1年内返済予定の長期借入金) (12) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(10) カード預り金

加盟店からのカード利用実績通知に応じて利用額を支払う義務であるカード預り金は、短期で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<u>デリバティブ取引</u>

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,254
非上場債券	115
投資事業組合に対する出資持分	2,102
匿名組合への出資	459
子会社株式及び関連会社株式	1,330

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	49,972			
受取手形及び売掛金	23,034			
短期貸付金	17,351			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	8,892	3,316	16,846	7,269
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債				
社債		215		
合計	99,251	3,531	16,846	7,269

その他有価証券のうち償還予定額が時価によって変動する100百万円は含めておりません。

(注4) 新株予約権付社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額 連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。

<u>次へ</u>

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 70百万円

2 満期保有目的の債券

	Τ							
	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在)							
	種類	海纹设件 计照主 电						
時価が連結貸借対照表	(1)国債・地方債 (2)社債	18,121	18,316	195				
計上額を超えるもの	(3)その他							
	小計	18,121	18,316	195				
時価が連結貸借対照表	(1)国債・地方債 (2)社債	3,968	3,958	9				
計上額を超えないもの	(3)その他							
	小計	3,968	3,958	9				
合	計 22,089 22,274 1							

3 その他有価証券

3 ての他有価証券					
	当連結会計年度				
	(平成22年3月31日現在)				
	種類	連結貸借対照表	取得価額	差額	
		計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)	
	(1)株式	739	515	224	
	(2)債券				
演は代供社の主社し短が	国債・地方債				
│連結貸借対照表計上額が │取得原価を超えるもの	社債	100	100	0	
	その他				
	(3)その他	5,327	5,156	171	
	小計	6,167	5,771	395	
	(1)株式	452	527	75	
	(2)債券				
ᆂᄽᄷᄊ	国債・地方債	10	10	0	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債				
	その他				
	(3)その他	1,952	2,060	107	
	小計	2,415	2,597	182	
合語	<u></u>	8,582	8,369	212	

⁽注) 1 「(3)その他」には、投資信託を含めております。

² 上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					
売却額 売却益の合計 売却損の合 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)					
(1)株式 (2)債券 国債・地方債 社債 その他		7,530	1,120	779	
(3)その他		1,970	1	527	
	合計	9,500	1,122	1,307	

⁽注)上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。

5 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券については783百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 の減損は含めておりません。

当連結会計年度

1 満期保有目的の債券

	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日現在)						
	種類 連結貸借対照表 時価 差 計上額(百万円) (百万円) (百万円)						
	(1)国債・地方債	26,500	26,860	359			
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(2)社債						
訂工領を超えるもの	(3)その他						
	小計	26,500	26,860	359			
	(1)国債・地方債	10,776	10,724	52			
時価が連結貸借対照表	(2)社債						
計上額を超えないもの	(3)その他						
	小計	10,776	10,724	52			
合	<u> </u>	37,277	37,584	306			

2 その他有価証券

当連結会計年度					
	(平成23年 3 月31日現在)				
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得価額		
	() 145 -12		(百万円)	(百万円)	
	(1)株式	942	850	91	
	(2)債券				
`本从伐供 认 叨古≒↓└∽√	国債・地方債				
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	104	100	4	
4人は沙川でにんののか	その他				
	(3)その他	5,200	5,156	43	
	小計	6,246	6,106	139	
	(1)株式	114	130	16	
	(2)債券				
ᆥᆄᄽᄽᄽᆔᇚᆂᆡᆫᇶᆦ	国債・地方債				
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債				
	その他				
	(3)その他	200	201	1	
	小計	314	332	17	
合詞	<u> </u>	6,561	6,439	121	

⁽注) 1 「(3)その他」には、投資信託を含めております。

² 上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)					
元却額 売却益の合計 売却損の合語 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)					
(1)株式 (2)債券 国債・地方債 社債 その他 (3)その他		855 919	274	0	
(1) 2 10		1,774	284	43	

- (注) 上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。
- 4 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券については98百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 の減損は含めておりません。

<u>前へ</u> 次へ

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類		的額等 万円) うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引				
以外の取引	売建				
	トルコ・リラ	177		4	4
	アメリカ・ドル	68		1	1
	南アフリカ・ランド	746		11	11
	オーストラリア・ドル	82		1	1
	ニュージーランド・ドル	163		2	2
	買建				
	南アフリカ・ランド	10		0	0
	オーストラリア・ドル	313		5	5
	合計	1,563		15	15

⁽注) 時価の算定方法に関して、為替予約取引は、受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額であります。

(2) 金利関連

区分	デリバティブ取引の種類		D額等 万円) うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	債券先物取引				
	売建	8,637		67	67
	買建	5,547		18	18
	合計	14,184		48	48

⁽注) 時価の算定方法に関して、債券先物取引は、取引所が定める清算値段によっております。

 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 当社及び連結子会社は、デリバティブ取引を行っていないため該当事項はありません。

<u>前へ</u> 次へ

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、企業 年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度 を設けております。また、当社及び一部の連結子会社 は、平成16年4月1日に厚生年金基金制度及び退職一 時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行して おります。

なお、当社及び一部の連結子会社は、平成16年4月1日に厚生年金基金の代行部分について厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けて厚生年金基金制度から企業年金基金制度(CSK企業年金基金)に変更しております。

2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在)

 退職給付債務
 27,207

 年金資産
 25,645

 未積立退職給付債務(+)
 1,561

 会計基準変更時差異の未処理額
 1,299

 未認識数理計算上の差異
 2,417

 未認識過去勤務債務
 25

 連結貸借対照表計上額純額
 2,180

(単位:百万円)

2,378

197

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあた り、簡便法を採用しております。

(+ + + +) 前払年金費用

退職給付引当金(-)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は、平成16年4月1日に厚生年金基金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、平成16年4月1日に厚生年金基金の代行部分について厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けて厚生年金基金制度から企業年金基金制度(CSK企業年金基金)に変更しております。

2 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

退職給付債務	25,703
年金資産	26,149
未積立退職給付債務(+)	445
会計基準変更時差異の未処理額	1,042
未認識数理計算上の差異	180
未認識過去勤務債務	22
連結貸借対照表計上額純額 (+ + +)	1,691
前払年金費用	1,795
退職給付引当金(-)	104

前連結会計年度			直結会計年度 ************************************	
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			成22年 4 月 1 日 成23年 3 月31日)	
·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3 退職給付費用に関する事項	÷. ====	3 退職給付費用に関す		
	立:百万円)	#1 75 # 57	(単位:百万円)	
勤務費用	1,488	勤務費用	1,394	
利息費用	700	利息費用	617	
期待運用収益	717	期待運用収益	717	
会計基準変更時差異の費用処理額	260	会計基準変更時差		
数理計算上の差異の費用処理額	474	数理計算上の差異	その費用処理額 403	
過去勤務債務の費用処理額	0	過去勤務債務の費	閏用処理額 24	
退職給付費用	2,206	退職給付費用	1,983	
(+ + + + +)		(+ + + +	+) 1,903	
_ その他 (注) 3	3,284	その他	832	
合計(+)	5,490	合計(+)	2,816	
(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の		(注) 1 非連結子会社が負担する出向者に係る退職給付		
用は「勤務費用」に含めて記載して		費用を控除し	ております。	
2 非連結子会社が負担する出向者に係	る退職給付	2 「その他」の内	引訳は、次のとおりであります。	
費用を控除しております。		確定拠出年金	掛金の支払額 410百万円	
3 「その他」の内訳は、次のとおりでる	あります 。	特別退職金	313百万円	
確定拠出年金掛金の支払額	491百万円	退職金等	101百万円	
特別退職金 2	2,436百万円	過年度退職給		
退職金等	349百万円			
過年度退職給付費用	6百万円			
4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計	算基礎に関する事項	
退職給付見込額の期間配分方法期	間定額基準	退職給付見込額の)期間配分方法 期間定額基準	
割引率 2	.5%	割引率	2.5%	
	.0%	期待運用収益率	3.0%	
会計基準変更時差異の処理年数 1	5年	会計基準変更時差	翼の処理年数 15年	
	。 ~12年	数理計算上の差異		
	~ 12年	過去勤務債務の額		
	•			

<u>前へ</u> 次へ

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成17年6月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年6月24日 (第4回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 10 執行役員 4 子会社取締役 55 子会社執行役員 29 従業員 1 子会社従業員 1,329	取締役 6 監査役 1 従業員 56	取締役 4 監査役 1 従業員 53
株式の種類別ストック・オープションの数(株) (注)	普通株式 1,123,000	普通株式 1,192	普通株式 283
付与日	平成17年11月14日	平成15年 8 月25日	平成17年9月6日
権利確定条件	新株では、て取位をというでは、これでは、大大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位では、大大の地位をは、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位で、大大の地位が、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大大	(ア) (行締のと満る社位締るは、(しをも株定り) (大にはの他がい 死こき 「」 渡分 つ当ろれれり、年くらの由つい。ががで、書 さんのの (大にはの他がい 死こき 「」 渡分 つ当ろれれり、年くらのはいがで、書 に変した正にはの他がい 死こき 「」 渡分 つ当ろいまがで、書 渡処 に割これれの予める新そをそで、」 (大にはの他がい 死こき 「」 渡分 つ当ろいまがで、書 渡処 に割このの 件権とがある新そをです。 (人) では、一次の予める新でで、書 渡りれれり、条約を (人) に関こ にはの他がい 死こき 「」 渡分 つ当ろいまに 質は いまに 質は いまに	同左
対象勤務期間			
権利行使期間	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日	平成15年 9 月 1 日 ~ 平成22年 8 月31日	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,122,400	573	278
権利確定			
権利行使	_	254	
失効	1,122,400		278
未行使残		319	

単価情報

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)
権利行使価格(円)	4,990	41,250	640,000
行使時平均株価(円)		151,579	
付与日における公正な評価 単価(円)			

⁽注) 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 6 監査役 1 従業員 56
株式の種類別ストック・オ プションの数(株) (注)	普通株式 1,192
付与日	平成15年 8 月25日
権利確定条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 (イ)新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。 (ウ)新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。 (エ)その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	
権利行使期間	平成15年 9 月 1 日 ~ 平成22年 8 月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

(株)ベリサーブ
平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
319
287
32

単価情報

1 10 113 112	
会社名	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
権利行使価格(円)	41,250
行使時平均株価(円)	173,651
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

<u>前へ</u> 次へ

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在	·)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日現在)				
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の列	後生の主な原因別	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別			
の内訳	()V (A TTT)	の内訳	()V (4			
/ F - F - V A > F - L	(単位:百万円)	10-50	(単位:百万円)			
繰延税金資産		繰延税金資産				
繰越欠損金	67,871	繰越欠損金	76,765			
減価償却費	169	減価償却費	176			
ソフトウェア開発	2,086	ソフトウェア開発	1,555			
退蔵益未計上	3,475	退蔵益未計上	3,279			
減損損失	6,756	減損損失	4,834			
投資有価証券評価損	1,928	投資有価証券評価損	800			
貸倒引当金	3,671	貸倒引当金	4,481			
賞与引当金	1,541	賞与引当金	1,593			
匿名組合投資損失	689	匿名組合投資損失	79			
未払事業税	238	未払事業税	169			
退職給付引当金	834	退職給付引当金	42			
金融商品取引責任準備金	276	その他	1,037			
その他	1,210	繰延税金資産小計	94,816			
繰延税金資産小計	90,751	評価性引当額	85,938			
評価性引当額	86,347	繰延税金資産合計	8,878			
繰延税金資産合計	4,403					
繰延税金負債		繰延税金負債				
前払年金費用	969	前払年金費用	732			
その他有価証券評価差額金	393	その他有価証券評価差額金	27			
その他	600	その他	120			
繰延税金負債合計	1,963	繰延税金負債合計	880			
繰延税金資産の純額	2,440	繰延税金資産の純額	7,997			
2 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳				
国内の法定実効税率	40.7	国内の法定実効税率	40.7			
(調整)		(調整)				
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.2	交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.0			
住民税均等割	0.5	住民税均等割	2.0			
評価性引当額の増減	26.6	評価性引当額の増減	1.8			
のれん償却額	0.1	のれん償却額	1.0			
債務消滅益	11.4	その他	6.9			
その他	0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9					

(企業結合等関係)

前連結事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

当連結事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

共通支配下の取引等

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の

名称、取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社CSK-ITマネジメント(当社の連結子会社)

ITマネジメント事業

株式会社 C S K システムズ(当社の連結子会社)

システム開発事業

企業結合日

平成.22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、(株) CSK-ITマネジメント及び(株) CSKシステムズの2社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

結合後企業の名称

株式会社CSK

取引の目的を含む取引の概要

当社グループが手掛ける3つの事業(「BPO事業」、「ITマネジメント事業」、「システム開発事業」)のより一層の連携が必要であるという認識のもと、お客様に必要とされる最適なサービス提供を実現するグループ体制に移行するものであり、当社グループの持続的な成長・発展を実現することを目的としております。

当社は、(株) C S K - I T マネジメント及び(株) C S K システムズの発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、(株) C S K - I T マネジメント及び(株) C S K システムズの株主である当社に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行いません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日) 記載すべき重要なものはありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 記載すべき重要なものはありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 記載すべき重要なものはありません。

<u>前へ</u>

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	147,804	3,023	17,619	1,070	169,518		169,518
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	3,248	168	11	0	3,430	(3,430)	
計	151,053	3,192	17,631	1,071	172,948	(3,430)	169,518
営業費用	139,732	2,960	17,485	2,920	163,099	2,242	165,341
営業利益又は営業損失()	11,321	231	145	1,848	9,849	5,672	4,176
資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	64,303	58,315	94,058	10,463	227,141	40,608	267,749
減価償却費	3,706	107	439	13	4,266	1,372	5,639
減損損失	6		54	10	71	1,142	1,213
資本的支出	3,049	28	682	12	3,772	910	4,683

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

証券事業 証券業、証券業付随業務等

その他の事業 投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託

業等

- 2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,608百万円であり、主として当社運用資金(現 預金等)、長期投資資金(投資有価証券等)等に係る資産であります。また、営業費用のうち、消去又は全社の 項目に含めた配賦不能営業費用の金額は8,280百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等で あります。
- 3 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用とその償却費が含まれております。
- 4 不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業からの撤退に伴い、当連結会計年度より同事業をその他の事業として表示しております。また、それに併せて事業区分の記載順番の見直しを行ない、当連結会計年度より「情報サービス事業」、「プリペイドカード事業」、「証券事業」、「その他の事業」の順番に変更いたしました。

(会計方針の変更)

加しております。

請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (5) 」に記載のとおり、当連結会計年度に着手した請負契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。これにより、当連結会計年度における情報サービス事業の売上高は1,167百万円増加し、営業利益は340百万円増

148/247

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各グループ会社の主要な事業の内容ごとに区分した「BPO」、「ITマネジメント」、「システム開発」の3つの事業を基礎とし、さらにプリペイドカードの発行・精算事業を行う「プリペイドカード」を加えた4つの事業についてそれぞれの事業強化と連携を推進しながら事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、各事業会社を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、前述の4つの事業を報告セグメントとしております。それぞれの製品・サービスは以下のとおりであります。

「BPO」 : コンタクトセンターサービス、BPOサービス、検証サービス、ECフルフィル

メントサービス

「ITマネジメント」:データセンターサービス、システム運用サービス、運用コンサルティング、IT

基盤構築、インフラマネジメント、ネットワーク運用監視

「システム開発」 : コンサルティング、ソリューションサービス、システム・インテグレーション「プリペイドカード」: プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な 事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。なお、減価償却費及びのれんの償却額については、各事業セグメントに配分しておりますが、資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:百万円)

								(— 12	<u>- · </u>
		報	告セグメン	'		その他	合計	調整額(注)	連結損益計算書
	ВРО	ITマネ ジメント	システム 開発	プリペイ ドカード	計	(注)1	百計	2 ,	計上額 (注) 4
売上高									
外部顧客への売上高	26,709	30,427	88,051	3,023	148,212	21,306	169,518		169,518
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,736	5,558	1,976	168	11,440	59	11,499	11,499	
計	30,446	35,986	90,027	3,192	159,652	21,365	181,017	11,499	169,518
セグメント利益又は 損失()	490	2,448	8,505	232	11,676	2,187	9,488	5,312	4,176
その他の項目									
減価償却費(注)3	461	1,715	1,374	107	3,659	698	4,357	1,281	5,639
のれんの償却額	152		36		188	34	153		153

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、証券事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等を含んでおります。
 - 2 セグメント利益又は損失()の調整額 5,312百万円には、グループ運営収入2,032百万円、各報告セグメント に配分していない全社費用 7,920百万円が含まれております。全社費用は、主に当社で発生したグループ会 社の管理費用等であります。
 - 3 減価償却費には長期前払費用の償却費が含まれております。
 - 4 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

									<u>· · / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>
		報	告セグメン	'		その他	合計	調整額(注)	連結損益計算書
	ВРО	ITマネ ジメント	システム 開発	プリペイ ドカード	計	(注) 1		2 `	計上額 (注) 5
売上高									
外部顧客への売上高	28,227	27,014	81,246	3,425	139,914	473	140,387		140,387
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,942	3,992	1,744	169	8,848		8,848	8,848	
計	31,170	31,006	82,990	3,594	148,762	473	149,235	8,848	140,387
セグメント利益又は 損失()	523	1,894	7,555	556	10,531	234	10,297	3,291	7,005
その他の項目									
減価償却費(注)4	425	1,605	1,281	59	3,371	30	3,402	1,162	4,565
のれんの償却額	103				103		103		103

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等を含んでおります。
 - 2 セグメント利益又は損失()の調整額 3,291百万円には、グループ運営収入869百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,425百万円が含まれております。全社費用は、主に当社で発生したグループ会社の管理費用等であります。
 - 3 連結子会社であったコスモ証券(株)の全株式を第1四半期連結会計期間に譲渡したことに伴い証券事業から撤退しております。
 - 4 減価償却費には長期前払費用の償却費が含まれております。
 - 5 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当連結会計年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日)を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載 を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	ВРО	ITマネ ジメント	システム 開発	プリペイ ドカード	その他	全社・消去	合計
減損損失	171		1,361			1,468	3,001

(注) 「全社・消去」の金額は、主に売却対象資産への用途変更した事業用資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	ВРО	ITマネ ジメント	システム 開発	プリペイ ドカード	その他	全社・消去	合計
当期償却額	103						103
当期末残高							

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	合同会社 A C A イ ンベストメンツ	東京都千代田区	3	当社の株式 及び新株予 約権の保有 及び処分、投 資事業	(被所有) 直接 36.5	当社への出資	第三者割当 優先株式 新株予約権	16,000 467		
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ACAプロパ ティーズ投資事業 有限責任組合	東京都千代田区		ゲン・キャ ピタル(株)の 株式、債権の 保有及び経 営指導	なし	債権等の譲渡	子会社債権等 の譲渡 譲渡額 関係会社貸 付金譲渡損失	481 50,588		
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ゲン・キャピタル (株)	東京都港区	100	不動産投資 事業	なし	事業資金の 貸付	資金の貸付 当期減少額 受取利息		短期貸付金 未収収益	21,610

- (注) 1 合同会社ACAインベストメンツは、ACA㈱が当社の株式保有を目的に設立した合同会社であり、当社における実質的な主要株主は、ACA㈱であります。
 - 2 A C A プロパティーズ投資事業有限責任組合は、当社の実質主要株主である A C A ㈱が無限責任組合員を務めており、当社子会社であった C S K ファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)の債権譲渡並びに同社株式の保有を目的として組成された組合であるため、主要株主の子会社としております。
 - 3 ゲン・キャピタル(株)は、平成21年9月30日付で当社子会社から、当社の実質主要株主の子会社であるACAプロパティーズ投資事業有限責任組合の子会社へ異動しております。よって、取引金額は平成21年9月30日から平成22年3月31日までの取引について記載しております。
 - 4 ゲン・キャピタル㈱への貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し適切な利率を適用しております。なお、 ゲン・キャピタル㈱への貸付金の一部について、8,219百万円の貸倒引当金を計上しております。

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	合同会社 A C A イ ンベストメンツ	東京都 千代田区		当社の株式 及び新株予 約権の保有 及び処分、投 資業	(被所有) 直接 46.7		新株予約権の 行使	3,000		
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ゲン・キャピタル (株)	東京都 港区	100	不動産投資 事業	なし	事業資金の 貸付	資金の貸付 当期減少額 受取利息		短期貸付金 未収収益	17,245 0

- (注) 1 当社は、平成23年3月15日付の合同会社ACAインベストメンツによる第6回新株予約権の行使に伴い、1株当たり125円にて、普通株式を発行しております。
 - 2 ゲン・キャピタル㈱への貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し適切な利率を適用しております。なお、ゲン・キャピタル㈱への貸付金に対して、10,715百万円の貸倒引当金を計上しております。
- (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ゲン・キャピタル (株)	東京都 港区	100	不動産投資 事業		投資有価証 券の譲渡	投資有価証券 の譲渡 譲渡額 譲渡損失	285 1,020		

(注) 譲渡した投資有価証券は不動産投資ファンドへの出資持分であり、譲渡額については、当該ファンドの保有物件についての不動産鑑定士による鑑定評価額を勘案した上で、交渉により決定しております。



(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			
1株当たり純資産額 241.3	円 1株当たり純資産額	234.13円		
1株当たり当期純損失金額 720.6	1 株当たり当期純損失金額	61.26円		
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額になる。 ましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当身 損失であるため記載しておりません。				

⁽注) 1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成23年 3 月31日現在)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	15,807	11,054
普通株式に係る純資産額(百万円)	30,339	35,057
差異の主な内訳(百万円)		
A 種優先株式	15,000	15,000
B種優先株式	15,000	15,000
E種優先株式	5,500	5,500
F種優先株式	5,500	5,500
第6回新株予約権	171	
第7回新株予約権	295	295
少数株主持分	4,680	4,816
普通株式の発行済株式数(千株)	125,747	149,747
普通株式の自己株式数(千株)	35	16
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	125,712	149,731

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
連結損益計算書上の当期純損失()(百万円)	59,180	7,770
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	59,180	7,770
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
期中平均株式数(千株)	82,124	126,852

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
普通株式増加数(千株)		
(うち新株引受権)		
(うち新株予約権)		
(うち新株予約権付社債)		
(うち新株予約権付社債) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	マ新6個第成議第成議が成はい了 ユ新面第型(円 予は状況状でま) 所属 () () () () () () () () () (マ第成議第成議な権決度使 ユ新面第型(円 予は状況状でま債附表あ当62140,0006年で、第2210年
	表」に記載のとおりで あります。	

	T	
項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日
	至 平成22年3月31日)	至 平成23年 3 月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た	A種優先株式(発行済 株式数15,000株)	A種優先株式(発行済 株式数15,000株)
り当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の	B種優先株式(発行済	B 種優先株式(発行済
概要	株式数15,000株)	株式数15,000株)
	C 種優先株式(発行済	E 種優先株式(発行済
	株式数227,273株)	株式数5,000株)
	D 種優先株式(発行済	F種優先株式(発行済
	株式数2,273株)	株式数5,000株)
	│ E 種優先株式(発行済 │株式数5,000株)	優先株式の詳細は 「第4 提出会社の状
	F 種優先株式(発行済	沈、1 株式等の状況、
	株式数5,000株)	(1)株式の総数等
	なお、C種及びD種優	発行済株式」の脚注に
	先株式は、当連結会計	記載のとおりでありま
	年度において全て普通	す。
	株式に転換されており	<関係会社>
	ます。	(株)ベリサーブ 新株予約権(平成15年
	「第4 提出会社の状	8月22日決議)319個
	況、1 株式等の状況、	なお、新株予約権(平
	(1)株式の総数等	成15年8月22日決議)
	発行済株式」の脚注に	は当連結会計年度にお
	記載のとおりでありま	いて権利行使期間を終
	す。	了しております。
	│<関係会社> │(株)ベリサーブ	新株予約権の詳細は、 「ストック・オプショ
	新株予約権(平成15年	ン等関係」に記載のと
	8月22日決議)319個	おりであります。
	新株予約権(平成17年	
	6月24日決議)278個	
	│ なお、新株予約権(平 │成17年6月24日決議)	
	は当連結会計年度にお	
	いて権利行使期間を終	
	了しております。	
	新株予約権の詳細は、	
	「ストック・オプショ	
	ン等関係」に記載のと	
	おりであります。	

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(連結子会社の株式の譲渡について)

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるコスモ証券(株の全株式を、岩井証券(株に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日に完了しております。

(1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、昨年より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(2) 譲渡先の概要

名称 岩井証券株式会社

住所 大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号

代表者の氏名 代表取締役社長 沖津 嘉昭

資本金の額 100億400万円 事業の内容 金融商品取引業 当社との関係 該当事項はありません

(3) 譲渡日

平成22年 4 月16日

(4) 譲渡する子会社の概要

名称 コスモ証券株式会社

住所 大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番12号

代表者の氏名 代表取締役社長 金森 巧

資本金の額 135億円

事業の内容 金融商品取引業

当該会社の直近期の連結経営成績及び連結財務状態

連結決算期	平成22年3月期
資産	939億円
負債	694億円
純資産	245億円
営業収益	176億円
営業利益	1億円
経常利益	0億円
当期純利益	3億円

(5) 株式譲渡の内容

譲渡株式数 40,000,000株(所有割合 100%)

譲渡価額 170億円 株式譲渡に伴う損失 88億円 譲渡後の持分比率 0%

(6) その他重要な特約等 該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(新株予約権の行使による新株式の発行について)

住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付けが成立したことにより、住友商事㈱は当社の第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)を合同会社ACAインベストメンツより取得し、平成23年4月22日付で当該新株予約権の全てを以下のとおり行使しております。

(1)新株予約権の名称 第7回新株予約権 (2)新株予約権の個数 240,000個 (3)発行価額 1個につき1,232円 (4)発行価額の総額 295,680,000円 (5)権利行使価額 1株当たり125円 (6)発行株式数 普通株式24,000,000株 (7)行使価額総額 3,000,000,000円 (8)増加した資本金額 1,647,840,000円 (9)増加した資本準備金額 1,647,840,000円 (10)その他重要な事項等 該当事項はありません。

【追加情報】

(住商情報システム(株)との合併に関する事項)

当社と住商情報システム(株)は、平成23年2月24日開催の両社の取締役会において、住商情報システム(株)を存続会社、当社を消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対して住商情報システム(株)の株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)及び両社の経営統合に関する統合契約を締結いたしました。

なお、本合併は、住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としておりましたが、その後、本公開買付けは平成23年3月10日から平成23年4月11日までの買付期間終了後成立しております。

また、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成23年4月22日付で第7回新株予約権の全てについて住友商事㈱より行使がなされました。

その結果、平成23年4月22日付で、住友商事㈱の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)になったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。

なお、本合併契約は平成23年6月28日開催の定時株主総会及び種類株主総会において承認されました。

(1) 合併する相手会社の名称 住商情報システム株式会社

(2) 合併の概要

合併の方法

住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

合併後の会社の名称

SCSK株式会社

合併の時期(効力発生日)

平成23年10月1日(予定)

合併比率

住商情報システム(株)	当社
(吸収合併存続会社)	(吸収合併消滅会社)
普通株式 1	普通株式 0.24
A種優先株式 1	A種優先株式 1
B種優先株式 1	B種優先株式 1
普通株式 1	E 種優先株式 2,400

(3) 相手会社の主な事業の内容、規模

名称	住商情報システム株式会社			
所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号			
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英			
事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトで・ハードウェアの販売	ウェア		
設立年月日	昭和44年10月25日			
規模	連結売上高 132,840百万円			
(平成23年3月31日現在)	連結当期純利益 3,803百万円			
	連結総資産 121,284百万円			
	連結総負債 26,715百万円			
	連結純資産 94,568百万円			
	従業員数(連結) 3,517名			
大株主及び持株比率	住友商事株式会社	60.27%		
(平成23年3月31日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.63%		
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.38%		
	住商情報システム従業員持株会	2.03%		
	株式会社アルゴグラフィックス	2.02%		
	BNYML-NON TREATY ACCOUNT	1.49%		
	NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C BRITSH CLIENTS	1.26%		
	NIPPONVEST	1.03%		
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.00%		
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算して ます。	0.95%		

当社と相手会社の関係	資本関係
(平成23年3月31日現在)	住商情報システム㈱と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。但し、本公開買付けは買付期間終了後成立し、住商情報システム㈱は当社のF種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株)を取得し、住商情報システム㈱の親会社である住友商事㈱は当社の普通株式69,511,667株及び第7回新株予約権240,000個(普通株式数換算で、普通株式24,000,000株)をそれぞれ取得しております。その後、住友商事㈱は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となり、同社は当社の親会社に該当することとなりました。人的関係
	当社の取締役である山崎弘之氏は住商情報システム㈱の従業員です。この他、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係 住商情報システム㈱と当社との間には、年間数億円程度の取引はござい ますが重要な取引はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び 関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係は ありません。

(4) その他重要な特約等

本合併契約は、本公開買付けの不成立を解約条件としておりましたが、本公開買付けは成立しております。

本公開買付けの概要

買付け等とする株券等の種類	普通株式
	F種優先株式
	第7回新株予約権
	新株予約権付社債
	イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
	口 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
買付け等の期間	平成23年3月10日から平成23年4月11日まで
買付け等の価格	普通株式 1 株につき金203円
	F 種優先株式 1 株につき金2,030,000円
	第7回新株予約権1個につき金7,800円
	新株予約権付社債
	イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万
	円)につき金69,107円 ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき 金72,068円
買付予定数の下限	143,457,300株
買付け等を行った株券等の数	143,511,667株

(連結子会社の株式の譲渡について)

当社は、当連結会計年度において、当社の完全子会社であったコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱(現社名:岩井コスモホールディングス㈱)に譲渡いたしました。

1. 譲渡先企業の名称、譲渡した株式の内容、株式譲渡を行った主な理由、株式譲渡日、株式譲渡価額及び 法的形式を含む取引の概要

渡価額及び法的形式を含む取引の概要

(1) 譲渡先企業の名称

岩井証券株式会社(現社名:岩井コスモホールディングス株式会社)

(2) 譲渡した株式の内容

子会社株式(コスモ証券株式会社)40,000,000株

(3) 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、前連結会計年度より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(4) 株式譲渡日

平成22年4月16日

(5) 株式譲渡価額

17,000百万円

(6) 法的形式を含む取引の概要

株式譲渡

- 2. 実施した会計処理の概要
 - (1) 会計処理の概要

譲渡した株式の対価として受け取った現金とコスモ証券㈱の純資産の連結上の簿価との差額を譲渡損益として認識いたしました。

(2) 譲渡損益の金額

譲渡損失 8,904百万円

(3) 移転した子会社に係る資産及び負債の個別上の帳簿価額

資產 93,901百万円

負債 69.401百万円

3. 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメントの名称

証券事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の概算額期首に連結の範囲から除外しているため、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている損益はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
㈱CSK	2011年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	平成15年 9月4日	21,792	21,792 (21,792)		無担保	平成23年 9月2日	(注) 2
㈱CSK	第7回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	平成18年 7月27日	35,000	35,000	0.25	無担保	平成25年 9月30日	(注) 3
合計			56,792	56,792 (21,792)				

- (注) 1 「当期未残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 - 2 新株予約権付社債の権利行使条件等は次のとおりであります。

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 行使期間	代用払込 に関する 事項
普通株式	無償	2,937.5	23,000 (注) 2		100	自 平成15年 10月2日 至 平成23年 8月19日	(注) 1

- (注) 1 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使した時は、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなしております。
 - 2 発行価額の総額23,000百万円のうち、1,208百万円については平成19年9月4日に繰上償還しております。
- 3 新株予約権付社債の権利行使条件等は次のとおりであります。

発行すべき株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 行使期間	代用払込 に関する 事項
普通株式	無償	2,816.8	35,000	(1111)	100	自 平成18年 9月1日 至 平成25年 9月27日	(注)

- (注)本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使した時は、本社債の全額の償還に代えて当該本 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなしており ます。
- 4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
21,792		35,000		

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	5,870			
1年以内に返済予定の長期借入金	5,063	10,063	2.44	
1年以内に返済予定のリース債務	351	472	3.66	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	40,063	19,860	2.44	平成26年3月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,059	1,214	3.78	自平成24年 9 月 至平成28年 2 月
その他有利子負債 証券業における信用取引負債 (信用取引借入金)	12,439			
合計	64,847	31,610		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)(注)	(百万円)	(百万円)
長期借入金	10,000	9,860		

- (注) 当連結会計年度において、事業用資産の売却益により140百万円を繰上弁済しております。
- 3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
リース債務	462	421	278	52

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(自 平成22年4月1日	(自 平成22年7月1日	(自 平成22年10月1日	(自 平成23年1月1日
	至 平成22年6月30日)	至 平成22年9月30日)	至 平成22年12月31日)	至 平成23年3月31日)
売上高(百万円)	32,602	35,553	33,236	38,994
税金等調整前四半期純 利益金額又は税金等調 整前四半期純損失金額 ()(百万円)	9,268	159	311	2,042
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額 ()(百万円)	8,331	516	922	966
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 ()(円)	66.26	4.10	7.33	7.42

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,160	39,106
受取手形	-	40
売掛金	633	14,766
営業未収入金	583	-
商品	-	192
仕掛品	-	₄ 966
前渡金	-	1,342
前払費用	377	986
短期貸付金	21,613	17,271
関係会社短期貸付金	7,569	1,499
未収入金	3 2,680	-
未収還付法人税等	3,225	964
繰延税金資産	245	894
その他	840	1,236
貸倒引当金	8,766	10,851
流動資産合計	46,163	68,414
固定資産		
有形固定資産		
建物	19,079	21,450
減価償却累計額	7,790	9,998
建物 (純額)	11,288	11,452
構築物 構築物	689	586
減価償却累計額	297	317
構築物(純額)	391	269
車両運搬具	1	3
減価償却累計額	1	2
車両運搬具(純額)	0	1
工具、器具及び備品	2,576	6,715
減価償却累計額	1,856	5,251
工具、器具及び備品(純額)	719	1,464
	8,426	7,586
リース資産	-	2,126
減価償却累計額	-	653
リース資産(純額)	-	1,472
建設仮勘定	31	34
有形固定資産合計	20,858	22,280

有価証券報告書(単位:百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
無形固定資産		
商標権	3	2
ソフトウエア	1,001	1,264
リース資産	-	40
その他	0	238
無形固定資産合計	1,005	1,545
投資その他の資産		
投資有価証券	6,384	5,906
関係会社株式	82,368	25,868
その他の関係会社有価証券	3,440	3,515
長期貸付金	14	14
従業員に対する長期貸付金	43	175
関係会社長期貸付金	23,252	21,708
破産更生債権等	3	201
長期前払費用	-	166
前払年金費用	-	1,464
敷金及び保証金	4,398	3,362
繰延税金資産	-	1,833
その他	1,000	347
貸倒引当金	16,967	19,199
投資その他の資産合計	103,937	45,363
固定資産合計	125,801	69,189
資産合計	171,965	137,604
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	3,985
1年内償還予定の新株予約権付社債	-	21,792
短期借入金	5,000	10,000
リース債務	' <u> </u>	458
未払金	470	2.028
未払費用	1,037	1.563
未払法人税等	327	3
不払法人税等 前受金	5	192 1,330
	54,231	1,530
預り金	3, 5 34,231	3, 5
前受収益	-	4
賞与引当金	44	2,233
開発等損失引当金	-	4 54
未払消費税等	<u> </u>	375
流動負債合計	61,116	58,568

有価証券報告書(単位:百万円)

		(1,2,2,3,1)
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
固定負債		
新株予約権付社債	56,792	35,000
長期借入金	1 40,000	19,860
リース債務	-	1,182
繰延税金負債	315	-
資産除去債務	-	277
長期預り金	₅ 1,000	3, 5 15,500
長期預り保証金	₃ 2,777	₃ 1,243
固定負債合計	100,885	73,063
負債合計	162,001	131,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,225	97,811
資本剰余金		
資本準備金	51,871	53,457
資本剰余金合計	51,871	53,457
利益剰余金		
利益準備金	62	62
その他利益剰余金		
別途積立金	61,821	61,821
繰越利益剰余金	200,665	207,503
利益剰余金合計	138,781	145,619
自己株式	9	11
株主資本合計	9,305	5,637
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	191	38
評価・換算差額等合計	191	38
新株予約権	467	295
純資産合計	9,963	5,971
負債純資産合計	171,965	137,604

(単位:百万円)

【捐益計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 45,169 売上高 34,467 売上原価 売上総利益 10,701 販売費及び一般管理費 役員報酬 53 従業員給料及び手当 2,134 賞与引当金繰入額 388 918 業務委託費 支払手数料 580 賃借料 536 地代家賃 588 減価償却費 607 グループマネジメント料 296 その他 1,639 7,151 販売費及び一般管理費合計 営業収入 17,255 6,167 1, 3 1, 3 営業費用 役員報酬 127 49 従業員給与及び手当 752 228 賞与引当金繰入額 44 44 業務委託費 2,391 596 支払手数料 767 251 地代家賃 910 381 2,454 1,019 減価償却費 その他 1,870 801 3,372 営業費用合計 9,317 7,937 営業利益 6,345 営業外収益 1,380 581 受取利息 364 施設利用料 164 3 509 その他 471 営業外収益合計 2,216 1,256 営業外費用 支払利息 2,792 1.128 社債利息 177 貸倒引当金繰入額 2,496 株式交付費 427 支払手数料 600 その他 806 511 4,137 営業外費用合計 4,804

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常利益	5,350	3,464
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	6,466
投資有価証券売却益	546	-
役員退職慰労引当金戻入額	81	-
その他	203	255
特別利益合計	831	6,722
特別損失		
減損損失	-	₅ 2,790
関係会社株式評価損	-	1,878
貸倒引当金繰入額	4,335	1,999
関係会社株式譲渡損失	-	6 9,204
関係会社貸付金等譲渡損失	₇ 50,588	-
その他	4,608	1,460
特別損失合計	59,533	17,332
税引前当期純損失()	53,352	7,145
法人税、住民税及び事業税	2,153	609
法人税等調整額	232	301
法人税等合計	2,385	308
当期純損失()	50,966	6,837

【売上原価明細書】

		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(製品原価明細書)			
分務費		12,999	41.6
経費	1	18,256	58.4
当期総製造費用		31,255	100.0
期首仕掛品原価			
合併による仕掛品受入高	2	1,439	
合計		32,695	
期末仕掛品原価		966	
製品原価		31,728	
(商品原価明細書)			
期首商品たな卸高			
合併による商品受入高	2	189	
当期商品仕入高		2,741	
期末商品たな卸高		192	
商品原価		2,739	
売上原価		34,467	

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 金額(百万円)
外注費	13,145
データセンター利用料	1,359
地代家賃	763

- 2 平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを当社へ吸収合併したことに 伴い、当社は純粋持株会社から事業持株会社へ移行しております。よって売上原価は事業持株会社の売上原価 を示しております。
- 3 原価計算の方法はプロジェクト別個別原価計算を採用しております。

(単位:百万円)

207,503

【株主資本等変動計算書】

当期末残高

前事業年度 当事業年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成23年3月31日) 株主資本 資本金 73,225 前期末残高 96,225 当期変動額 新株の発行 23,000 1,585 当期変動額合計 23,000 1,585 当期末残高 96,225 97,811 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 28,871 51,871 当期変動額 23,000 1,585 新株の発行 当期変動額合計 23,000 1,585 当期末残高 51,871 53,457 資本剰余金合計 前期末残高 28,871 51,871 当期変動額 新株の発行 23,000 1,585 当期変動額合計 23,000 1,585 当期末残高 51,871 53,457 利益剰余金 利益準備金 前期末残高 62 62 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 62 62 その他利益剰余金 別途積立金 前期末残高 61,821 61,821 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 61,821 61,821 繰越利益剰余金 前期末残高 149,698 200,665 当期変動額 当期純損失() 50,966 6,837 自己株式の処分 0 0 当期変動額合計 50,967 6,837

200,665

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	87,814	138,781
当期変動額		
当期純損失 ()	50,966	6,837
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	50,967	6,837
当期末残高	138,781	145,619
自己株式		
前期末残高	9	9
当期変動額		
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	1	0
当期変動額合計	0	1
当期末残高	9	11
株主資本合計		
前期末残高 前期末残高	14,272	9,305
当期変動額		
新株の発行	46,000	3,171
当期純損失()	50,966	6,837
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
当期変動額合計	4,967	3,667
当期末残高	9,305	5,637
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,217	191
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	1,409	153
当期変動額合計	1,409	153
当期末残高 当期末残高	191	38
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,217	191
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	1,409	153
当期変動額合計	1,409	153
当期末残高	191	38

		株式会社CS	
		有個 (単位:百万円)	西証券報告·
	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
新株予約権			
前期末残高	-	467	
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	467	171	
当期变動額合計	467	171	
当期末残高	467	295	
純資産合計			
前期末残高	13,054	9,963	
当期变動額			
新株の発行	46,000	3,171	
当期純損失()	50,966	6,837	
自己株式の取得	1	1	
自己株式の処分	0	0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,876	324	
当期变動額合計	3,090	3,991	
当期末残高	9,963	5,971	

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び	(1) 子会社株式及び関連会社株式	(1) 子会社株式及び関連会社株式
評価方法	移動平均法による原価法	同左
11 IM/3/A	(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
	時価のあるもの	時価のあるもの
	決算日の市場価格等に基づく	同左
	時価法(評価差額は全部純資産	
	直入法により処理し、売却原価	
	は移動平均法により算定)	
	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原価法	同左
	(3) その他の関係会社有価証券	(3) その他の関係会社有価証券
	時価のないもの	時価のないもの
	移動平均法による原価法	同左
	なお、投資事業組合への出資(金融	132
	商品取引法第2条第2項により有	
	価証券とみなされるもの)について	
	は、組合契約に規定される決算報告	
	日に応じて入手可能な最近の決算	
	書を基礎とし、持分相当額を純額で	
	取り込む方法によっております。	
2 たな卸資産の評価基準及		たな卸資産(商品・仕掛品)
び評価方法		個別法による原価法(収益性の低下
		に基づく簿価切り下げの方法)
3 固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
法	定率法	定率法
	但し、平成10年4月1日以降に	但し、平成10年4月1日以降に
	取得した建物(建物付属設備を除	取得した建物(建物付属設備を除
	く)については、定額法を採用して	く)については、定額法を採用して
	おります。	おります。
	また、平成19年3月31日以前に取	また、 平成19年3月31日以前に取
	得した有形固定資産のうち償却可	得した有形固定資産のうち償却可
	能額までの償却が終了しているも	能額までの償却が終了しているも
	のについては、残存価額を5年間	のについては、残存価額を5年間
	で均等に償却する方法を採用して	で均等に償却する方法を採用して
	おります。	おります。
	なお、主な耐用年数は次のとお	めりよす。 なお、主な耐用年数は次のとお
		」 なの、主な側角牛数は次のとの 」 りであります。
	りであります。	
	建物 2年~50年	建物 2年~50年
	工具、器具及び備品2年~15年	工具、器具及び備品2年~20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く)	(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
	自社利用のソフトウェア	自社利用のソフトウェア
	社内における利用可能期間	同左
	(5年以内)に基づく定額法	
	その他	その他
	定額法	同左

	前事業年度	当事業年度
項目	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、	(3) リース資産 同左
4 繰延資産の処理方法	通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 株式交付費は支出時に全額費用処理しております。	同左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等につ いては個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しておりま	(1) 貸倒引当金 同左
	す。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員及び執行役員への賞与支給 に備えるため、支給見込額を計上し ております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、 支給見込額を計上しております。 (4) 開発等損失引当金 システム開発、システム運営管理 等の事業に係る不採算案件及び瑕疵 対応案件について発生が見込まれる 損失額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。 なお、当事業年度末においては、年 金資産見込額が退職給付債務見込額	(5) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。 なお、当事業年度末においては、年 金資産見込額が退職給付債務見込額
	から会計基準変更時差異の未処理額 及び未認識数理計算上の差異を控除 した額を超過しているため、超過額 を投資その他の資産の「その他」に 計上しております。	から会計基準変更時差異の未処理額 及び未認識数理計算上の差異を控除 した額を超過しているため、超過額 を投資その他の資産の「前払年金費 用」に計上しております。
	会計基準変更時差異については、 15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期	会計基準変更時差異については、 15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、そ の発生時の従業員の平均残存勤務期
	間以内の一定年数(12年)による定額 法により、発生の翌事業年度から費 用処理しております。	間以内の一定年数(12年)による定額 法により、発生の翌事業年度から費 用処理しております。

		·
項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
6 収益及び費用の計上基準	過去勤務債務については、発生年度において一括費用処理しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。	過去勤務債務については、発生年度において一括費用処理しております。 請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。
7 その他財務諸表作成のた めの重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。(2) 連結納税制度 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の処理方法 同左 (2) 連結納税制度 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等)
	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」
	(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産
	除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基
	準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しており
	ます。
	これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益はそ
	れぞれ20百万円減少し、税引前当期純損失は136百万円
	増加しております。
	(企業結合に関する会計基準等)
	当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業
	会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会
	計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
	(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を
	適用しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(貸借対照表)

- 1 前事業年度において区分掲記しておりました流動資産の「未収入金」(当事業年度888百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前事業年度において投資その他の資産の「その他」 に含めて表示しておりました「前払年金費用」(前事 業年度555百万円)は、総資産の100分の1を超えたため、 当事業年度においては、区分掲記しております。

(損益計算書)

- 1 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「社債利息」(当事業年度87百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」(当事業年度24百万円)は、営業外費用の100分の10以下となったため、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「投資有価証券売却益」(当事業年度210百万円)は、特別利益の100分の10以下となったため、当事業年度においては、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
- 4 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて 表示しておりました「減損損失」(前事業年度1,172百 万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当 事業年度においては、区分掲記しております。
- 5 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」(前事業年度888百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度においては、区分掲記しております。

(損益計算書)

- 1 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資有価証券売却損」(当事業年度140百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資事業組合運用損」(当事業年度423百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前事業年度48百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度においては、区分掲記しております。
- 4 前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「関係会社株式売却益」(当事業年度30百万円)は、特別利益の100分の10以下となったため、当事業年度においては、特別利益の「その他」に含めて表示しております。
- 5 前事業年度において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当事業年度1,172百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 6 前事業年度において区分掲記しておりました特別損失の「関係会社株式評価損」(当事業年度888百万円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

建物

(貸借対照表関係)

前事業年度
(平成22年3月31日現在)

1 次の資産は短期借入金5,000百万円、長期借入金40,000百万円の担保に供しております。

土地 6,716百万円 関係会社株式 74.034百万円

2 当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

ポートタウン特定目的会社

3,310百万円

8,447百万円

2

3 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る 主なものは次のとおりであります。

末収入金 2,332百万円 預り金 54,043百万円 長期預り保証金 2,774百万円

4

5 預り金及び長期預り金

当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。これによる預託資金(55,043百万円)が預り金及び長期預り金に含まれております。

6 貸出コミットメント

対象会社数

貸手側

当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。

これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額5,558百万円貸付実行残高2,300百万円

差引貸付未実行残高 3,258百万円

なお、上記CMS運営基本契約において、資金 使途が限定されるものが含まれるため、必ずし も全額が貸出実行されるものではありません。 当事業年度

(平成23年3月31日現在)

1 次の資産は短期借入金10,000百万円、長期借入金 19,860百万円の担保に供しております。

建物 9,120百万円 土地 6,653百万円

関係会社株式 20,472百万円

3 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る 主なものは次のとおりであります。

預り金 14,362百万円 長期預り金 15,500百万円 その他の負債 2,747百万円

- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は54百万円であります。
- 5 預り金及び長期預り金

当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。これによる預託資金(29,862百万円)が預り金及び長期預り金に含まれております。

6 貸出コミットメント

貸手側

201

当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。

これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額 1,500百万円 貸付実行残高 600百万円

差引貸付未実行残高 900百万円

対象会社数 16社 なお、上記 C M S 運営基本契約において、資金

使途が限定されるものが含まれるため、必ずし も全額が貸出実行されるものではありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 営業収入は、主に関係会社からの配当金収入、グループ運営収入であります。

1 当社は平成22年10月1日付で、㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併し、純粋持株会社から事業持株会社に移行しております。

「営業収入」、「営業費用」は、それぞれ合併前の 純粋持株会社の収益及び費用を示し、「売上高」、 「売上原価」並びに「販売費及び一般管理費」は、 それぞれ合併後の事業持株会社の売上高及び営業費 用を示しております。

なお、「営業収入」は、主に関係会社からの配当金収入及びグループ運営収入であります。

- 2 販売費及び一般管理費及び営業費用に含まれる研究開発費 182百万円
- 3 各科目に含まれている関係会社に対する主なもの は、次のとおりであります。

営業収入6,092百万円受取利息510百万円その他の営業外収益314百万円

3 各科目に含まれている関係会社に対する主なもの は、次のとおりであります。

営業収入 17,173百万円営業費用 2,675百万円受取利息 685百万円施設利用料 364百万円

4

2

5

- 4 抱合せ株式消滅差益の内訳は、㈱CSK-ITマネジメントの吸収合併に伴う差益545百万円及び㈱CSKシステムズの吸収合併に伴う差益5,921百万円であります。
- 5 減損損失の主な内訳は次のとおりであります。
- (1) 減損損失を計上した主な資産

場所	用途	種類
東京都中央区等	事業用資産	建物付属設備 工具、器具及び備品 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定
東京都新宿区	事業用資産	建物 建物付属設備 土地

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業用資産においては管理会計上の区分として おります。

(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法 主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、 不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・ フローを考慮した回収可能価額と帳簿価額の差額、 また売却対象資産への用途変更した事業用資産においては、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失 として計上しております。

当事業年度においては減損損失として2,790百万円計上しており、その主な内訳は、ソフトウェア998百万円、土地770百万円、建物533百万円、工具、器具及び備品166百万円、ソフトウェア仮勘定160百万円、建物付属設備143百万円であります。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
6	なお、回収可能価額は、使用価値により測定している場合においては、将来キャッシュ・フローを2.7%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額により測定している場合においては、不動産鑑定評価により算定しております。 6 関係会社株式譲渡損失の内訳は、コスモ証券㈱の株式譲渡に伴う損失7,908百万円及びプラザアセットマネジメント㈱の株式譲渡に伴う損失1,296百万円であります。
7 関係会社貸付金等譲渡損失の内訳は、主に連結子会社であった C S K ファイナンス(株)(現社名ゲン・キャピタル(株)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。	7

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式 (注)1	8,802	4,310	1,305	11,807
C種優先株式(注)2		227,273	227,273	
D種優先株式(注) 2		2,273	2,273	
合計	8,802	233,856	230,851	11,807

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の増加4,310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の減少1,305株は、 自己株式処分による減少であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株及びD種優先株式の増加2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによる C種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得による増加であります。また、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権が行使された日に、会社法第178条に基づきC種優先株式及びD種優先株式の全てを消却したことによる減少であります。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	11,807	4,606	398	16,015

(変動事由の概要)

普通株式の増加4,606株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。 普通株式の減少398株は、自己株式処分による減少であります。

<u>次へ</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

対象となる残高はありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっております。その内容は次のとおりでありま す

(1) リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
建物付属設備	18	16	1
工具、器具 及び備品	34	30	3
合計	52	47	5

(2) 未経過リース料期末残高相当額

合計	
1 年超	百万円
1年以内	5百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料16百万円減価償却費相当額15百万円支払利息相当額0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のも のに係る未経過リース料

1 年以内	1,963百万円
1 年超	8,380百万円
合計	10,343百万円

当事業年度

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主にITマネジメント事業における工具、器具・備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

同左

同左

(1) リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	957	739	217
ソフトウェア	14	13	1
合計	971	752	219

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年超	93百万円
1 年以内	138百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料203百万円リース資産減損勘定取崩額38百万円減価償却費相当額177百万円支払利息相当額8百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

(注) 平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併したことにより増加しております。

(減損損失について)

同左

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のも のに係る未経過リース料

1 年以内	1,782百万円
1 年超	5,826百万円
合計	7,609百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日現在)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,797	6,510	2,712
関連会社株式			
 合計	3,797	6,510	2,712

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

貸借対照表計上額(百万円)子会社株式 78,499関連会社株式 70合計 78,570

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 「子会社株式及び関連会社株式」に含めておりません。

当事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,797	5,410	1,612
関連会社株式			
	3,797	5,410	1,612

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

貸借対照表計上額 (百万円)子会社株式21,324関連会社株式745合計22,070

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 「子会社株式及び関連会社株式」に含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年 3 月31日現在)		当事業年度 (平成23年 3 月31日現在)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別	
の内訳		の内訳	
	(単位:百万円)	_	(単位:百万円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
繰越欠損金	50,545	繰越欠損金	67,654
ソフトウェア開発	1,011	ソフトウェア開発	1,413
関係会社株式評価損	30,629	関係会社株式評価損	16,056
貸倒引当金	10,464	貸倒引当金	12,183
投資有価証券評価損	50	賞与引当金	908
賞与引当金	17	減損損失	4,780
減損損失	874	その他有価証券評価差額金	36
その他	436	その他	626
繰延税金資産の小計	94,032	- 繰延税金資産の小計	103,661
評価性引当額	93,786	評価性引当額	100,338
繰延税金資産の合計	245	- 繰延税金資産の合計	3,323
 繰延税金負債		 繰延税金負債	
前払年金費用	226	前払年金費用	595
その他有価証券評価差額金	89	開始中華資内 - 繰延税金負債の合計	595
経延税金負債の合計	315	緑延枕並負債のロロ	2,727
繰延税金資産の純額	69	株姓代立具住の代領 	2,121
	09		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	2 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担
率との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因	率との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳		となった主要な項目別の内訳	
	_(単位:%)		_(単位:%)
法定実効税率	40.7	法定実効税率	40.7
		(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入	10.1	抱合せ株式消滅差益等永久に益金に算	36.8
されない項目 評価性引当額の増減	40.1	│ 入されない項目 │ 受取配当金等永久に益金に算入	
評価性引き組の追減 債務消滅益	40.1 5.2	文収配ヨ並寺水久に盆並に昇入 されない項目	24.5
IBがAM	1.1	- これない境日 投資簿価修正等永久に損金に算入され	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5	ない項目	84.8
		評価性引当額の増減	13.8
		その他	0.8
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.3

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

共通支配下の取引等

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社CSK-ITマネジメント(当社の連結子会社)

ITマネジメント事業

株式会社 C S K システムズ(当社の連結子会社)

システム開発事業

企業結合日

平成22年10月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズの2社を吸収合併消滅会社とする吸収合併であります。

結合後企業の名称

株式会社CSK

取引の目的を含む取引の概要

当社グループが手掛ける3つの事業(「BPO事業」、「ITマネジメント事業」、「システム開発事業」)のより一層の連携が必要であるという認識のもと、お客様に必要とされる最適なサービス提供を実現するグループ体制に移行するものであり、当社グループの持続的な成長・発展を実現することを目的としております。

当社は、(株) C S K - I T マネジメント及び(株) C S K システムズの発行済株式の全部を保有していることから、本合併に際して、(株) C S K - I T マネジメント及び(株) C S K システムズの株主である当社に対し、その有する株式に代わる金銭等の交付は行いません。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	250.55円	1株当たり純資産額	235.91円
1 株当たり当期純損失金額	620.42円	1株当たり当期純損失金額	53.90円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利達ましては、潜在株式は存在するものの1株当損失であるため記載しておりません。	

⁽注) 1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	9,963	5,971
普通株式に係る純資産額(百万円)	31,503	35,323
差異の主な内訳(百万円)		
A 種優先株式	15,000	15,000
B種優先株式	15,000	15,000
E 種優先株式	5,500	5,500
F 種優先株式	5,500	5,500
第6回新株予約権	171	
第7回新株予約権	295	295
普通株式の発行済株式数(千株)	125,747	149,747
普通株式の自己株式数(千株)	11	16
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	125,735	149,731

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純損失()(百万円)	50,966	6,837
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	50,966	6,837
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
期中平均株式数(千株)	82,148	126,852

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
普通株式増加数(千株)		
(うち新株引受権)		
(うち新株予約権)		
(うち新株予約権付社債)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要	新株予約権(平成17年 6月28日決議)11,224 個 第6回新株予約権(平	第6回新株予約権(平成21年9月29日決議)240,000個 なお、当該新株予約権
	成21年9月29日決議)240,000個第7回新株予約権(平成21年9月29日決	は当事業年度において 全て権利行使されてお ります。 第7回新株予約権(平
	議)240,000個 なお、新株予約権(平 成17年6月28日決議)	成 2 1 年 9 月 2 9 日 決 議) 240,000個
	は当事業年度において 権利行使期間を終了し ております。	ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債(額 面総額21,792百万円) 第7回無担保転換社債
	コーロ円建転換社債型 新株予約権付社債(額 面総額21,792百万円) 第7回無担保転換社債	型新株予約権付社債 (額面総額35,000百万円) 所株予約権及び新株
	型新株予約権付社債 (額面総額35,000百万 円)	予約権付社債の詳細 は、「第4 提出会社の 状況、1 株式等の状
	新株予約権及び新株 予約権付社債の詳細 は、「第4 提出等の対	況、(2)新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。
	状況、1 株式等の状 況、(2)新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	また、新株予約権付社 債の内訳は、「連結 附属明細表、社債明細 表」に記載のとおりで
	また、新株予約権付社 債の内訳は、「連結 附属明細表、社債明細 表」に記載のとおりで	あります。
	あります。	

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日	当事業年度 (自 平成22年4月1日
項目 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	(自 平成21年4月1日) 1日(2年3月31日) A 7年4月1日) A 7年2年3月31日) A 7年2年3月31日) A 7年2年 (1) A	
	優先株式の詳細は 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、 (1)株式の総数等	
	発行済株式」の脚注に 記載のとおりでありま す。	

(重要な後発事象)

前事業年度

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(関係会社株式の譲渡について)

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるコスモ証券(株の全株式を、岩井証券(株に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日に完了しております。

(1) 譲渡の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、昨年より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(2) 譲渡先の概要

名称 岩井証券株式会社

住所 大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号

代表者の氏名 代表取締役社長 沖津 嘉昭

資本金の額 100億400万円 事業の内容 金融商品取引業 当社との関係 該当事項はありません

(3) 譲渡日

平成22年 4 月16日

(4) 譲渡する子会社の概要

名称 コスモ証券株式会社

住所 大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番12号

代表者の氏名 代表取締役社長 金森 巧

資本金の額 135億円

事業の内容 金融商品取引業

(5) 株式譲渡の内容

譲渡株式数 40,000,000株(所有割合 100%)

譲渡価額 170億円 株式譲渡に伴う損失 78億円 譲渡後の持分比率 0%

(6) その他重要な特約等 該当事項はありません。

当事業年度

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(新株予約権の行使による新株式の発行について)

住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付けが成立したことにより、住友商事㈱は当社の第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)を合同会社ACAインベストメンツより取得し、平成23年4月22日付で当該新株予約権の全てを以下のとおり行使しております。

(1)新株予約権の名称 第7回新株予約権

(2)新株予約権の個数 240,000個

(3)発行価額 1 個につき1,232円

(4)発行価額の総額 295,680,000円

(5)権利行使価額 1 株当たり125円

(6)発行株式数 普通株式24,000,000株

(7)行使価額総額 3,000,000,000円

(8) 増加した資本金額 1,647,840,000円

(9)増加した資本準備金額 1,647,840,000円

(10)その他重要な事項等 該当事項はありません。

【追加情報】

(住商情報システム(株)との合併に関する事項)

当社と住商情報システム(株)は、平成23年2月24日開催の両社の取締役会において、住商情報システム(株)を存続会社、当社を消滅会社とし、その合併対価として当社の株主に対して住商情報システム(株)の株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付で、本合併に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)及び両社の経営統合に関する統合契約を締結いたしました。

なお、本合併は、住商情報システム㈱が住友商事㈱と共同して、平成23年3月10日から平成23年4月11日までを買付け等の期間として実施した、当社の株式等に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立することを条件としておりましたが、その後、本公開買付けは平成23年3月10日から平成23年4月11日までの買付期間終了後成立しております。

また、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、平成23年4月22日付で第7回新株予約権の全てについて住友商事㈱より行使がなされました。

その結果、平成23年4月22日付で、住友商事㈱の当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)になったことにより、同社は当社の親会社に該当することとなりました。

なお、本合併契約は平成23年6月28日開催の定時株主総会及び種類株主総会において承認されました。

(1) 合併する相手会社の名称 住商情報システム株式会社

(2) 合併の概要

合併の方法

住商情報システム㈱を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併

合併後の会社の名称

SCSK株式会社

合併の時期(効力発生日)

平成23年10月1日(予定)

合併比率

住商情報システム(株)	当社
(吸収合併存続会社)	(吸収合併消滅会社)
普通株式 1	普通株式 0.24
A種優先株式 1	A種優先株式 1
B種優先株式 1	B種優先株式 1
普通株式 1	E 種優先株式 2,400

(3) 相手会社の主な事業の内容、規模

名称	住商情報システム株式会社		
所在地	東京都中央区晴海一丁目8番12号		
代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 中井戸 信英		
事業内容	情報システムの構築・運用サービスの提供及びパッケージソフトウェアの販売	フェア	
設立年月日	昭和44年10月25日		
規模	連結売上高 132,840百万円		
(平成23年 3 月31日現在)	連結当期純利益 3,803百万円		
	連結総資産 121,284百万円		
	連結総負債 26,715百万円		
	連結純資産 94,568百万円		
	従業員数(連結) 3,517名		
大株主及び持株比率	住友商事株式会社	60.27%	
(平成23年3月31日現在)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.63%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.38%	
	住商情報システム従業員持株会	2.03%	
	株式会社アルゴグラフィックス	2.02%	
	BNYML-NON TREATY ACCOUNT	1.49%	
	NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C BRITSH CLIENTS	1.26%	
	NIPPONVEST	1.03%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1.00%	
	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算して ます。	0.95% おり	

当社と相手会社の関係	資本関係
(平成23年 3 月31日現在)	住商情報システム㈱と当社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。但し、本公開買付けは買付期間終了後成立し、住商情報システム㈱は当社のF種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株)を取得し、住商情報システム㈱の親会社である住友商事㈱は当社の普通株式69,511,667株及び第7回新株予約権240,000個(普通株式数換算で、普通株式24,000,000株)をそれぞれ取得しております。その後、住友商事㈱は本公開買付けで取得した第7回新株予約権の全てを平成23年4月22日付で行使したことにより、当社に対する議決権保有割合は54.14%(平成23年3月31日現在の総株主の議決権数を基に算出)となり、同社は当社の親会社に該当することとなりました。
	人的関係 当社の取締役である山崎弘之氏は住商情報システム㈱の従業員です。この他、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 取引関係
	住商情報システム㈱と当社との間には、年間数億円程度の取引はございますが重要な取引はありません。また、住商情報システム㈱の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(4) その他重要な特約等

本合併契約は、本公開買付けの不成立を解約条件としておりましたが、本公開買付けは成立しております。

本公開買付けの概要

男はは笑しまる株类笑の種類	普通株式
買付け等とする株券等の種類 	F種優先株式
	第7回新株予約権
	新株予約権付社債
	イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
	口 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
買付け等の期間	平成23年 3 月10日から平成23年 4 月11日まで
買付け等の価格	普通株式1株につき金203円
	F種優先株式1株につき金2,030,000円
	第7回新株予約権1個につき金7,800円
	新株予約権付社債
	イ 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき金69,107円
	ロ 第7回無担保転換社債型新株予約権付社債1個(額面100万円)につき 金72,068円
買付予定数の下限	143,457,300株
買付け等を行った株券等の数	143,511,667株

(関係会社の株式の譲渡について)

当社は、当事業年度において、当社の完全子会社であったコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱(現社名:岩井コスモホールディングス㈱)に譲渡いたしました。

- 1. 譲渡先企業の名称、譲渡した株式の内容、株式譲渡を行った主な理由、株式譲渡日、株式譲渡日、株式譲渡価額及び法的形式を含む取引の概要
 - (1) 譲渡先企業の名称

岩井証券株式会社(現社名:岩井コスモホールディングス株式会社)

(2) 譲渡した株式の内容

子会社株式(コスモ証券株式会社)40,000,000株

(3) 株式譲渡を行った主な理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、前事業年度より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、証券事業を展開するコスモ証券㈱については、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて関西地区で強固な事業基盤を持つ岩井証券㈱との連携は、コスモ証券㈱の事業拡大にとって有益であると判断いたしました。

(4) 株式譲渡日

平成22年4月16日

(5) 株式譲渡価額

17,000百万円

(6) 法的形式を含む取引の概要

株式譲渡

- 2. 実施した会計処理の概要
 - (1) 会計処理の概要

譲渡した株式の対価として受け取った現金と当該株式の帳簿価額との差額を譲渡損益として認識いたしました。

(2) 譲渡損益の金額

譲渡損失 7,908百万円

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券

		銘 柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		㈱ビットアイル	1,850	250
		ひびき証券(株)	222,000	146
		シリコンスタジオ(株)	300	40
		木村証券(株)	130,000	33
		㈱国際電気通信基礎技術研究所	620	31
	株式	㈱テレビ神奈川	60,000	30
	がまし	リアルコム(株)	1,344	27
		安藤証券(株)	40,000	22
		㈱北海道ソフトウェア技術開発機構	400	20
その他 有価証券		ノバシステム(株)	2,000	8
131777		その他 14銘柄	1,683,392	20
		株式合計	2,141,906	630
	株式	銘 柄	投資口数等 (百万口)	貸借対照表計上額 (百万円)
	投資信託	プラザ・マルチマネジャー・ポートフォリオ	5,200	5,200
	<u> </u>	株式投資信託合計	5,200	5,200
		銘 柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
	その他	投資事業有限責任組合およびこれに類する組合へ の出資 3銘柄	17	75
		その他合計	17	75
		その他有価証券合計		5,906

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 増加額 (百万円)	当事業年度 減少額 (百万円)	当事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当事業年度 償却額 (百万円)	差引当事業 年度末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	19,079	3,373	1,002 (677)	21,450	9,998	1,450	11,452
構築物	689		102	586	317	60	269
車両運搬具	1	1	(10)	3	2	0	1
工具、器具及び備品	2,576	4,803	664 (166)	6,715	5,251	466	1,464
土地	8,426		839 (770)	7,586			7,586
リース資産		2,132	6	2,126	653	217	1,472
建設仮勘定	31	3		34			34
有形固定資産合計	30,804	10,315	2,615 (1,631)	38,504	16,224	2,196	22,280
無形固定資産							
商標権	6			6	3	0	2
ソフトウェア	2,097	11,664	1,133 (998)	12,628	11,364	792	1,264
リース資産		73	20	53	13	7	40
その他	0	859	249 (160)	610	372	4	238
無形固定資産合計	2,104	12,596	1,402 (1,158)	13,299	11,753	805	1,545
長期前払費用		225	17	208	42	4	166

- (注) 1 当事業年度減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 - 2 当事業年度増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

(株) CSK-ITマネジメント及び(株) CSKシステムズの吸収合併に係る各固定資産の増加20,093百万円 (建物1,505百万円、工具、器具及び備品4,478百万円、有形リース資産1,786百万円、ソフトウェア11,437百万円等)

当社におけるデータセンターの設備拡充に係る建物の増加1,298百万円

- 3 当事業年度減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。
 - 事業用資産(東京都中央区等)の減損損失1,322百万円(工具、器具及び備品162百万円、ソフトウェア998百万円等)

事業用資産(東京都新宿区)の減損損失1,263百万円(建物492百万円、土地770百万円)

【引当金明細表】

区分	前事業年度末 残高	当事業年度 増加額	当事業年度減少額(百万円)		当事業年度末 残	
达 刀	(百万円) (百万円)		目的使用	その他	(百万円)	
貸倒引当金	25,734	4,920	475	126	30,051	
賞与引当金	44	2,233	44		2,233	
開発等損失引当金		101	3	42	54	

- (注) 1 貸倒引当金の当期増加額のうち主なものは、ゲン・キャピタル㈱及び連結子会社への貸付債権に対する引当及び平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併したことに伴う引当金の増加によるものであります。また、当期減少額のうち、目的使用は連結子会社に対するデット・エクイティ・スワップ実施によるもので、その他は洗替によるものであります。
 - 2 開発等損失引当金の当期増加額は、当期新規引当及び平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併したことに伴う増加であります。また、当期減少額のその他は洗替によるものであります。

【関係会社との合併】

当社は平成22年10月1日付で㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズを吸収合併したため、各社の前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表を以下に添付しております。

(株) С S K - I T マネジメント

財務諸表等

1) 財務諸表

)貸借対照表

		(平)	当事業年度 成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			222	
2 関係会社預け金	1		4,828	
3 売掛金			3,684	
4 商品			29	
5 仕掛品	3		235	
6 原材料			0	
7 前渡金			395	
8 前払費用			133	
9 繰延税金資産			182	
10 その他			92	
貸倒引当金			4	
流動資産合計			9,801	75.5
固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		1,300		
減価償却累計額		782	517	
(2) 工具、器具及び備品		1,518		
減価償却累計額		1,267	250	
(3) リース資産		1,314		
減価償却累計額		215	1,099	
(4) 建設仮勘定			0	
有形固定資産合計			1,867	14.4
2 無形固定資産				
(1) ソフトウエア			154	
(2) リース資産			18	
(3) その他			102	
無形固定資産合計			274	2.1

区分 注記 金額(百万円) 名額(百万円) 3 投資その他の資産		当事業年度 成22年 3 月31日)				
(1) 従業員に対する 長期貸付金 (2) 破産更生債権等 (3) 長期前払費用 (4) 前払年金費用 (5) 敷金及び保証金 (6) その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計 (負債の部) 流動負債 1 買掛金 2 1,745 2 リース債務 3 未払金 2 1,745 2 29 3 未払金 4 未払費用 2 575 5 未払法人税等 6 前受金 7 預り金 8 賞与引当金 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 固定負債 1 繰延税金負債 2 23	構成比 (%)	·	·	注記 番号	区分	
長期貸付金 (2) 破産更生債権等 (3) 長期前払費用 (4) 前払年金費用 (5) 敷金及び保証金 (6) その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計 (負債の部) 流動負債 1 買掛金 2 1,745 2 リース債務 3 未払金 2 1,745 2 19-ス債務 3 未払金 4 未払費用 5 末払法人税等 6 前受金 7 預り金 8 賞与引当金 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 国定負債 1 繰延税金負債 2 23					3 投資その他の資産	
(2) 破産更生債権等 0 (3) 長期前払費用 133 (4) 前払年金費用 155 (5) 敷金及び保証金 2 (6) その他 0 貸倒引当金 0 投資その他の資産合計 1,035 固定資産合計 3,177 資産合計 2 (負債の部) 2 流動負債 2 1 買掛金 2 2 リース債務 289 3 未払金 2 4 未払費用 2 5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 3 9 開発等損失引当金 3 1 繰延税金負債 23		41			(1) 従業員に対する 長期貸付全	
(4) 前払年金費用 155 (5) 敷金及び保証金 2 (6) その他 0 貸倒引当金 0 投資その他の資産合計 1,035 固定資産合計 3,177 資産合計 12,979 (負債の部) 2 流動負債 2 1 買掛金 2 2 リース債務 289 3 未払金 2 4 未払費用 2 5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 5,022 固定負債 23		0				
(5) 敷金及び保証金 2 704 (6) その他 貸倒引当金 0 0 投資その他の資産合計 1,035 1,035 固定資産合計 12,979 12,979 (負債の部) 流動負債 2 1,745 2 リース債務 289 3 未払金 2 1,512 4 未払費用 2 575 5未払法人税等 74 6 前受金 244 7預り金 262 244 7預り金 262 316 9 開発等損失引当金 3 16 5,022 国定負債 1 表延税金負債 23		133			(3) 長期前払費用	
(6) その他 貸倒引当金 投資その他の資産合計 固定資産合計 (負債の部) 流動負債 1 買掛金 2 リース債務 3 未払金 4 未払費用 5 未払法人税等 6 前受金 7 預り金 8 買与引当金 9 開発等損失引当金 流動負債合計 固定負債 1 繰延税金負債		155			(4) 前払年金費用	
貸倒引当金 0 投資その他の資産合計 1,035 固定資産合計 3,177 資産合計 12,979 (負債の部) (負債の部) 流動負債 2 1 買掛金 2 2 リース債務 289 3 未払金 2 4 未払費用 2 5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 5,022 固定負債 23		704		2	(5) 敷金及び保証金	
投資その他の資産合計 固定資産合計 資産合計1,035 3,177 12,979(負債の部) 流動負債2 1,7451 買掛金2 2 リース債務 3 未払金289 1,512 4 未払費用 575 5 未払法人税等 6 前受金 74 6 前受金 7 預り金 8 賞与引当金 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 固定負債 1 繰延税金負債3 1,022 2 316 316 32 32 33 34 35 36 36 37 37 38 39 39 39 39 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 31 32 32 32 33 34 35 36 36 37 37 		0			(6) その他	
固定資産合計 3,177 資産合計 12,979 (負債の部) 流動負債 1 買掛金 2 1,745 2 リース債務 289 3 未払金 2 1,512 4 未払費用 2 575 5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 1 流動負債合計 5,022 固定負債 23		0			貸倒引当金	
資産合計12,979(負債の部) 流動負債21,7451 買掛金21,7452 リース債務2893 未払金21,5124 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金31流動負債合計5,022固定負債23	8.	1,035			投資その他の資産合計	
(負債の部) 流動負債 1 買掛金 2 1,745 2 リース債務 289 3 未払金 2 1,512 4 未払費用 2 575 5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 11 流動負債合計 5,022 固定負債 23	24.	3,177			固定資産合計	
流動負債21,7451 買掛金21,7452 リース債務2893 未払金21,5124 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金31流動負債合計5,022固定負債23	100.	12,979			資産合計	
流動負債21,7451 買掛金21,7452 リース債務2893 未払金21,5124 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金31流動負債合計5,022固定負債23						
1 買掛金21,7452 リース債務2893 未払金21,5124 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金31流動負債合計5,022固定負債23					(負債の部)	
2 リース債務2893 未払金24 未払費用25 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金3流動負債合計5,022固定負債23					流動負債	
3 未払金21,5124 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金3流動負債合計5,022固定負債23		1,745		2	1 買掛金	
4 未払費用25755 未払法人税等746 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金3流動負債合計5,022固定負債23		289			2 リース債務	
5 未払法人税等 74 6 前受金 244 7 預り金 262 8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 5,022 固定負債 23		1,512		2	3 未払金	
6 前受金2447 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金3流動負債合計5,022固定負債23		575		2	4 未払費用	
7 預り金2628 賞与引当金3169 開発等損失引当金3流動負債合計5,022固定負債23		74			5 未払法人税等	
8 賞与引当金 316 9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 5,022 固定負債 23		244			6 前受金	
9 開発等損失引当金 3 流動負債合計 5,022 固定負債 23		262				
流動負債合計 5,022 固定負債 23		316			8 賞与引当金	
固定負債 1 繰延税金負債 23				3		
1 繰延税金負債 23	38.	5,022				
2 リース債務 908						
	_					
固定負債合計 932 負債合計 5,954	7. 45.					

		(平)	当事業年度 成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			3,000	23.1
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		2,510		
(2) その他資本剰余金		486		
資本剰余金合計			2,996	23.1
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			1,028	7.9
株主資本合計			7,025	
純資産合計			7,025	54.1
負債純資産合計			12,979	100.0

)損益計算書

		(自 ^元 至 ^元	当事業年度 F成21年 4 月 1 日 F成22年 3 月31日)		
区分	注記番号	金額(百	金額(百万円)		
売上高			28,583	100.0	
売上原価	1		23,660	82.8	
売上総利益			4,922	17.2	
販売費及び一般管理費					
1 役員報酬		28			
2 執行役員報酬		15			
3 従業員給料及び手当		555			
4 賞与引当金繰入額		39			
5 業務委託費		967			
6 賃借料		202			
7 減価償却費		18			
8 グループマネジメント料		370			
9 その他		669	2,866	10.0	
営業利益			2,055	7.2	
営業外収益					
1 受取利息	2	26			
2 保険配当収入		4			
3 その他		6	38	0.1	
営業外費用					
1 支払利息		23			
2 退職給付費用		25			
3 損害賠償金		5			
4 その他		0	55	0.2	
経常利益			2,038	7.1	
特別利益					
1 固定資産売却益		1	1	0.0	
特別損失					
1 特別退職金	3	249			
2 その他		17	266	0.9	
税引前当期純利益			1,773	6.2	
法人税、住民税 及び事業税		661	.,,,,,	3.2	
法人税等調整額		84	746	0.3	
当期純利益			1,026	3.6	

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(製品原価明細書)			
労務費		5,000	23.3
経費	1	16,488	76.7
当期総製造費用		21,488	100.0
期首仕掛品原価		329	
合計		21,818	
期末仕掛品原価		235	
製品原価		21,582	
(商品原価明細書)			
期首商品たな卸高		131	
当期商品仕入高		1,976	
期末商品たな卸高		29	
商品原価		2,078	
売上原価		23,660	

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	金額(百万円)
外注費	9,534
データセンター利用料	2,135
回線利用料	1,667

² 原価計算の方法はプロジェクト別個別原価計算を採用しております。

) 株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:百万円)

			<u> </u>			
			株主資本			
	資本剰余金		 割余金	利益剰余金		
	資本金	咨 ★淮 <i>供</i> 仝	資本準備金 その他資本 <u></u> 剰余金	その他利益 剰余金	株主資本合計	純資産合計
		其 华平		繰越利益 剰余金		
平成21年 3 月31日残高	3,000	2,510	486	2,444	8,440	8,440
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				2,442	2,442	2,442
当期純利益				1,026	1,026	1,026
事業年度中の変動額合計				1,415	1,415	1,415
平成22年 3 月31日残高	3,000	2,510	486	1,028	7,025	7,025

) キャッシュ・フロー計算書

		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		1,773
減価償却費		564
引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用の 増減額(は増加)		158
受取利息及び受取配当金		26
支払利息		23
売上債権の増減額(は増加)		938
たな卸資産の増減額(は増加)		195
前渡金の増減額(は増加)		29
前払費用の増減額(は増加)		20
未収入金の増減額(は増加)		173
仕入債務の増減額(は減少)		560
未払金の増減額(は減少)		1,009
未払費用の増減額(は減少)		93
前受金の増減額(は減少)		65
預り金の増減額(は減少)		228
その他		78
小計		4,061
利息及び配当金の受取額		24
利息の支払額		23
法人税等の支払額		1,064
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,998
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		138
有形固定資産の売却による収入		2
無形固定資産の取得による支出		29
長期前払費用の取得による支出		130
敷金及び保証金の差入による支出		168
敷金及び保証金の回収による収入		47
その他		8
投資活動によるキャッシュ・フロー		409
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		173
配当金の支払額		2,442
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,616
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		27
現金及び現金同等物の期首残高		5,078
現金及び現金同等物の期末残高		5,050

<u>次へ</u>

重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 たな卸資産の評価基準及 び評価方法 2 固定資産の減価償却の方	たな卸資産(商品・仕掛品・原材料) 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
法	定率法 但し、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額ま での償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却す る方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年~18年 工具、器具及び備品2年~20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法 その他 定額法
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の 賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込 額を計上しております。
	(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 (3) 開発等損失引当金
	システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案 件について発生が見込まれる損失額を計上しております。 (4) 退職給付引当金
	従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から
	会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を 超過しているため、超過額を前払年金費用(投資その他の資産)に計上しており ます。
	会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。
	数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。
	過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一 定の年数(12年)による定額法により、発生時から費用処理しております。 (会計方針の変更)
	当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。
	なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は ありません。

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 収益及び費用の計上基準	請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準
	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
	については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基
	準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末に
	おける進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
	(会計方針の変更)
	請負契約に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用して
	おりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年
	12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用
	指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用しております。
	この変更が損益に与える影響は軽微であります。
5 キャッシュ・フロー計算	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び
書における資金の範囲	随時引出可能な預金からなっております。
6 その他財務諸表作成のた	(1) 消費税等の処理方法
めの基本となる重要な事	税抜方式によっております。
項	(2) 連結納税制度
	連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度

(平成22年3月31日現在)

1 関係会社預け金

「関係会社預け金」は、「CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」(СMS:СSKグループの資金効率化を目的)による預入れであります。なお、当該預け先は、СMSの母体であり、当社の親会社でもある㈱СSKホールディングスであります。

2 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る主なものは次のとおりであります。

敷金及び保証金 469百万円未払金 1,458百万円その他の負債 134百万円

3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は1百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 売上原価に含まれている開発等損失引当金繰入額 1百万円
- 2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。

受取利息 25百万円

3 特別退職金は、早期退職優遇制度実施に伴う特別割増退職金及び再就職支援費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	6,002			6,002

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議		株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月 定時株主総会		普通株式	642	107,000	平成21年3月31日	平成21年 6 月30日
平成21年11月 取締役会	月5日	普通株式	642	107,000	平成21年9月30日	平成21年12月30日
平成22年3月 臨時株主総会		普通株式	1,158	193,000	平成22年 3 月26日	平成22年3月26日

(2) 基準日が当事業年度に属するもののうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	384	64,100	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

222百万円

関係会社預け金勘定

4,828百万円

現金及び現金同等物

5,050百万円

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

1)有形固定資産

主に、データセンターにおけるインフラ構築関連などであります。

2)無形固定資産

主に、データセンターにおけるインフラ構築関連などであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	1,368	1,031	336
ソフトウエア	104	96	7
合計	1,472	1,128	344

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年超	175百万円
合計	360百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料586百万円減価償却費相当額496百万円支払利息相当額33百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)によって資金の決済・運用・ 調達を行っております。有価証券投資及びデリバティブ取引は原則行わない方針であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資目的によるものであり、償還日は決算日後最長5年、金利は固定金利であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクは月次資金繰計画を 作成するなどの方法により管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 関係会社預け金	4,828	4,828	
(2) 売掛金	3,684		
貸倒引当金 (注)	4		
	3,680	3,680	
資産計	8,508	8,508	
(3) 買掛金	1,745	1,745	
(4) 未払金	1,512	1,512	
(5) リース債務	1,198	1,188	9
負債計	4,457	4,447	9

⁽注) 売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 関係会社預け金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

<u>負債</u>

(3) 買掛金(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(5) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、表内の金額は流動及び固定を区分せず合算して表示しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (百万円)		
敷金及び保証金	704		

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
関係会社預け金	4,828			
売掛金	3,684			
合計	8,512			

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」を参照ください。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(退職給付関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要 当社は、企業年金基金制度(СЅК企業年金基金)及び確定拠出年金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在) (単位:百万円) 退職給付債務 2,395 年金資産 2,167 未積立退職給付債務(+) 228 会計基準変更時差異の未処理額 128 未認識数理計算上の差異 241 未認識過去勤務債務 13 貸借対照表計上額純額 155 (+ + +)前払年金費用 退職給付引当金(-) 3 退職給付費用に関する事項 (単位:百万円) 勤務費用 150 利息費用 58 期待運用収益 62 会計基準変更時差異の費用処理額 25 数理計算上の差異の費用処理額 45 過去勤務債務の費用処理額 1 退職給付費用 219 (+ + + その他 (注) 262 482 合計(+) (注)「その他」の内訳は、次のとおりであります。 43百万円 確定拠出年金掛金の支払額 特別退職金 219百万円 4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 割引率 2.5% 期待運用収益率 3.0% 会計基準変更時差異の処理年数 15年 数理計算上の差異の処理年数 12年 過去勤務債務の額の処理年数 12年

(税効果会計関係)

当事業年	
(平成22年3月31	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	(単位:百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	144
未払事業税	18
減損損失	22
一括償却資産	16
その他	30
繰延税金資産小計	231
評価性引当額	
繰延税金資産合計	231
繰延税金負債	
前払年金費用	63
保険配当金	9
繰延税金負債合計	72
繰延税金資産純額	159
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との	間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となっ
た主要な項目別の内訳	
	(単位:%)
国内の法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	2.4
その他	1.2_
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の親会社及び親会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株) C S K ホール ディングス	東京都港区	96,225	持株会社	(被所有) 直接 100.0	資金管理委託 事務所等の 賃借 経営指導の	資金の預入 当期減少額 受取利息 事務所等の		関係会社預 け金 未収収益	4,828
						委託 役員の兼任	賃借 データセン ター利用料 地代家賃 経営指導の	649 603	未払金 敷金保証金	1,032 326
							委託 グループ マネジメ ント料	370	未払費用	107
親会社の 子会社	(株) C S K システム マネジメント	東京都 港区	100	情報サービ ス事業	なし	運営管理業 務の委託 役員の兼任	運営管理業務 の委託 委託原価	3,320	買掛金	379
親会社の 子会社	(株)CSKシステム ズ	東京都 港区	10,000	情報サービ ス事業	なし	情報サービ スの提供 役員の兼任	情報サービス の提供 売上高	2,079	売掛金	296
親会社の 子会社	㈱CSKアドミニ ストレーション サービス	東京都 港区	100	各種事務代 行・運営管 理サービス	なし	業務の委託 役員の兼任	業務の委託 業務委託費	754	未払費用	71

取引条件及び取引条件の方針等

- (注) 1 当社は、親会社に資金管理を委託しております。なお、関係会社預け金に関する金利につきましては、市場金利 を勘案して決定しております。
 - 2 事務所等の賃借は、周辺相場を勘案し、決定しております。
 - 3 グループマネジメント料については、親会社と合意した料率を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。
 - 4 業務委託契約についての価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。
 - 5 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 親会社又は重要な関連会社に関する情報 親会社情報

(株) CSKホールディングス(東京証券取引所に上場)

なお、平成22年10月1日付で㈱СSKに社名変更しております。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 株当たり純資産額1,170,457.48円1 株当たり当期純利益金額171,105.07円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	当事業年度 (平成22年3月31日現在)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	7,025
普通株式に係る純資産額(百万円)	7,025
普通株式の発行済株式数(千株)	6
普通株式の自己株式数(千株)	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	6

2 1株当たり当期純利益金額

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	1,026
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,026
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
期中平均株式数(千株)	6

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(株) С S K ホールディングス及び株) С S K システムズとの合併)

当社は、平成22年8月12日開催の取締役会において、㈱ $CSK\pi$ ールディングスを存続会社とする、㈱CSK-I Tマネジメント及び㈱CSKシステムズの吸収合併を実施することを決議し、当該合併につきましては、平成22年10月1日に完了しております。

なお、㈱СЅКホールディングスは、平成22年10月1日付で㈱СЅКに社名変更しております。

) 附属明細表

(有形固定資産等明細表)

資産の種類	前事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 増加額 (百万円)	当事業年度 減少額 (百万円)	当事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当事業年度 償却額 (百万円)	差引当事業 年度末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,202	121	23	1,300	782	82	517
工具、器具及び備品	2,066	12	560	1,518	1,267	231	250
リース資産	389	942	17	1,314	215	176	1,099
建設仮勘定		0		0			0
有形固定資産合計	3,658	1,076	601	4,133	2,265	491	1,867
無形固定資産							
ソフトウエア	386	29	19	397	242	53	154
リース資産	5	16		21	3	3	18
その他	468		3	464	362	9	102
無形固定資産合計	859	46	22	883	609	65	274
長期前払費用	35	130	2	163	30	7	133

- (注) 1 当事業年度増加額のうち主なものは、データセンターにおけるインフラ構築に係る資産の取得1,086百万円 (建物121百万円、工具、器具及び備品11百万円、ソフトウェア29百万円、有形リース資産912百万円、無形リー ス資産10百万円)であります。
 - 2 当事業年度減少額のうち主なものは、データセンター設備の除却528百万円(工具、器具及び備品528百万円)であります。

(借入金等明細表)

区分	前事業年度末残高 (百万円)	当事業年度末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	97	289	3.6	
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	263	908	3.7	自 平成23年8月 至 平成27年2月
合計	360	1,198		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
リース債務	274	260	243	130

(引当金明細表)

区分	前事業年度末	当事業年度 増加額	当事業年度減少額(百万円)		当事業年度末 残
区 万	残高 (百万円)	垣加領 (百万円)	目的使用	その他 5	高 (百万円)
貸倒引当金	6	4	1	5	4
賞与引当金	527	316	527		316
開発等損失引当金		1			1

(注) 貸倒引当金の当事業年度減少額のその他は、洗替によるものであります。

次へ

(株)CSKシステムズ

財務諸表等

1) 財務務諸表

)貸借対照表

		(平)	当事業年度 成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	金額(百万円)	
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			591	
2 関係会社預け金	1		14,494	
3 受取手形			14	
4 売掛金			9,794	
5 商品			97	
6 仕掛品	3		448	
7 前渡金			539	
8 前払費用			321	
9 繰延税金資産			481	
10 立替金			365	
11 未収入金			409	
12 その他			65	
流動資産合計			27,624	90.2
固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建物		92		
減価償却累計額		53	39	
(2) 工具、器具及び備品		2,035		
減価償却累計額		1,514	520	
(3) リース資産		114		
減価償却累計額		34	79	
(4) 建設仮勘定		0	0	
有形固定資産合計			639	2.1
2 無形固定資産				
(1) ソフトウエア			353	
(2) その他			38	
無形固定資産合計			392	1.3

		当事業年度 (平成22年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)
3 投資その他の資産			
(1) 従業員に対する長期貸付金		110	
(2) 破産更生債権等		0	
(3) 長期前払費用		37	
(4) 前払年金費用		996	
(5) 敷金及び保証金	2	811	
(6) その他		13	
貸倒引当金		14	
投資その他の資産合計		1,954	6.4
固定資産合計		2,986	9.8
資産合計		30,611	100.0
(負債の部)			
流動負債			
1 買掛金		2,745	
2 リース債務		23	
3 未払金	2	1,630	
4 未払費用		1,566	
5 未払法人税等		266	
6 前受金		818	
7 預り金		232	
8 賞与引当金		890	
9 開発等損失引当金	3	31	
10 その他		61	
流動負債合計		8,267	27.0
固定負債			
1 リース債務		61	
2 繰延税金負債		16	
固定負債合計		78	0.3
負債合計		8,346	27.3

		(平)	当事業年度 成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金			10,000	32.7
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		1,304		
(2) その他資本剰余金		6,669		
資本剰余金合計			7,973	26.0
3 利益剰余金				
(1) 利益準備金		825		
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		3,465		
利益剰余金合計			4,290	14.0
純資産合計			22,264	72.7
負債純資産合計			30,611	100.0

)損益計算書

		(自 ² 至 ²	当事業年度 平成21年 4 月 1 日 平成22年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(Ē	百万円)	百分比 (%)
売上高			51,918	100.0
売上原価			37,951	73.1
売上総利益			13,966	26.9
販売費及び一般管理費	1			
1 役員報酬		31		
2 執行役員報酬		75		
3 従業員給料及び手当		1,551		
4 賞与引当金繰入額		136		
5 業務委託費		1,779		
6 賃借料		479		
7 地代家賃		410		
8 減価償却費		5		
9 グループマネジメント料		633		
10 その他		1,859	6,965	13.4
営業利益			7,001	13.5
営業外収益				
1 受取利息	2	77		
2 保険配当収入		15		
3 その他		12	106	0.2
営業外費用				
1 退職給付費用		110		
2 その他		12	123	0.2
経常利益			6,983	13.5
特別損失				
1 特別退職金	3	930		
2 その他		42	973	1.9
税引前当期純利益			6,010	11.6
法人税、住民税 及び事業税		2,149		
法人税等調整額		402	2,551	4.9
当期純利益			3,458	6.7

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(製品原価明細書)			
分務費		14,289	41.5
経費	1	20,118	58.5
当期総製造費用		34,408	100.0
期首仕掛品原価		823	
合計		35,232	
期末仕掛品原価		448	
製品原価		34,784	
(商品原価明細書)			
期首商品たな卸高		107	
当期商品仕入高		3,156	
期末商品たな卸高		97	
商品原価		3,167	
売上原価		37,951	

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	金額(百万円)
外注費	16,007
地代家賃	1,021

² 原価計算の方法はプロジェクト別個別原価計算を採用しております。

) 株主資本等変動計算書

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

<u>(単位:百万円</u>)

	株主資本						
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益	その他 利益 剰余金	株主資本合計	純資産 合計
				準備金	繰越 利益 剰余金		
平成21年 3 月31日残高	10,000	1,304	6,669	344	5,293	23,612	23,612
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				480	5,286	4,806	4,806
当期純利益					3,458	3,458	3,458
事業年度中の変動額合計				480	1,828	1,347	1,347
平成22年 3 月31日残高	10,000	1,304	6,669	825	3,465	22,264	22,264

) キャッシュ・フロー計算書

		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益		6,010
減価償却費		662
引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用の 増減額(は増加)		466
受取利息及び受取配当金		77
支払利息		3
売上債権の増減額(は増加)		785
たな卸資産の増減額(は増加)		386
前渡金の増減額(は増加)		17
前払費用の増減額(は増加)		19
未収入金の増減額(は増加)		36
仕入債務の増減額(は減少)		1,045
未払金の増減額(は減少)		160
未払費用の増減額(は減少)		159
前受金の増減額(は減少)		139
その他		148
小計		6,267
利息及び配当金の受取額		80
利息の支払額		3
法人税等の支払額		2,924
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,420
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		329
有形固定資産の売却による収入		13
無形固定資産の取得による支出		33
無形固定資産の売却による収入		42
敷金及び保証金の差入による支出		40
敷金及び保証金の回収による収入		129
従業員に対する短期貸付金の貸付及び 回収(純額)		22
従業員に対する長期貸付金の貸付及び 回収(純額)		40
その他		0
投資活動によるキャッシュ・フロー		156
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		25
配当金の支払額		4,806
財務活動によるキャッシュ・フロー		4,831
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		1,566
現金及び現金同等物の期首残高		16,653
現金及び現金同等物の期末残高		15,086

重要な会計方針

	以事 继左秦
項目	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日
# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	至 平成22年3月31日)
1 たな卸資産の評価基準及	たな卸資産(商品・仕掛品)
び評価方法	個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
2 固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)
法	定率法
/4	世年75 但し、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額ま
	での償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却することは、
	る方法を採用しております。
	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物 3年~15年
	工具、器具及び備品 2 年~15年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く)
	自社利用のソフトウェア
	社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法
	(3) リース資産
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリー
	ス期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
	なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の
	賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金
	(「) 見図ゴヨ並 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率
	により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
	個を計上しております。
	(2) 賞与引当金
	従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
	(3) 開発等損失引当金
	システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算案件及び瑕疵対応案
	件について発生が見込まれる損失額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金
	従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び
	年金資産の見込額に基づき計上しております。
	なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額から
	会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計算上の差異を控除した額を
	超過しているため、超過額を前払年金費用(投資その他の資産)に計上しており
	ます。
	会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しておりま
	す。
	数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内
	の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理して
	おります。
	過去勤務債務については、発生年度において一括費用処理しております。
	(会計方針の変更)
	当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企
	業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。
	なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は
	ありません。

項目	当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日
	至 平成22年3月31日)
. University	
4 収益及び費用の計上基準	請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準
	当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
	については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基
	準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末に
	おける進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
	(会計方針の変更)
	請負契約に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用して
	おりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19
	年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適
	用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用しております。
	これにより、当事業年度の売上高は802百万円増加し、営業利益、経常利益及
	び税引前当期純利益はそれぞれ219百万円増加しております。
5 キャッシュ・フロー計算	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び
書における資金の範囲	随時引出可能な預金からなっております。
6 その他財務諸表作成のた	(1) 消費税等の処理方法
めの基本となる重要な事	税抜方式によっております。
項	(2) 連結納税制度
	連結納税制度を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成22年3月31日現在)

1 関係会社預け金

「関係会社預け金」は、「CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」(СМS:СSKグループの資金効率化を目的)による預入れであります。なお、当該預け先は、СМSの母体であり、当社の親会社でもある㈱СSKホールディングスであります。

2 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る主なものは次のとおりであります。

敷金及び保証金

774百万円

未払金

1,441百万円

3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開発等損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、開発等損失引当金に対応する額は31百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 346百万円
- 2 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは、次のとおりであります。

受取利息

73百万円

3 特別退職金は、早期退職優遇制度実施に伴う特別割増退職金及び再就職支援費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (株)	增加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	200,000			200,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,508	12,540	平成21年3月31日	平成21年 6 月30日
平成21年11月 5 日 取締役会	普通株式	1,708	8,540	平成21年 9 月30日	平成21年12月30日
平成22年3月25日 臨時株主総会	普通株式	590	2,950	平成22年 3 月26日	平成22年 3 月26日

(2) 基準日が当事業年度に属するもののうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月18 E 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,630	8,150	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

591百万円

関係会社預け金勘定

14,494百万円

現金及び現金同等物

15,086百万円

(リース取引関係)

当事業年度

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

主にサーバー関連であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

		取得価額相当額(百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	Į	397	253	143

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内68百万円1年超79百万円合計147百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料130百万円減価償却費相当額122百万円支払利息相当額7百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)によって資金の決済・運用・ 調達を行っております。有価証券投資及びデリバティブ取引は原則行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクは月次資金繰計画を 作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 関係会社預け金	14,494	14,494	
(2) 売掛金	9,794	9,794	
資産計	24,288	24,288	
(3) 買掛金	2,745	2,745	
(4) 未払金	1,630	1,630	
負債計	4,375	4,375	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

<u>資 産</u>

(1) 関係会社預け金(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

<u>負債</u>

(3) 買掛金(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
関係会社預け金	14,494			
売掛金	9,794			
合計	24,288			

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(退職給付関係)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 1 採用している退職給付制度の概要 当社は、企業年金基金制度(СЅК企業年金基金)及び確定拠出年金制度を設けております。 2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在) (単位:百万円) 退職給付債務 8,629 年金資産 8,086 未積立退職給付債務(+) 543 会計基準変更時差異の未処理額 554 未認識数理計算上の差異 985 未認識過去勤務債務 貸借対照表計上額純額 996 (+ + +)前払年金費用 996 退職給付引当金(-) 3 退職給付費用に関する事項 (単位:百万円) 勤務費用 578 利息費用 230 期待運用収益 256 会計基準変更時差異の費用処理額 110 数理計算上の差異の費用処理額 195 過去勤務債務の費用処理額 退職給付費用 859 (+ + + その他 (注) 954 合計(+) 1,814 (注) 「その他」の内訳は、次のとおりであります。 確定拠出年金掛金の支払額 133百万円 特別退職金 821百万円 4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項 期間定基準 退職給付見込額の期間配分方法 割引率 2.5% 期待運用収益率 3.0% 会計基準変更時差異の処理年数 15年 数理計算上の差異の処理年数 12年 1年 過去勤務債務の額の処理年数

(税効果会計関係)

当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)						
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳						
	(単位:百万円)					
繰延税金資産						
ソフトウェア開発	408					
賞与引当金	362					
未払事業税	62					
関係会社間譲渡損益繰延	307					
その他	140					
繰延税金資産小計	1,279					
評価性引当額	396					
繰延税金資産合計	883					
繰延税金負債						
前払年金費用	386					
保険配当金	32					
繰延税金負債合計	418					
繰延税金資産純額	465					
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との	間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となっ					
た主要な項目別の内訳	() ()					
	(単位:%)					
国内の法定実効税率	40.7					
(調整)						
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5					
住民税均等割	0.8					
評価性引当額の増減	0.1					
その他	0.5					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.5					

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

(関連当事者情報)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

財務諸表提出会社の親会社及び親会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)CSKホール ディングス	東京都 港区	96,225	持株会社	(被所有) 直接 100.0	資金管理の 委託 役員の兼任	資金の預入 当期減少額 受取利息		関係会社預 け金 未収収益	14,494 5
親会社の子 会社	(株) C S K アドミニ ストレーション サービス	東京都港区		各種事務代 行・運営管 理サービス		業務の委託 役員の兼任	業務の委任 業務委託費	1,727	未払費用	150

取引条件及び取引条件の方針等

- (注) 1 当社は、親会社に資金管理を委託しております。なお、関係会社預け金に関する金利につきましては、市場金利 を勘案して決定しております。
 - 2 業務委託契約についての価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。
 - 3 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

親会社情報

(株) CSKホールディングス(東京証券取引所に上場)

なお、平成22年10月1日付で㈱CSKに社名変更しております。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1株当たり純資産額

111,324.34円

1株当たり当期純利益金額

17.292.58円

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

・・ドコルンが受性版	
項目	当事業年度 (平成22年3月31日現在)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	22,264
普通株式に係る純資産額(百万円)	22,264
普通株式の発行済株式数(千株)	200
普通株式の自己株式数(千株)	
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	200

2 1株当たり当期純利益金額

項目	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	3,458
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,458
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
期中平均株式数(千株)	200

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(株) С S K システムズ西日本及び株) С S K システムズ中部との合併)

当社は、平成22年1月14日開催の取締役会において、㈱CSKシステムズを存続会社とする、㈱CSKシステムズ西日本及び㈱CSKシステムズ中部の吸収合併を実施することを決議し、当該合併につきましては、平成22年4月1日に完了しております。

(1) 合併の目的

CSKグループは、「システム開発事業」「ITマネジメント事業」「BPO事業」を3本の柱と位置付け、情報サービス事業への経営資源の集中を進めており、サービス・インテグレーションとサービス・イノベーションを両輪としたグループの新たな成長を目指しております。

合併後の新会社は、各社に蓄積された業務ノウハウ・技術力・知財を集約し、主力事業であるシステム開発・SIを強化・発展させ、ITマネジメント事業やBPO事業との連携の要となることで、グループ全体の業容の拡大を図ります。また、本社機能・管理機能の統合・見直しにより、コスト競争力強化を図るとともに、さらなる成長に向けた戦略的投資を行ってまいります。

これにより、競争力強化とサービス価値向上を実現し、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ための事業構造改革を進めてまいります。

(2) 合併の要旨

合併の日程

合併期日(効力発生日) 平成22年4月1日

合併方式

㈱CSKシステムズを存続会社とする吸収合併方式

合併比率

㈱CSKホールディングスの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、本合併による新株式の発行及び金銭などの交付は行いません。

(3) 合併の当事会社の概要(平成22年3月31日現在)

(1)	X (1 1920 = 1 0 7 3 0 1 H 7 1 H 7		
商号	(株)CSKシステムズ	(株)CSKシステムズ西日本	(株)CSKシステムズ中部
設立年月	平成17年 5 月	平成17年4月	平成19年 4 月
本店所在地	東京都港区南青山二丁目 26番 1 号	大阪府大阪市中央区北浜 一丁目 8 番16号	愛知県名古屋市中区錦 三丁目25番11号
代表者	代表取締役社長 中西 毅	代表取締役社長 田財 英喜	代表取締役社長 鈴木 正彦
資本金	10,000百万円	1,500百万円	400百万円
発行済株式数	200,000株	1,001株	2,001株
決算期	3月31日	3月31日	3月31日
株主及び持株比率	(株) C S K ホールディングス 100%	㈱CSKホールディングス 100%	㈱CSKホールディングス 100%
資産の額	30,611百万円	5,127百万円	2,437百万円
負債の額	8,346百万円	1,836百万円	432百万円
純資産の額	22,264百万円	3,290百万円	2,004百万円
売上高 (平成22年3月期)	51,918百万円	11,747百万円	3,492百万円
当期純利益 (は当期純損失) (平成22年3月期)	3,458百万円	567百万円	117百万円
従業員数	2,487名	698名	280名

(株) C S K 証券サービスとの合併)

当社は、平成22年6月30日開催の取締役会において、㈱CSKシステムズを存続会社とする、㈱CSK証券サービスの吸収合併を実施することを決議し、当該合併につきましては、平成22年9月1日に完了しております。

(株) CSKホールディングス及び(株) CSK-ITマネジメントとの合併)

当社は、平成22年8月12日開催の取締役会において、㈱CSKホールディングスを存続会社とする、㈱CSK-ITマネジメント及び㈱CSKシステムズの吸収合併を実施することを決議し、当該合併につきましては、平成22年10月1日に完了しております。

なお、㈱СЅКホールディングスは、平成22年10月1日付で㈱СЅКに社名変更しております。

) 附属明細表

(有形固定資産等明細表)

資産の種類	前事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 増加額 (百万円)	当事業年度 減少額 (百万円)	当事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当事業年度 償却額 (百万円)	差引当事業 年度末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	112	5	25	92	53	18	39
工具、器具及び備品	1,794	329	88	2,035	1,514	257	520
リース資産	127		13	114	34	24	79
建設仮勘定		0		0			0
有形固定資産合計	2,035	335	128	2,242	1,602	300	639
無形固定資産							
ソフトウエア	2,066	33	311	1,788	1,434	361	353
その他	38			38			38
無形固定資産合計	2,105	33	311	1,826	1,434	361	392
長期前払費用	59	0	20	39	1	0	37

- (注) 1 当事業年度増加額のうち主なものは、㈱CSK-ISからの福岡ユビキタス特区に係る事業譲受246百万円 (工具、器具及び備品238百万円、ソフトウェア7百万円)、ASPサービス用音声基盤構築61百万円(工具、器 具及び備品48百万円、ソフトウェア12百万円)であります。
 - 2 当事業年度減少額のうち主のものは、㈱CSKサービスウェアとの機器利用契約に基づく同社拠点統廃合に伴うコンタクトセンター関連機器の除却269百万円(ソフトウェア185百万円、工具、器具及び備品58百万円、建物25百万円)、ソフトウェアの陳腐化による除却61百万円(ソフトウェア61百万円)であります。

(借入金等明細表)

借入金及び金利の負担を伴うその他負債(社債を除く。)の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

(引当金明細表)

区分	前事業年度末	当事業年度 増加額	当事業年度減	少額(百万円)	当事業年度末 残
区刀	(百万円)	(百万円)	目的使用	その他	(百万円)
貸倒引当金	11	14	1	10	14
賞与引当金	1,561	890	1,561		890
開発等損失引当金	41	31		41	31

- (注) 1 貸倒引当金の当事業年度減少額のその他は、洗替によるものであります。
 - 2 開発等損失引当金の当事業年度減少額のその他は、洗替によるものであります。

<u>前へ</u>

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	6
預金	
当座預金	6,326
普通預金	32,767
別段預金	5
小計	39,100
合計	39,106

2) 受取手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
トッパン・フォームズ㈱	35
東芝プラントシステム㈱	5
合計	40

口 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年4月満期	5
"5月"	11
" 6月 "	12
" 7月 "	11
合計	40

3) 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ニッセイ情報テクノロジー(株)	1,001
パナソニック(株)	724
ソフトバンクモバイル㈱	658
NKSJシステムズ(株)	487
松井証券(株)	473
その他	11,420
合計	14,766

ロ 売掛金の回収状況及び滞留状況

前事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末	回収率(%)	滞留期間(日)
繰越高 (百万円) (A)	発生高 (百万円) (B)	回収高 (百万円) (C)	残高 (百万円) (D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$ ×100	- (A) + (D) 2 - (B) 365
633	53,667	39,535	14,766	72.8	52.37

(注) 上記の各金額には、消費税等を含めております。

4) 商品

品名	金額(百万円)
パーソナルコンピュータ及び付属品	52
ソフトウェア	110
その他	28
合計	192

5) 仕掛品

区分	金額(百万円)
労務費	575
外注費	320
経費	70
合計	966

(注) 仕掛品は主に、システム開発サービスの一括請負契約形態によるものであります。

6) 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
ゲン・キャピタル(株)	17,245
その他	26
合計	17,271

固定資産

1) 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
㈱CSKサービスウェア	10,259
(株)クオカード	8,889
(株)JIEC	2,169
(株)ベリサーブ	1,628
(株)ウィズ・パートナーズ	675
その他	2,246
合計	25,868

2) 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
㈱CSK-IS	11,247
(株)CSKプリンシパルズ	10,405
(株)CSK Winテクノロジ	56
合計	21,708

流動負債

1) 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)CSKシステムマネジメント	291
㈱CSKサービスウェア	261
ソフトバンク B B(株)	175
Blackboard International B.V.	108
(株)JIEC	91
その他	3,056
合計	3,985

2) 1年内の償還予定新株予約権付社債

21,792百万円

内訳は「1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、 連結附属明細表、社債明細表」に記載しております。

3) 短期借入金

相手先	金額(百万円)
住友信託銀行株式会社	3,725
株式会社三井住友銀行	2,675
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,928
株式会社みずほコーポレート銀行	1,671
合計	10,000

4) 預り金

内容	金額(百万円)	
CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム	14,362	
その他	186	
合計	14,549	

固定負債

1) 新株予約権付社債

35,000百万円

内訳は「1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、 連結附属明細表、社債明細表」に記載しております。

2) 長期借入金

相手先	金額(百万円)
住友信託銀行株式会社	7,397
株式会社三井住友銀行	5,312
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,830
株式会社みずほコーポレート銀行	3,319
合計	19,860

3) 長期預り金

内容	金額(百万円)
CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム	15,500
合計	15,500

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1 単元の株式数	普通株式 100株、優先株式 1株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所 株主名簿管理人 取次所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 住友信託銀行株式会社
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告アドレス http://www.csk.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

⁽注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第42期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成22年6月28日提出の上記(1)の有価証券報告書及び確認書に係る訂正報告書及び確認書 平成23年2月21日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書

事業年度 第42期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月28日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第43期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)平成22年8月13日関東財 務局長に提出。

事業年度 第43期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)平成22年11月12日関東財 務局長に提出。

事業年度 第43期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)平成23年2月10日関東財務局長に提出。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成22年8月13日提出の上記(4)の四半期報告書及び確認書 に係る訂正報告書及び確認書 平成22年 10月22日関東財務局長に提出。

平成22年2月10日提出の第42期第3四半期報告書及び確認書に係る訂正報告書及び確認書 平成23年2月21日関東財務局長に提出。

平成22年8月13日提出の上記(4)の四半期報告書及び確認書 に係る訂正報告書及び確認書 平成23年2月21日関東財務局長に提出。

平成22年11月12日提出の上記(4)の四半期報告書及び確認書 に係る訂正報告書及び確認書 平成23年 2月21日関東財務局長に提出。

平成23年2月10日提出の上記(4)の四半期報告書及び確認書 に係る訂正報告書及び確認書 平成23年2月21日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第7号の3(吸収

合併の決定)に基づく臨時報告書 平成22年8月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成22年10月7日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成22年11月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成22年11月12日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3(吸収合併の決定)に基づく臨時報告書平成23年2月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 平成23年4月12日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 平成23年4月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)に基づく臨時報告書 平成 23年4月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成23年5月12日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書 平成23年5月19日関東財務局長に提出。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年8月13日提出の上記(6)の臨時報告書 に係る訂正報告書及び確認書 平成22年11月12日関東 財務局長に提出。

平成23年2月24日提出の上記(6)の臨時報告書 に係る訂正報告書及び確認書 平成23年5月19日関東 財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C S K ホールディングス及び連結子会社の平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、連結子会社(コスモ証券株式会社)の株式の譲渡についての記載がある。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CSKホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社CSKホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月28日

株式会社 C S K 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C S K 及び連結子会社の平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成23年2月24日開催の取締役会において、住商情報システム株式会社を存続会社、会社を消滅会社として平成23年10月1日に合併することを決議し、同日付で合併契約を締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CSKの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社CSKが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

平成22年6月25日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CSKホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、関係会社株式(コスモ証券株式会社)の譲渡についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

平成23年6月28日

株式会社CSK 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社 C S K の平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの第 4 3 期事業年度 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行っ た。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表 明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監 査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた 見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果と して意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、株式会社CSKの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績 をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は平成23年2月24日開催の取締役会において、住商情報システ ム株式会社を存続会社、会社を消滅会社として平成23年10月1日に合併することを決議し、同日付で合併 契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<u>次へ</u>

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

平成23年6月28日

株式会社 C S K 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 大 屋 浩 孝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSK-ITマネジメントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CSK-ITマネジメントの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社CSKは平成22年10月1日付で会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<u>次へ</u>

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

平成23年6月28日

株式会社 C S K 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 向 出 勇 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKシステムズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C S K システムズの平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、株式会社CSKは平成22年10月1日付で会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<u>前へ</u>

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。